

守ろう緑 つくろう緑花 つなごう緑花  
住み続けたいまち やまと

## 大和市緑の基本計画



～大和ゆとりの森～

平成31年（2019年）3月

大和市



## はじめに

私たちのまち大和は、豊かな自然に恵まれるとともに、鉄道やコミュニティバスなど、交通の利便性の高い神奈川の中核都市として発展してきており、全国的には少子高齢化が進展する中、未だ人口の微増が続いております。

社会資本整備が成長型から持続型への転換が求められる中、本市には、引地川源流の泉の森をはじめ、境川沿いにも多くの自然が残り、これらは様々な生き物の住処や繁殖地として活用され、人々にも安らぎや癒しをもたらしています。次世代に、このような環境を引き継いでいくためにも、身近な自然を守り、維持し、市街地との調和を図ることが必要であると考えております。

緑の役割は多岐にわたります。市内の公園緑地は、日常においては健康づくりや憩いの場であり、災害時には避難場所として活用され、ヒートアイランド現象の緩和にも力を発揮します。

今後も「健康都市 やまと」の実現に向け、多くの市民の皆様へ緑に興味を持っていただき、豊かな自然を感じていただけるよう、緑の保全に努める必要があります。

今回、緑の基本計画の改定を行うにあたっては、農地の保全や既存の公園の維持管理などについても計画に盛り込むことといたしましたが、引き続き、緑地保全、緑化推進、公園整備などの様々な施策を展開することで、後世に受け継いでいくべき自然環境の保全と活用を図ってまいります。

最後に、本計画の改定にあたり、貴重な御意見をいただきました多くの市民の皆様と、熱心にご審議を重ねていただきました環境審議会の委員の皆様へ、厚く御礼を申し上げます。



平成 31 年 3 月

大和市長 大木 哲



## < 目 次 >

第1章 はじめに .....	1
1. 緑の基本計画改定の趣旨 .....	2
2. 計画の位置づけ .....	3
3. 都市における緑の効果 .....	4
4. 緑地の定義 .....	6
5. 市民等の意見聴取について .....	8
第2章 大和市の現況 .....	9
1. 大和市の概況 .....	10
2. 自然及び水系の現況 .....	11
3. 社会的現況 .....	14
4. 緑の現況と市民の意識 .....	32
第3章 計画の点検 .....	55
1. 前回からの比較 .....	56
2. 計画の達成状況 .....	63
第4章 緑の課題 .....	65
1. 緑の施策から見た課題 .....	66
2. 緑の役割から見た課題 .....	68
第5章 緑の基本方針 .....	71
1. 緑の基本理念 .....	72
2. 緑の将来像 .....	72
3. 緑の基本方針 .....	73
4. 計画のフレーム .....	76
第6章 緑の施策方針 .....	79
1. 都市公園の整備目標及び整備方針 .....	80
2. 緑の役割別配置方針 .....	82
3. 総合的な緑の配置方針 .....	83
4. 地域制緑地の保全方針と活用方針 .....	85
5. 都市緑化の目標と推進方針 .....	87
6. 施策体系と個別施策 .....	89
7. 特に緑地の保全や緑化の推進に努める地区の方針 .....	99
8. グリーンプロジェクトの継承 .....	103
9. 進行管理 .....	115

第7章 地域別計画.....	117
1. 地域別計画の方針.....	118
2. 中央林間・つきみ野地域.....	120
3. 南林間・鶴間地域.....	122
4. 大和・相模大塚地域.....	124
5. 桜ヶ丘地域.....	126
6. 高座渋谷地域.....	128
用語集.....	131

本計画改定時点では、新元号が定められていないため、平成 31 年以降の元号についても「平成」を用いています。新元号が定められた際は、読み替えをお願いします。

# 第1章 はじめに

---

# 1. 緑の基本計画改定の趣旨

大和市(以下、「本市」という。)では、平成 6(1994)年 6 月都市緑地保全法(現都市緑地法)の改正に合わせて、平成 9(1997)年 6 月に「大和市緑の基本計画」を策定しました。

この計画を基に平成 22(2010)年 4 月には 1 度目の改定を行いました。平成 29(2017)年 6 月に都市緑地法等の一部改正や、社会情勢の変化を受け、前計画を見直し、改定を行いました。

## (1) 緑の基本計画とは

緑の基本計画は、主として都市計画区域内における緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策を総合的、計画的に実施するために定める基本計画で、法律(都市緑地法)に基づき市町村が策定するものです。

本市は全域が都市計画区域となっていますので、市域全域を計画対象としており、都市公園の整備や特別緑地保全地区などの都市計画制度に基づく施策と、公共施設や民有地の緑化、緑地保全や緑化に関する住民間の協定、緑に関する普及啓発やボランティア活動の推進等、都市計画制度によらない幅広い施策やさまざまな取り組みを体系的に位置づけています。

## (2) 改定の背景

### 策定後20年が経過

平成9(1997)年6月に策定された大和市緑の基本計画は平成22年4月に改定を行いました。改定後9年を経過し、定期的な見直しの時期にきています。

計画で策定された各施策等の進捗状況を確認し、目標像実現に向けた計画体系の検証と充実化を行なう必要があります。

### 上位・関連計画や法制度の改正

健康都市やまと総合計画、都市農業振興基本計画、環境基本計画の策定と、都市緑地法の改正が平成29(2017)年度にありました。

緑の基本計画の上位計画や関連計画と整合を図るとともに、法制度との適合性を確認し、計画の実効性を高めていく必要があります。

### 社会情勢の変化

少子高齢化の進展、災害や環境に対する関心の高まり、市民参画の活発化など、近年の社会情勢が大きく変化しています。

その中で、都市の緑が果たす役割の重要性が強く認識されるようになっており、多様なニーズに対応していく必要があります。

## (3) 改定の目的

今般改定では、前計画で設定した目標の達成状況の確認や評価を行うとともに、都市緑地法等の一部改正により本計画の中に、農地も緑地として定義づけられたことや、生産緑地地区の面積要件を条例により引き下げられるようになったこと、また、公園の管理方針についても反映させ、平成 31(2019)年に策定される健康都市やまと総合計画や関連計画との整合を図るため、前計画を見直し、現況に沿った改定を行うことを目的としました。



## 2. 計画の位置づけ

「大和市緑の基本計画」は、上位計画である健康都市やまと総合計画を具体化する分野別計画のひとつに位置づけられるもので、計画の基本的な枠組みについては、大和市都市計画マスタープラン、大和市環境基本計画や都市農業振興基本計画などの関連計画と整合を図りながら、推進していきます。

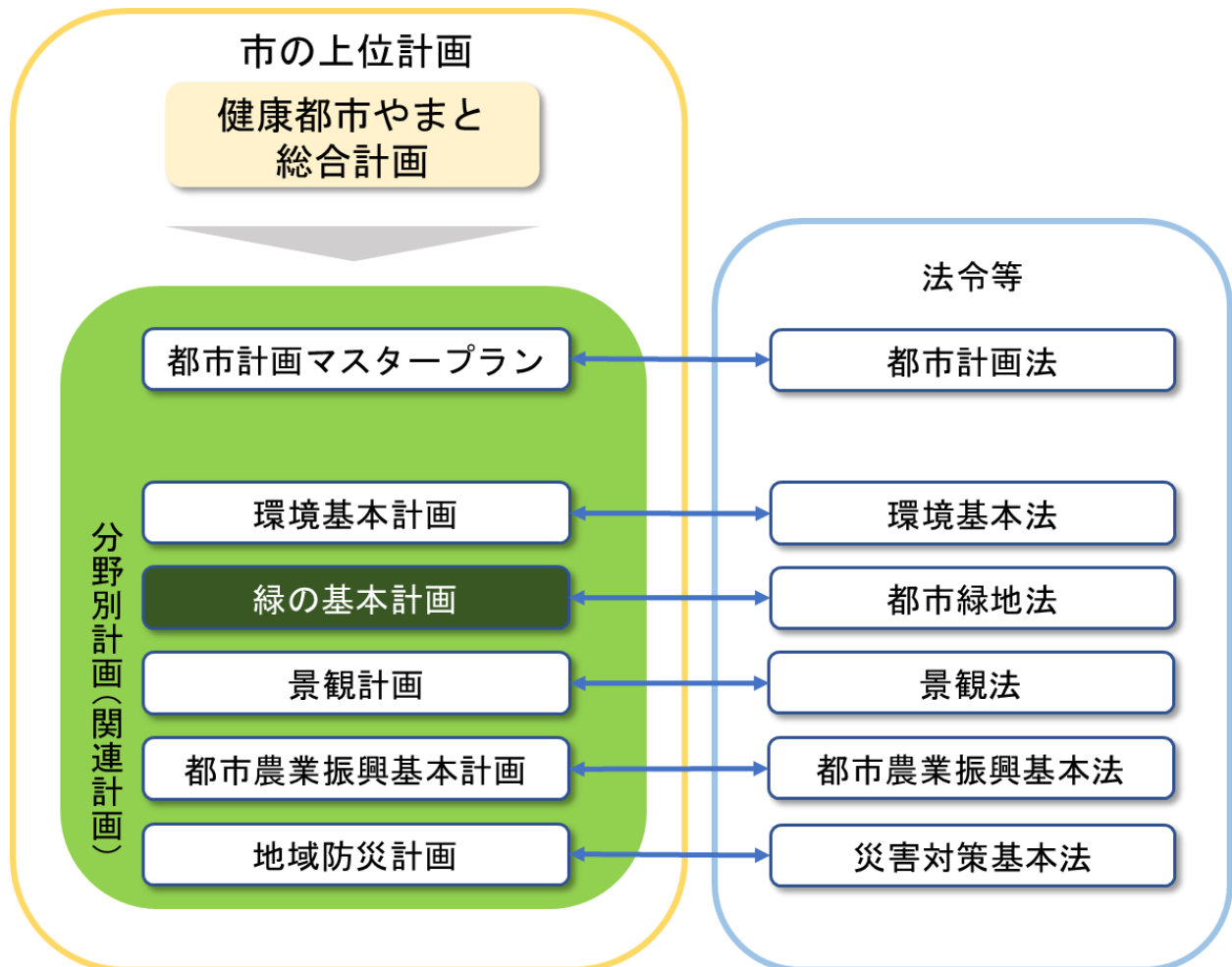


図 1 計画の位置づけ

### 3. 都市における緑の効果

本計画では、わたしたちの身近にある樹林地や社寺林、農地、住まいや事業所の敷地の緑、公園や道路、公共施設の緑などのさまざまな緑と、緑の環境と一体不可分な河川や水路、湧水といった「水」も含め、計画の対象としています。これらの身近な緑の役割、効果を考えると、多様な機能を持っていることがわかります。

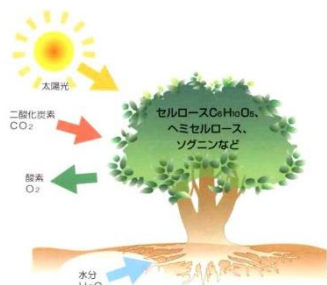
人間にとって、緑の存在そのものが緑の持つ色・香りなどが人間の感覚に訴え、やすらぎや活力を生み出すことができる心理的効果を持つことが実際に明らかにされており、都市にとって緑が果たす効果・効用は大きく5つに区分できます。

#### (1) 都市環境の維持・改善

ふだん気付かなくても、そこに緑が『ある』ことで、地球レベル、都市レベルの環境の維持・改善に寄与していること。

##### ●地球温暖化の防止に寄与する。

植物は、大気中から二酸化炭素を吸収して内部に蓄積・固定し、地球温暖化のもととなる温室効果ガス排出を削減します。



樹木がCO2を吸収・固定する仕組み

##### ●ヒートアイランド現象の緩和に役立つ。

植物は、葉から水分を蒸発する蒸発散作用などにより、気温や地表面の温度を下げるなど、ヒートアイランド現象の緩和に効果があります。



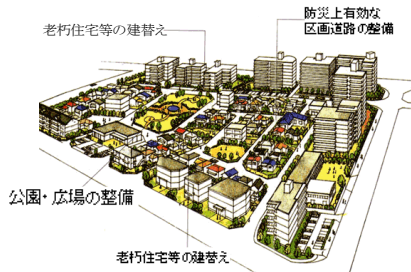
図出典: 国土交通省「環境の世紀における公園緑地の取り組み」

#### (2) 都市の安全性の確保

火災時の燃焼抑制や延焼防止、土砂崩れの防止、また災害発生時の避難地になるなど、暮らしの安全を守る存在であること。

##### ●都市特有の災害を防ぎ、被害を最小限に止める。

急斜面地の緑地は、土砂の崩壊を防止し、町の中の緑は火災時の延焼を防止したりするなど、防災に役立っています。



出典: 国土交通省「防災まちづくり資料」

##### ●いざというときの避難地となる。

公園や緑地は、地震や洪水などの災害時の避難場所や救援場所となります。

公園は延焼を防止したほか、避難地や防災拠点として機能した。大国図  
●兵庫県神戸市



### (3) 自然環境の維持・向上

人工的になりがちな都市の中で、自然と共生する暮らしやすいまちをつくる緑のインフラストラクチャーであること。

#### ●農地を保全し、良好な景観を守る。

農地は、食料を生産する場所であるほか、緑地空間を提供し、市民に「やすらぎ」や「潤い」をもたらします。

市民が農にふれあい、体験する機会を提供しています。



#### ●生物の多様性の確保に貢献する。

緑地は、さまざまな生物の生息・生育空間を提供し、生物多様性の確保に高度な機能を発揮する空間を形成します。



### (4) 健康でうろおいのある都市生活・活動の場の提供

緑の空間そのものが、さまざまな活動の場（オープンスペース）であり、地域のなかで人と人、人と自然が触れあう結節点となること。

#### ●身近なレクリエーション・交流の場を提供する。

公園や緑地は、野外レクリエーションや、地域の人々の交流、コミュニティの醸成、市民の健康づくり、子育て支援などさまざまな活動の場となります。



#### ●自然とふれあう場・環境教育の場となる。

公園や緑地は、自然との触れあいのある豊かな生活や、身近な自然的空間として人々がさまざまな活動を楽しみながら環境に対する理解を深める場になります。



### (5) 良好な都市景観、まちの魅力の形成

無機質な場所にもさまざまな表情を与え、個性ある景観や生き生きとした風景をつくることができること。

#### ●美しいまち並みや景観をつくる。

住宅地やまちなかの緑は、潤いのある美しい景観をつくり、商店街のにぎわいづくりや活性化などの効果を発揮します。



#### ●“その地域”らしさを感じさせる風景をつくる。

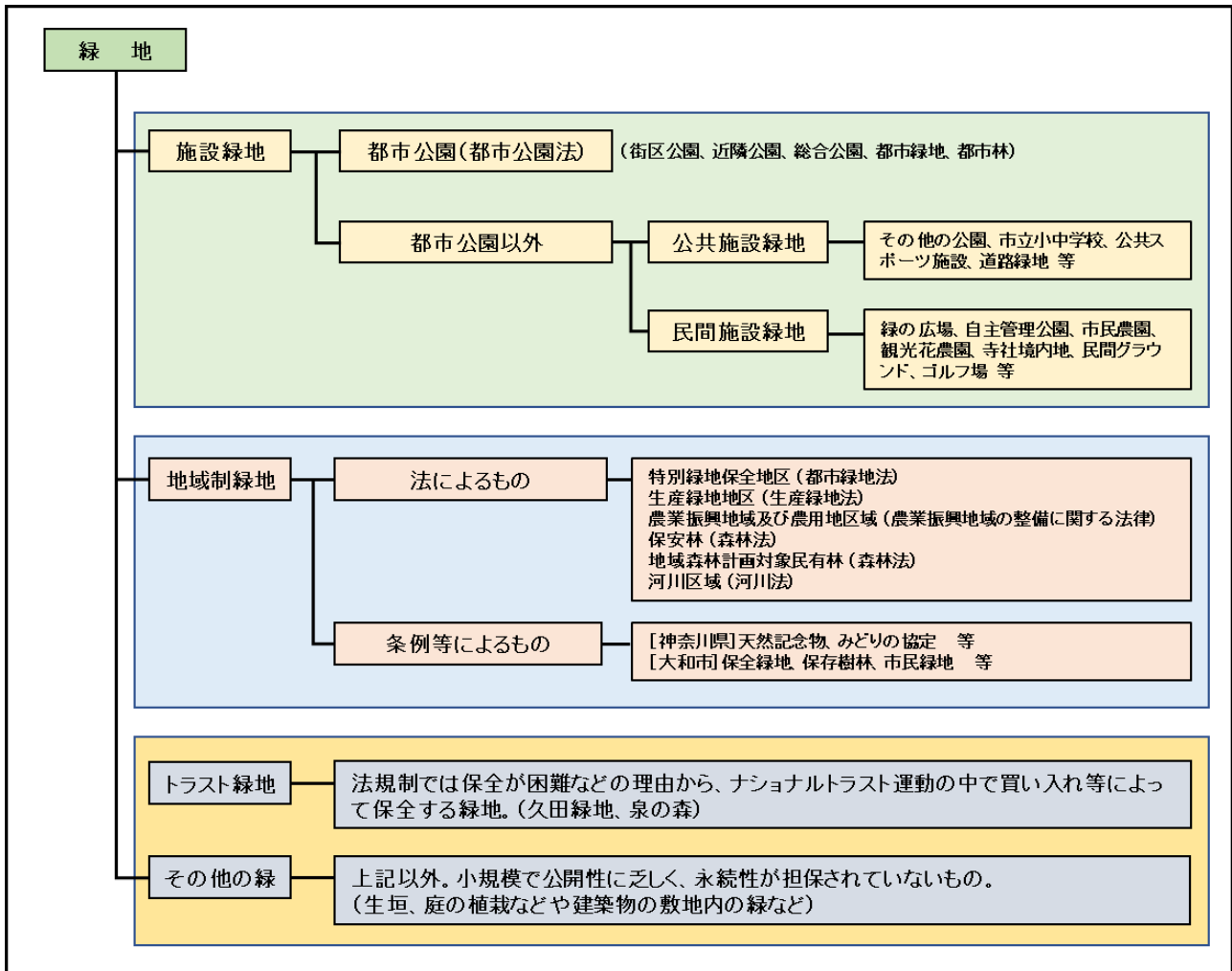
緑は、その土地に適した種類や形や季節があり、地域の歴史や暮らしと一体となって固有の風景を形成し、市民が愛着や誇りを持てる郷土をつくります。



## 4. 緑地の定義

本計画で対象とする緑地を次に示します。

施設緑地、地域制緑地は、現在、本市ないし県が指定等をしている実績のある種類のみをあげています。



● 本計画が対象とする緑地の例

施設緑地				
	総合公園	道路緑地	泉の森(B地区)	
	都市公園		公共施設緑地	
				
	寺社境内地	緑の広場	市民農園	
	民間施設緑地			
地域制緑地				
	生産緑地地区	風致保安林	河川区域	
	法によるもの			
				
	特別緑地保全地区	保全緑地	市民緑地	
	法によるもの	条例等によるもの		

## 5. 市民等の意見聴取について

### ● 意見聴取の経過

実施時期	聴取方法	件数等	主な対象者
平成 29(2017). 11～12	緑に関する市民アンケート調査	計 540 件	市民
平成 30(2018). 2～3	緑に関する市民アンケート調査	計 90 件	農地所有者
平成 30(2018). 7	緑に関する市民アンケート調査	計 77 件	緑地所有者
平成 30(2018). 7	緑地ボランティア意見交換会(1回目) <sup>※</sup>	10 人	緑地ボランティア
平成 30(2018). 8	緑地ボランティア意見交換会(2回目) <sup>※</sup>	10 人	緑地ボランティア
平成 30(2018). 9	環境審議会計画骨子案審議	9 人	環境審議会委員
平成 30(2018). 11	ポスターセッション	意見なし	市民
平成 31(2019). 1	環境審議会諮問	10 人	環境審議会委員
平成 31(2019). 2	パブリックコメント	計 2 件	市民
平成 31(2019). 3	環境審議会答申	10 人	環境審議会委員

※緑地ボランティア意見交換会は1回目、2回目とも同じ内容で実施しました。

## 第2章 大和市の現況

---

# 1. 大和市の概況

## (1) 地勢・位置及び地形

本市は、神奈川県のおぼ中央に位置し、都心から約 40km 圏内、また横浜市の中心からは約 15km 圏内にあります。南は藤沢市に隣接し、東は境川を隔てて横浜市、西は座間市と海老名市、北は相模原市と町田市にそれぞれ接しています。

本市の面積は 27.09 km<sup>2</sup>であり、東西 3.22km、南北 9.79km と南北に細長く、相模原台地の中央東部に位置しています。この相模原台地は南北に延びる扇状の大地で、緩やかな起伏を伴って、南に傾斜しています。台地内にはいくつかの河川が流れており、東側を境川、西側を引地川が流れ、ともに藤沢市を通過して相模湾にそそいでいます。

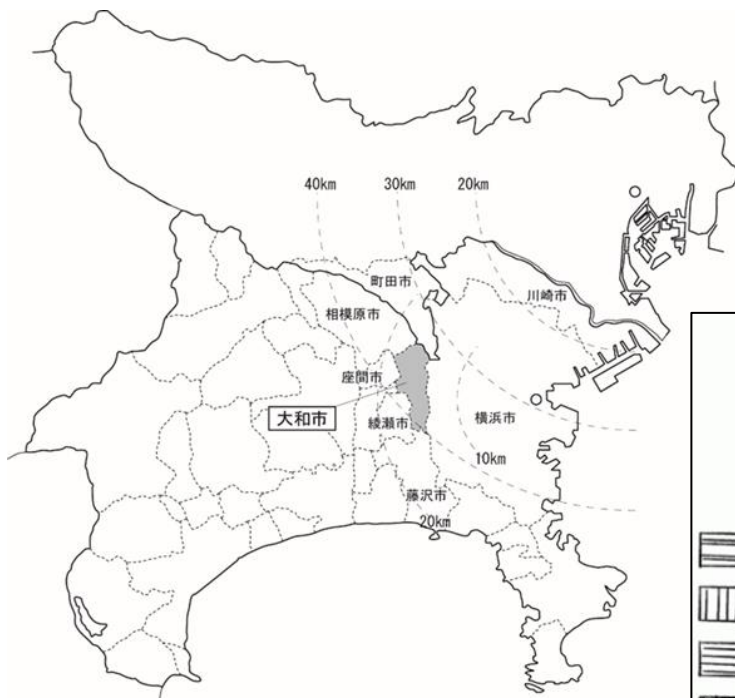


図 2 本市の位置

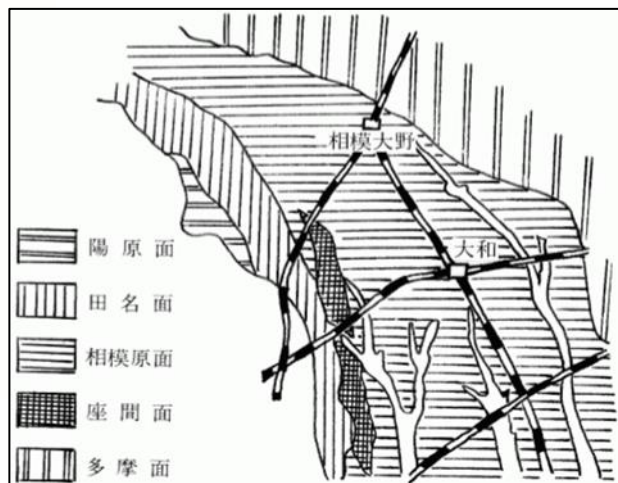


図 3 相模原台地中北部地形面区分

出典:「大和市史研究 第 2 号(1976 年 3 月)」

## (2) 市の沿革

明治 22(1889)年の市制町村制の施行にともない下鶴間・深見・上草柳・下草柳からなる「鶴見村」と上和田・下和田・福田・長後・高倉からなる「渋谷村」が誕生しました。明治 24(1891)年に「鶴見村」が「大和村」へと改称し、昭和 31(1956)年に「大和町」と「渋谷村(長後・高倉は藤沢市に編入)」が合併し、昭和 34(1959)年に神奈川県の 14 番目の市として「大和市」が誕生しました。その当時の市域面積は、現在とほぼ変わらない 28.60 km<sup>2</sup>でした。



## 2. 自然及び水系の現況

### (1) 気象

本市は、比較的温暖で穏やかな気候であり、平成 29 年における平均気温は 15.5℃、年間降水量は 1,545.5mm、降雨日数は 99 日となっており、降雪は少なめとなっています。

表 1 大和市の気温と降水量

年・月	気温(℃)			降水量(mm)		
	平均	最高	最低	総数	最大日量	降雨日数(日)
平成 28 年	16.3	37.3	-3.0	1,694.5	151.0	124
平成 29 年	15.5	36.0	-3.3	1,545.5	134.5	99
1 月	5.9	20.1	-3.3	20.5	17.5	2
2 月	6.6	19.0	-2.2	16.0	6.0	5
3 月	8.0	17.7	0.4	80.5	22.5	8
4 月	14.2	26.2	3.2	122.5	36.5	8
5 月	19.4	28.7	10.4	63.5	32.0	5
6 月	21.4	30.5	15.1	109.6	64.0	9
7 月	26.5	34.6	21.2	115.5	46.0	8
8 月	26.2	36.0	20.2	259.0	134.5	16
9 月	22.6	32.9	15.8	208.5	46.0	13
10 月	16.7	29.4	9.5	484.5	132.5	17
11 月	12.1	22.2	2.7	49.0	29.5	6
12 月	6.5	17.3	-1.3	16.5	14.5	2

出典：平成 29 年度大和市統計概要

## (2) 水系

本市には2本の河川が流れています。市の東側を流れる境川(二級河川)は、相模原市を源とし、東京都と神奈川県  
の境、本市と横浜市の境を流下し、藤沢市を経て相模湾にそそいでいます。また市の西側を流れる引地川(準用河川、  
二級河川)は、上草柳の北部を源とし、市の西側を流れて藤沢市を経て相模湾にそそいでいます。また、引地川上流  
に設置された泉の森内にある上草柳調整池「しらかしの池」やふれあいの森の「ふれあい広場」などは河川と公園が一  
体化し、市内外の多くの人々に親しまれています。

両河川は相模原台地を刻んで谷を形成していますが、台地ができてからの歴史が浅いので、谷の形は単純で、支流  
は少なく、わずかに目黒川、上和田川などの短い流れだけが境川にそそいでいます。



図 4 水系図

### (3) 動植物

#### ① 植物相

本市では、カシ類が優先する常緑広葉樹林が自然植生と考えられていますが、古くから農地や宅地などに利用されてきたため、常緑広葉樹などの森林は、泉の森にある神奈川県指定天然記念物のシラカシ林をはじめ、寺社周辺や河川沿いに残された斜面林に小規模に残っているのみとなっています。

引地川の水源である泉の森には、市内で最も大きな自然性の高い緑地があり、ヒノキ、スギなどの針葉樹の植林が大きな割合を占めています。本市南部では、水田や畑地及び市街地の未舗装地の雑草群落が植生を構成しています。

また、北部の都市部の中にある中央林間自然の森では、広範囲を針葉樹で構成されていましたが、近年市有地で新たにクヌギ類を植樹し、林床に光を入れ森の更新を行いました。

#### ② 動物相

大和市動植物総合調査(1987～1989年)で確認された当時、脊椎動物の種類数は神奈川県内全体の種類数と比較すると、哺乳類と鳥類では約2割、両生類では約3割、爬虫類では約7割、魚類では約2割と種類数は少なく、本市の動物相は多様性に乏しい結果が出ていました。

近年では温暖化などの影響を受け、更に多くの動物種の姿が確認できなくなってきました。

本市では、泉の森内の「しらかしの池」、「湿生植物園」、「まむし池」にて、外部の専門機関へ委託して平成25年から継続的に魚類調査が行われています。

これらの調査によって6科18種(当該地点の在来種2種、国内外来種13種、国外外来種3種)の魚類が確認されていますが、平成28年以降、在来種のアブラハヤが確認されなくなったほか、平成30年3月の調査ではそれまで確認されていたドジョウの姿を確認することができませんでした。また、国内外来種(元々は日本固有の種ではあるが他の地域から入ってきた種)として、ドンコの生息数が増加していることが確認されています。

なお、捕獲した魚類等については原則として放流を行っていますが、他の種に与える影響の大きいアメリカザリガニ、コイ、ドンコ等は適切に処分を行いました。

#### ③ 外来種

近年では、特定外来生物の目撃例も増加しています。代表的なものとして、アライグマは市内全域で、市南部の畑や緑地ではクリハラリス(台湾リス)の姿が確認されています。また、植物ではオオキンケイギクやセイタカアワダチソウ等が緑地や歩道の花壇などでも見られるようになりました。

その土地固有の動植物の生態系を脅かす外来種の対策については、環境省等による指針及び本市のアライグマ防除実施計画などに従い、今後も適切に行ってまいります。

#### ④ 動植物の傾向・対策

地球温暖化等や開発圧力により、住処を追われ、確認できなくなった種や個体数の減少している種が出てきてはいますが、いくつかの緑地では小型から中型の猛禽類が営巣する姿も確認されているため、ある程度の生態系のバランスは保たれていると考えられており、今後も生物の住処となる緑地等の保全を適正に図ります。

本市では、より市民に自然に親しんでもらうため、また環境保全啓発のため、大和の自然ハンドブックを発行して貴重な動植物の情報発信を行っています。



大和の自然ハンドブック

### 3. 社会的現況

#### (1) 人口の推移と将来人口

本市の人口は、平成 29 年 3 月 1 日現在で 234,122 人となっています。

平成 18 年からの人口の増減をみると、緩やかに増加傾向を続けておりますが、平成 35 (2023)年に約 24 万人のピークを迎え、その後は減少していく見通しとなっています。

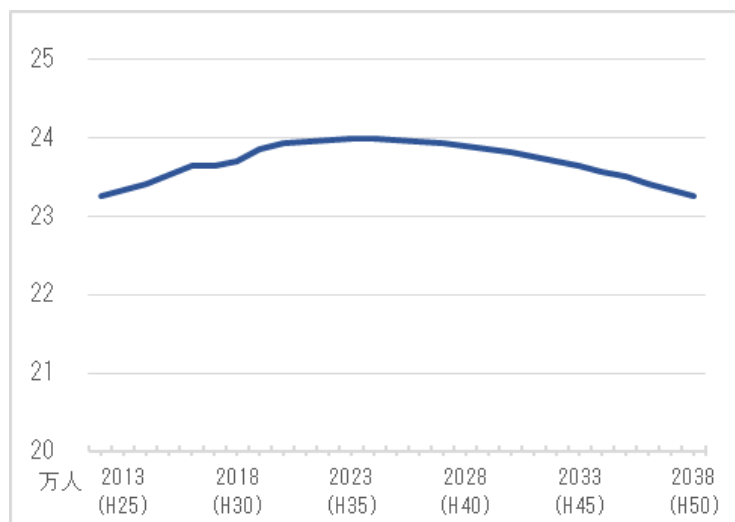
平成 29 (2017)年から平成 40 (2028)年までの年齢構成の変化をみていくと、年少人口(0～14 歳)は約 13%から 12%へ、生産年齢人口(15～64 歳)は約 64%から約 62%へと低下するのに対し、高齢人口(65 歳～)は約 23%から 26%へと上昇する見込となっており、少子高齢化が一層進展するものと予測しています。

表 2 大和市の人口

各年 3 月 1 日現在

年	人口
平成 18 年	221,624 人
平成 19 年	222,642 人
平成 20 年	223,245 人
平成 21 年	224,688 人
平成 22 年	225,875 人
平成 23 年	228,917 人
平成 24 年	230,240 人
平成 25 年	231,040 人
平成 26 年	232,356 人
平成 27 年	232,662 人
平成 28 年	233,576 人
平成 29 年	234,122 人

出典:大和市総務部総務課 HP より



出典:健康都市やまと総合計画

図 5 大和市の人口推移と将来予想

## (2) 土地利用

本市では、小田急電鉄江ノ島線を軸に、商業や工業、都市型住宅など都市的な土地利用がみられ、周辺に向かうにしたがい、低層住宅地、農地や樹林地が多くなっています。

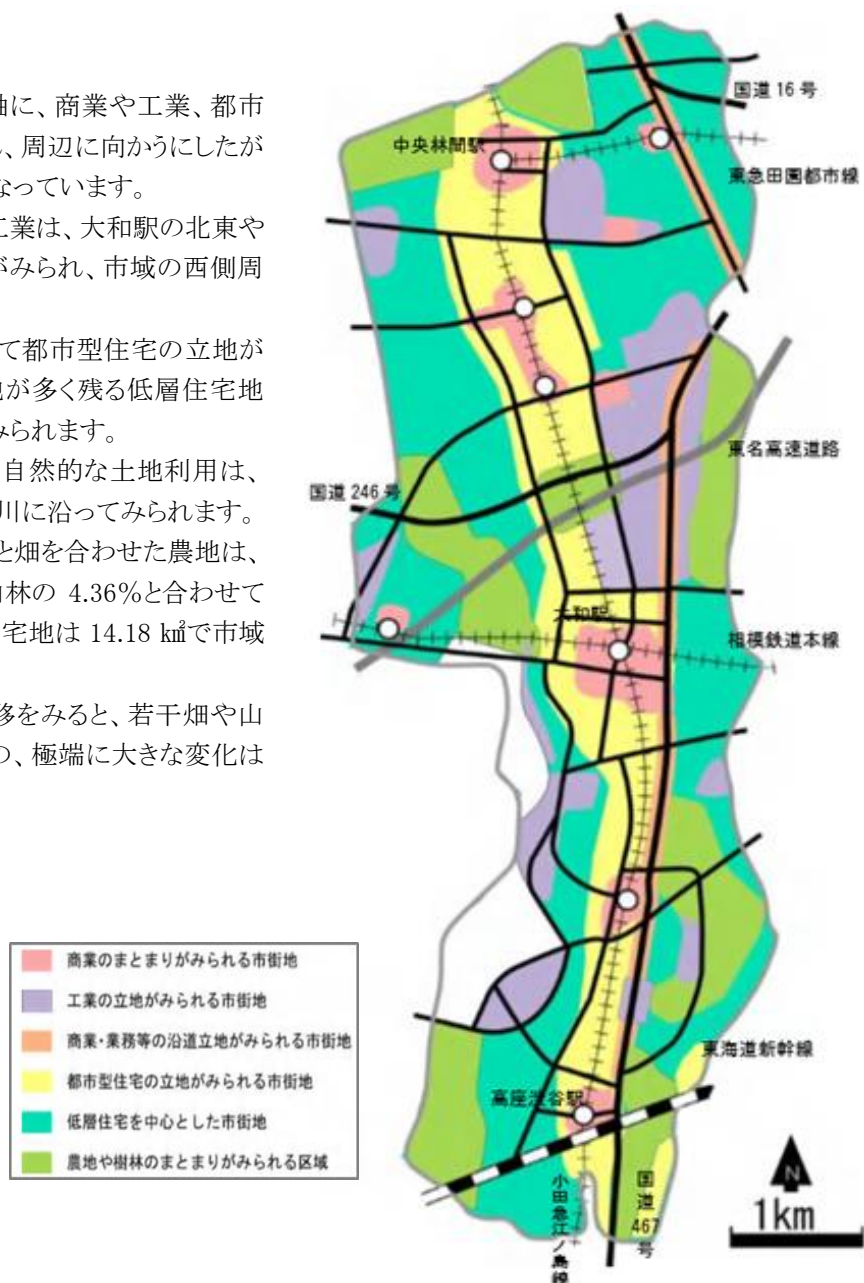
商業は、鉄道各駅の周辺に集積し、工業は、大和駅の北東や中央林間駅の南東などに大きな集積がみられ、市域の西側周辺部にも点在しています。

住宅は、小田急電鉄江ノ島線に沿って都市型住宅の立地がみられます。また周辺の農地や樹林地が多く残る低層住宅地には、良好な住環境をもつ住宅が多くみられます。

大きな農地のまとまりや樹林地など、自然的な土地利用は、市の東西をそれぞれ流れる境川、引地川に沿ってみられます。

また、地目別の土地面積をみると、田と畑を合わせた農地は、2.05 km<sup>2</sup>で市域面積の 7.57%であり、山林の 4.36%と合わせても、11.92%しか占めていません。一方、宅地は 14.18 km<sup>2</sup>で市域の 52.34%も占めています。

なお、近年の地目別土地面積の推移をみると、若干畑や山林が減少し、住宅が増加しているものの、極端に大きな変化はみられません。



出典：「都市計画マスタープラン(平成 22 年 4 月改定)」

図 6 土地利用の現況

表 3 地目別土地面積

(各年 1 月 1 日現在、単位:km<sup>2</sup>)

年別	総面積	田	畑	宅地	山林	雑種地	その他
平成 24 年	27.06	0.10	2.07	13.97	1.24	2.36	7.32
平成 25 年	27.06	0.10	2.06	14.00	1.22	2.36	7.32
平成 26 年	27.06	0.10	2.03	14.10	1.21	2.33	7.29
平成 27 年	27.09	0.10	2.02	14.10	1.21	2.31	7.35
平成 28 年	27.09	0.10	1.98	14.15	1.19	2.31	7.36
平成 29 年	27.09	0.09	1.96	14.18	1.18	2.31	7.37

出典：平成 29 年大和市統計概要

### (3) 都市計画の指定状況

#### ① 都市計画区域及び区域区分

本市の都市計画区域及び区域区分の面積及び構成比は以下のとおりです。

表 4 都市計画区域面積

(平成 29 年 4 月 1 日現在)

区分	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	2,709	100
市街化区域	2,008	74.1
市街化調整区域	701	25.9

出典:平成 29 年大和市統計概要

#### ② 特別緑地保全地区

本市では、水源地周辺のみとまった樹林地を有する「泉の森(A 地区<sup>1</sup>)」(約 17ha)を特別緑地保全地区として指定しています。

特別緑地保全地区は、樹林地や草地などが一体となって自然的環境を形成し、景観にすぐれている地区において無秩序な市街化を防止し、自然的環境を保全するために定めています。地区内では、建築物その他の工作物の建築、宅地の造成、土地の形質の変更などは、原則として行うことはできません。



出典:大和市公開型地図情報サービス

図 7 特別緑地保全地区位置図

<sup>1</sup> 「A 地区」: 国道 246 号大和厚木バイパス以北、  
「B 地区」: 国道 246 号大和厚木バイパス以南～東名高速道路

### ③ 生産緑地地区

本市では、平成 29 年 3 月 31 日現在 345 箇所、約 59.6ha を生産緑地地区として指定しています。

生産緑地地区は、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を形成するために定める地区です。地区内では、建築物その他の工作物の建築、宅地の造成、土地の形質の変更などは、原則として行うことはできません。

また、平成 29 年 5 月に生産緑地法が一部改正され、同年 6 月に施行されました。

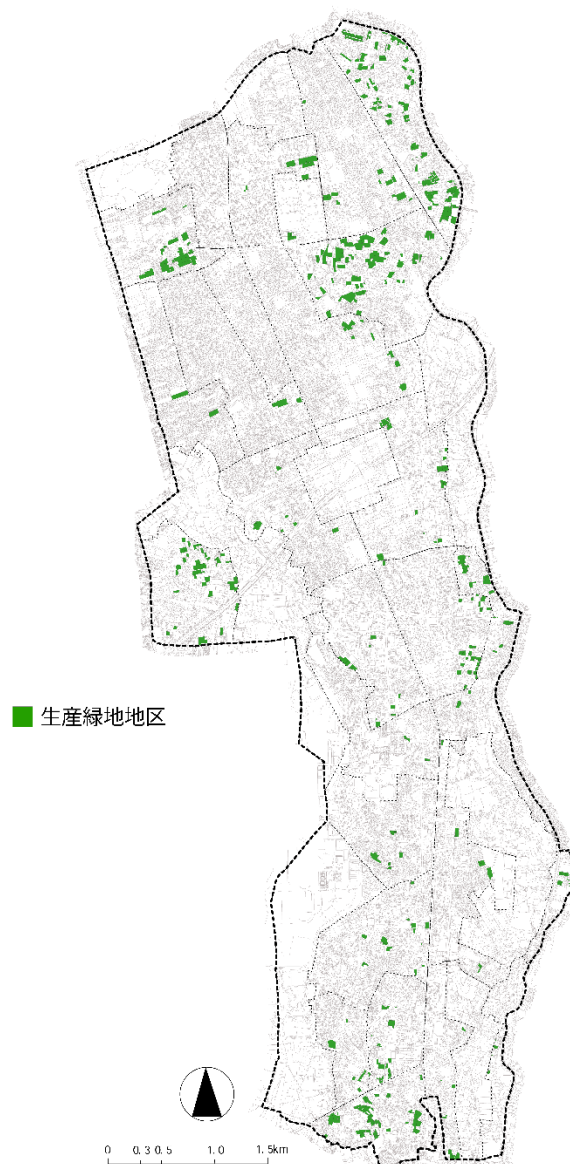
このことを受け本市では、「生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定することにより、小規模な農地でも保全が進むよう、生産緑地地区の面積要件を、現行の 500 m<sup>2</sup>以上から 300 m<sup>2</sup>以上まで引き下げを行いました。

また、農地を可能な限り生産緑地地区に指定することができるように、大和市生産緑地地区指定基準について緩和を基本とした見直しを行いました。

表 5 生産緑地地区の箇所と面積

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

箇所数	面積
345 箇所	約 59.6ha



出典: 大和市公開型地図情報サービス

図 8 生産緑地地区位置図

④ 都市公園及び緑地の概況

本市の都市公園及び緑地の面積は、平成 29 年 3 月 31 日現在で 278 箇所、155.20ha です。箇所数及び面積は、年々わずかながら増加しています。

表 6 都市公園及びその他緑地の箇所数と面積

(各年 3 月 31 日現在、単位:ha)

年	総数		都市公園										その他							
			総合公園		近隣公園		街区公園		都市緑地		都市林		ちびっこ広場		緑地部分※1		緑の広場		その他※2	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
H24	274	143.91	2	17.55	4	6.51	123	22.70	2	8.01	1	0.71	14	2.38	28	80.08	20	2.80	80	3.16
H25	275	147.67	2	20.75	4	6.51	133	23.56	4	11.13	1	0.71	14	2.38	26	77.19	20	2.80	71	2.64
H26	275	147.95	2	21.05	4	6.51	157	26.57	4	11.13	1	0.71	2	0.51	26	77.19	18	2.53	61	1.75
H27	276	151.62	2	24.65	4	6.51	173	27.82	4	11.13	1	0.71	-	-	26	77.19	18	2.53	48	1.09
H28	277	152.81	2	24.65	4	6.51	174	27.94	4	11.13	1	0.71	-	-	26	78.22	18	2.56	48	1.09
H29	278	155.20	2	26.80	4	6.57	222	29.16	4	11.13	1	0.71	-	-	26	78.25	18	2.56	1	0.02

※1(その他公園等)緑地+市民緑地+市民の森+泉の森+ふれあいの森+大規模緑地(7箇所)

※2(その他公園等)その他公園+児童遊園

表 7 総合公園・近隣公園・都市緑地の一覧

区分	面積(ha)
総合公園	
引地台公園	10.00
大和ゆとりの森	16.80
近隣公園	
つきみ野1号公園	1.98
やまと公園	1.00
福田1号公園	1.06
宮久保公園	2.54
都市緑地	
多胡記念公園	0.54
ふれあいの森	7.46
遊びの森	2.60
引地台緑地	0.52



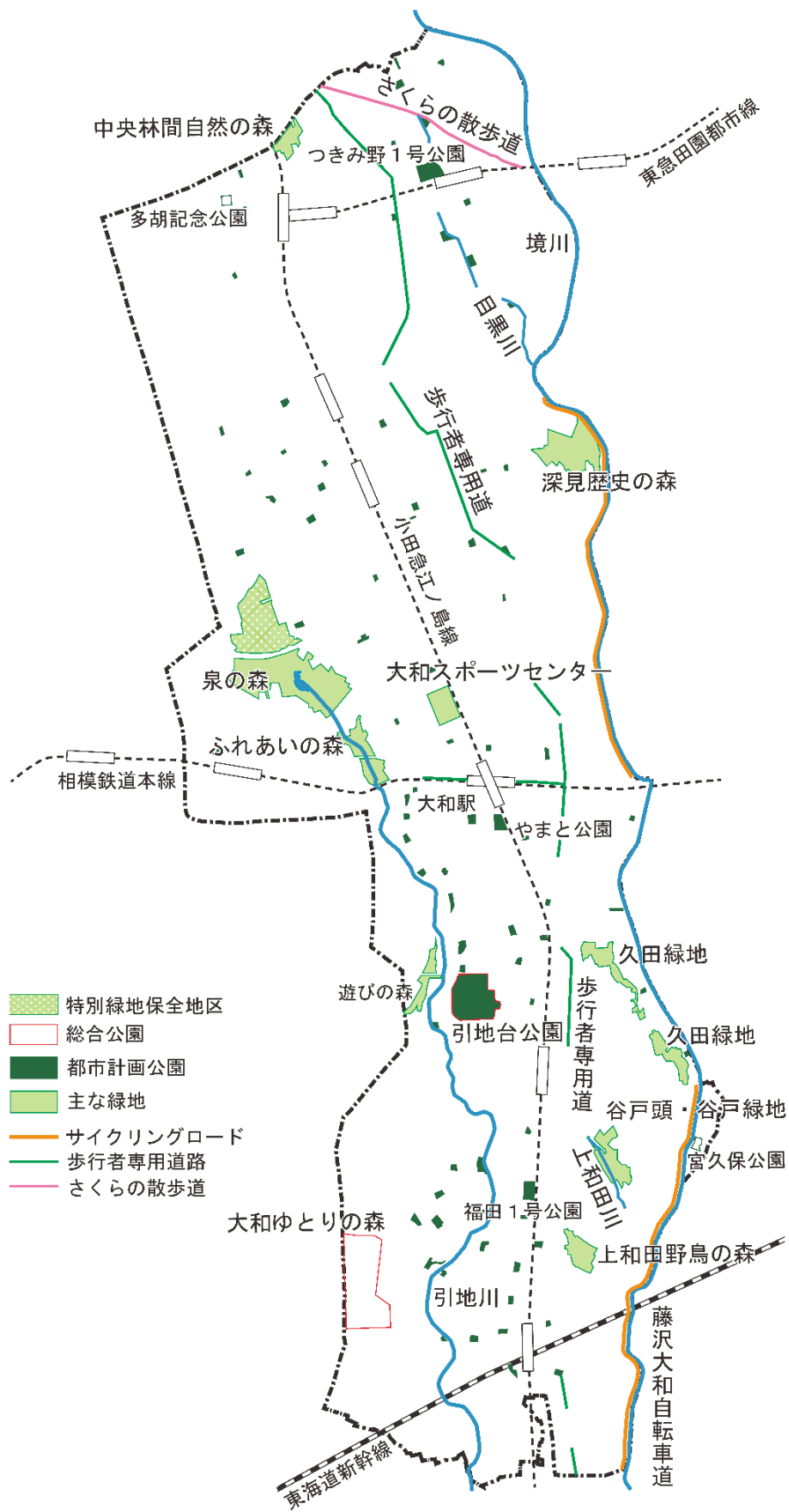


図 9 主な緑地及び都市計画公園位置図

#### (4) 産業動向、交通、教育施設

##### ① 産業動向

かつての本市の主な産業は農業でしたが、都市化や工業化が進み、農業の従業者数は激減し、現在では4事業所、19名の従業者数にまで減少しました。この従業者数は全従業者数の0.02%程度です。

現在では、工業などの第2次産業や商業などの第3次産業に従事する数がほとんどであり、特に第3次産業に従事する数が多くなっています。

表 8 第一次産業の事業者数と従業者数

(平成24年2月1日現在)

産業分類	事業所数	従業者数
第1次産業	5	42
農業	4	19
林業	—	—
漁業	1	23
第2次産業	1,292	17,312
第3次産業	6,283	58,962
総数	7,580	76,316

出典:平成29年大和市統計概要

## ② 交通

本市には、高速自動車道 1 路線、一般国道 3 路線及び県道 4 路線が供用されています。

高速道路は、東京と中京地域を結ぶ大動脈である東名高速道路。一般国道は横須賀市と多摩地域、埼玉県を経て千葉県を結ぶ国道 16 号、東京と神奈川県西部から静岡県東部を結ぶ国道 246 号、湘南方面へ向かう国道 467 号など、幹線道路が市内を通っています。

また、鉄道は JR 東海の東海道新幹線が市の南部を横断し、私鉄では相模鉄道本線が大和駅—相模大塚駅間を通り、小田急電鉄は江ノ島線が中央林間駅から高座渋谷駅までを縦断し、東急電鉄の田園都市線は中央林間駅からつきみ野駅までの間を結んでいます。中でも大和駅と中央林間駅はそれぞれ 2 路線が交わり、横浜や東京方面に向かうアクセス手段として、多くの市民に利用されています。

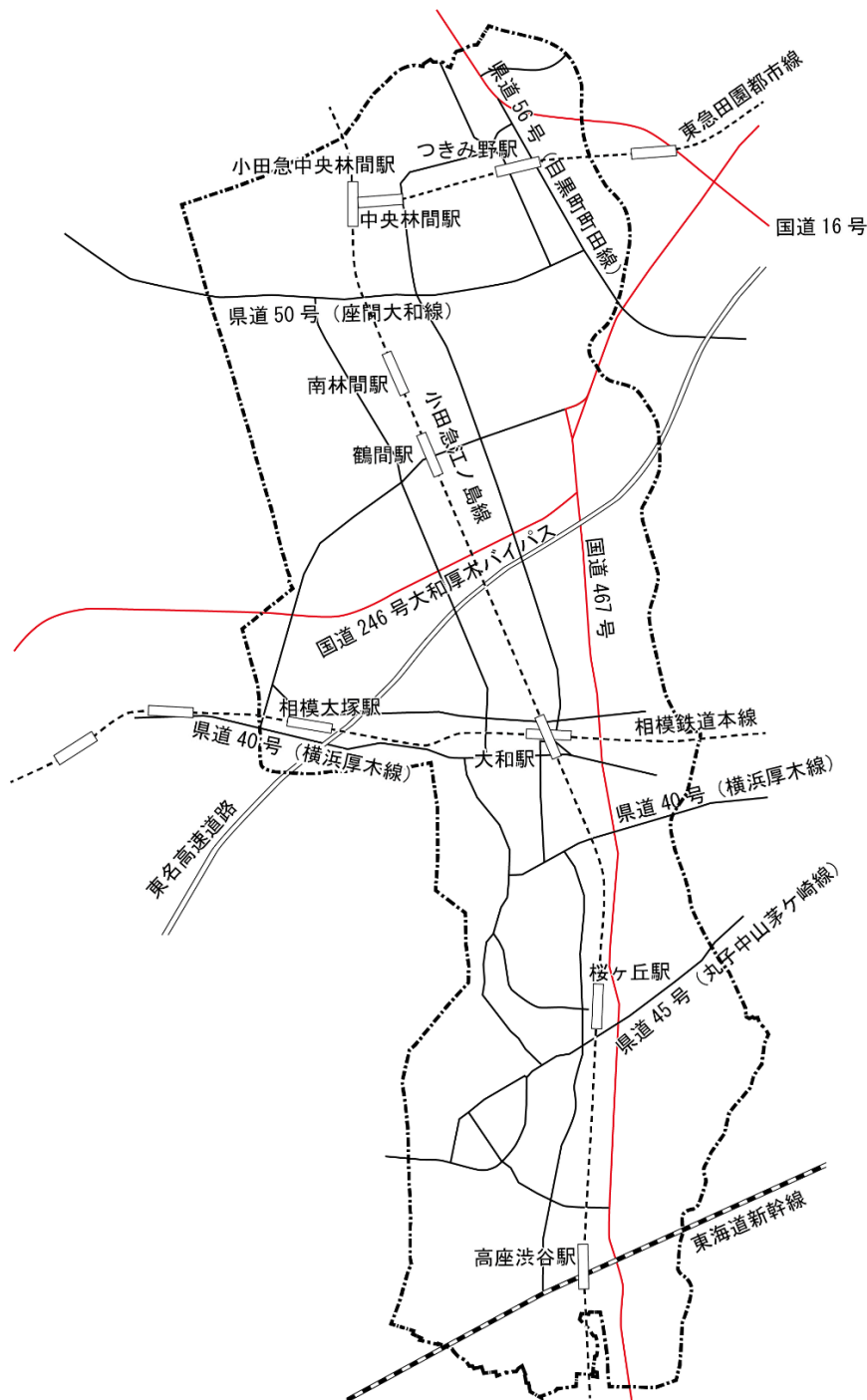


図 10 交通網図

### ③ 教育施設

本市には、小学校が 20 校、中学校が 10 校、高等学校が 6 校、各種学校・専修学校が 2 校、短期大学が 1 校ありますが、これら教育施設のうち市立の 33 校は防災拠点となっています。また、一部の施設では緑化等に取り組んでいます。

表 9 市内の学校数

施設	学校数
小学校	20
中学校	10
高等学校	6
各種学校・専修学校	2
短期大学	1

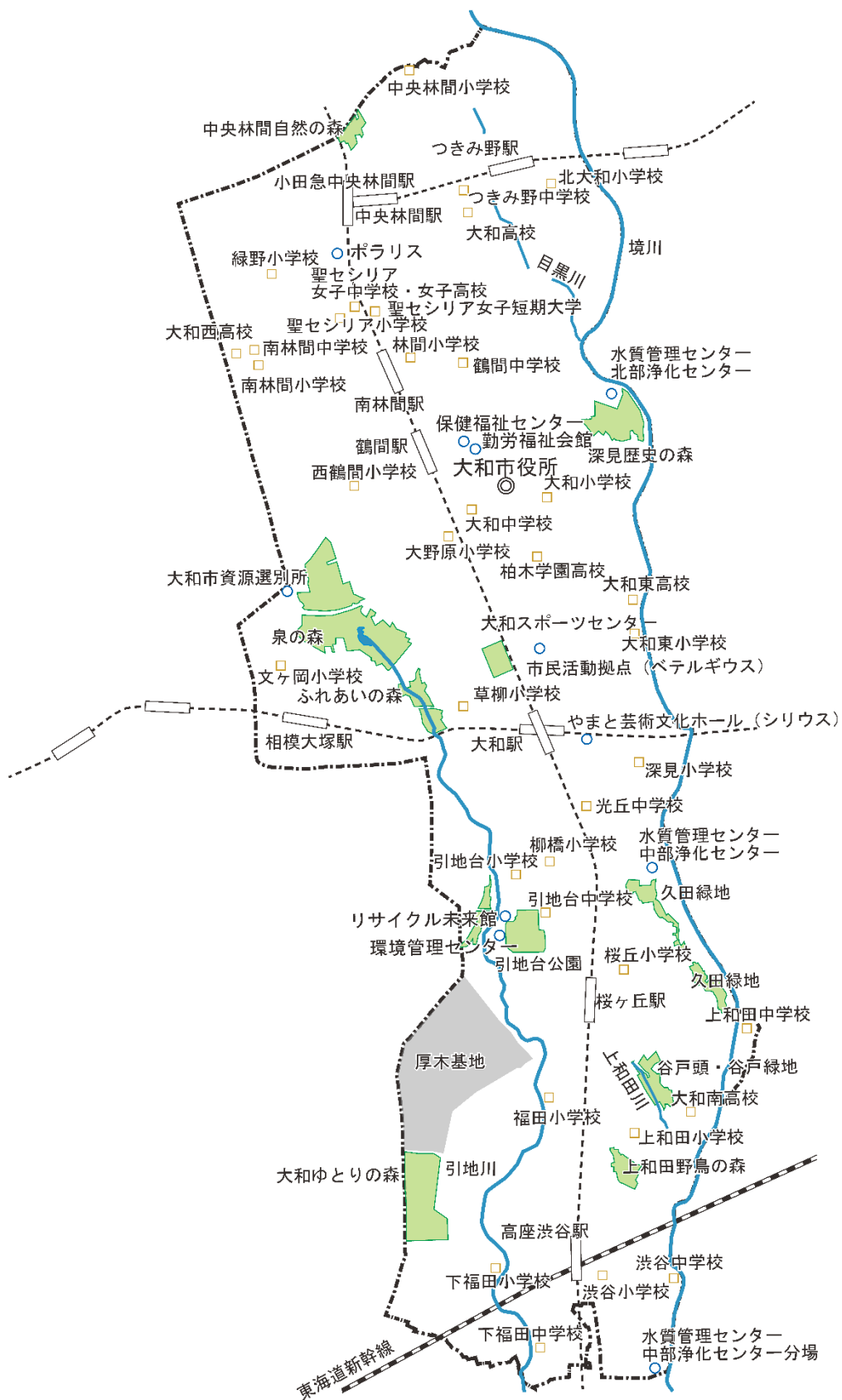


図 11 教育施設と主な公共施設等位置図

## (5) 緑の機能

### ① 観光・レクリエーション施設

本市には多くの観光・レクリエーション施設があります。代表的な施設の概要は以下に示すとおりです。

表 10 観光レクリエーション施設

施設名称	概要
泉の森	総面積 42ha にもおよぶ泉の森は、引地川の源である大和水源地を中心に広がる、本市の自然の核として位置づけられている森です。
緑のかけ橋と水車小屋	泉の森のシンボルである「緑のかけ橋」は、調整池の東西を結ぶ木製の斜張橋です。橋上からは、ハナショウブ・野鳥等の観察ができます。
湿生植物園	緑のかけ橋から上流はハンゲショウなどの湿生植物が観察できます。下流はショウブ田となっており、ハナショウブ、アヤマが植栽されています。
大和市郷土民家園	泉の森内にある江戸時代中期と末期に創建された民家 2 棟(市指定重要有形文化財)が移築復元され、屋内には農作業具が展示されています。
泉の森ふれあいキャンプ場	青少年が自然とふれあい、野外炊事などの活動を通し、心豊かな人間性を培うことを目的とした施設です。
大和市自然観察センター・しらかしのいえ	自然を感じてもらうことをメインテーマとし、泉の森を中心に大和の自然を守り、育てていくためのさまざまな活動拠点となる施設です。
ふれあいの森	水と緑と花をテーマとした施設であり、水と緑と花のふれあうコミュニティの核となる森です。
大和市グリーンアップセンター	大和市コミュニティセンター草柳会館に隣接し、身近な庭木や草花の手入れについてや、ガーデニング等を学ぶ教室などを催し、身近な緑を感じてもらうために様々なイベントを開催しています。
中央林間自然の森	クヌギなどの雑木林とスギ、サワラの植林が混じり、すこやかな自然の息吹を感じさせてくれます。森の中には様々な野鳥が数多く生息しています。
宇都宮記念公園	市街地に残る貴重な樹林地であるこの公園は、故宇都宮徳馬氏の「豊かな緑を残したい」という遺志を受けて整備されました。
慈緑庵(多胡記念公園)	慈緑庵のある多胡記念公園は、平成 2 年に多胡三代治・キヨ氏夫妻から本市に寄附されました。茶室と書院からなる慈緑庵は、多くの樹木とともに園内の落ち着いた雰囲気を作り出しています。
つる舞の里歴史資料館	地域の歴史資料を収集・保管し、郷土の歴史に対する理解を深めてもらうことを目的として設立された資料館です。
引地台公園	野球場と温水プールがある大規模公園です。大和スタジアムという野球場の正面付近には、漫画「ドカベン」の山田捕手と里中投手の像があります。
さくらの散歩道	北から「さえずりの小径」「ふれあいの小径」「憩いの小径」と名付けられた散歩道の両側には、様々な樹木や草花が植えられています。
藤沢大和自転車道	境川沿いのサイクリングコースです。サイクリングはもちろんウォーキングやジョギングなども楽しむことができます。
千本桜	市南部の引地川沿いの春を彩る桜は市内外の多くの人に親しまれています。川に沿って歩くと、桜の樹の他にも様々な動植物に出会えます。

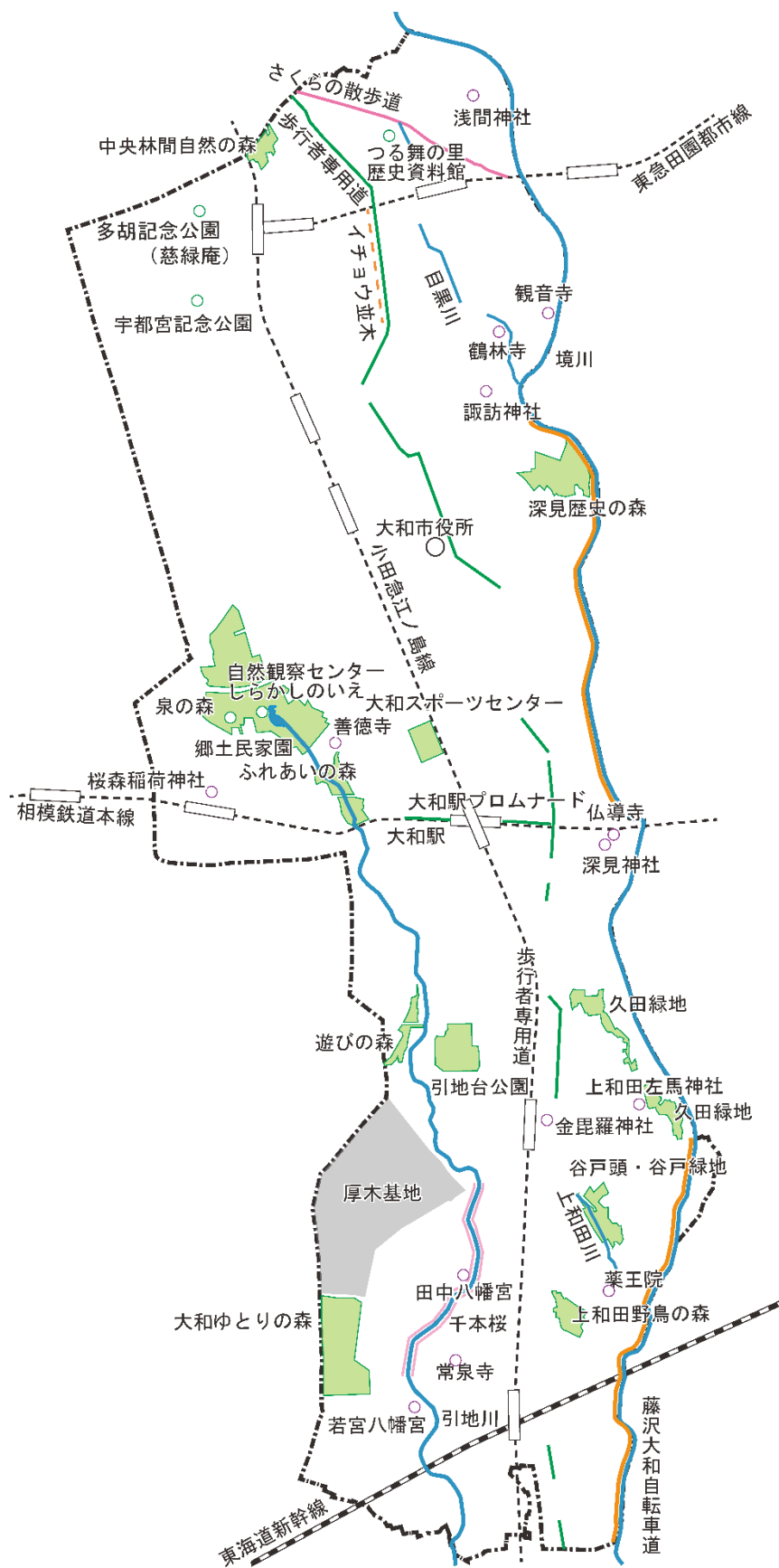


図 12 主な観光・レクリエーション施設位置図

## ② 歴史・伝統文化

### (ア) まちづくりの歴史と緑

#### 「旧石器時代から集落が存在していた境川、引地川付近」

市内の人類の足跡は約 3 万 5 千年前の旧石器時代から残っており、境川、引地川沿いの台地から多くの遺跡が発見されています。市域には中世の鎌倉時代に渋谷庄と呼ばれた地域や、室町時代に鶴間郷と呼ばれた地域があり、深見城が築かれました。近世(主に江戸時代)においては、農民による大規模な開発が行われ、年貢徴収基盤が確立されました。本市域の各村でも検地が行われ、新田開発が把握されています。

#### 「明治時代には既に農地利用による開発が進んでいた台地」

明治時代に入ると新しい地方制度のもと、学制、徴兵制、地租改正の三大改革が実施され、近代化へ大きく変化しました。また、養蚕・生糸業が急発展し、稲作に乏しいこの地方では農家の最大の収入源となりました。明治年間の土地利用図(参謀本部陸軍部測量局2万分の1迅速測量図)によると、台地上の平坦地は広く畑として利用されており、まとまった樹林地は現在の南林間地域と河川沿いの斜面林に見られるだけで、古くから農業利用による開発が進んでいた様子がわかります。(参考:大和市史 2006 大和市)

### (イ) 社寺林や屋敷林などの緑の歴史的資源

#### 「河川沿いに多く立地する社寺境内や農家にみられる歴史に育まれた緑」

深見城址や神社仏閣の境内地、古い集落を形成している農家など、多くの歴史的資源は長い歴史の間に形成された豊かな緑に囲まれており、これらの多くは、境川と引地川沿いに多く立地しています。

具体的には、公所の定方寺、下鶴間の諏訪神社や鶴林寺、深見の深見神社(平安時代の中ごろに編さんされた「延喜式」の神名帳にその存在が記録されています)、福田の常泉寺(「花のお寺」として親しまれ、かながわ花の 100 選に選定されています)などの神社や寺の境内、及びその近辺には常緑広葉樹が残り、地域で親しまれてきた古木や名木を保全していくために指定された保存樹木が集中しています。また、南部の上和田、下和田、福田周辺の古い農家には、シラカシ・アラカシなどで構成されている屋敷林が見られます。

### (ウ) 文化財等と緑

#### 「古道や河川沿いに点在している大和の文化財」

本市には、天然記念物、史跡、建造物などの大和の歴史的風土を形成している数々の指定文化財があります。県指定のものとしては大和のシラカシ林があり、市指定のものとしてはタブノキ、ハルニレ、ケヤキなどの文化財があります。これら指定文化財の多くは、江戸時代の大山参りの道として知られる矢倉沢街道や境川と引地川沿いに多く点在しています。

また、文化財には指定されていませんが、古代から近世までの遺跡やさまざまな石造物なども、河川沿いや社寺周辺に多く点在しており、特徴ある歴史的資源となっています。

表 11 大和市指定重要文化財等一覧(緑の文化財のみ抜粋)

名称	住所	所在地
タブノキ	代官	個人宅
ハルニレ(なんじゃもんじゃの木)	深見3367	深見神社
ケヤキ	下和田	個人宅
ケヤキ	福田	個人宅

表 12 神奈川県指定天然記念物

名称	住所
大和のシラカシ林	上草柳 泉の森内



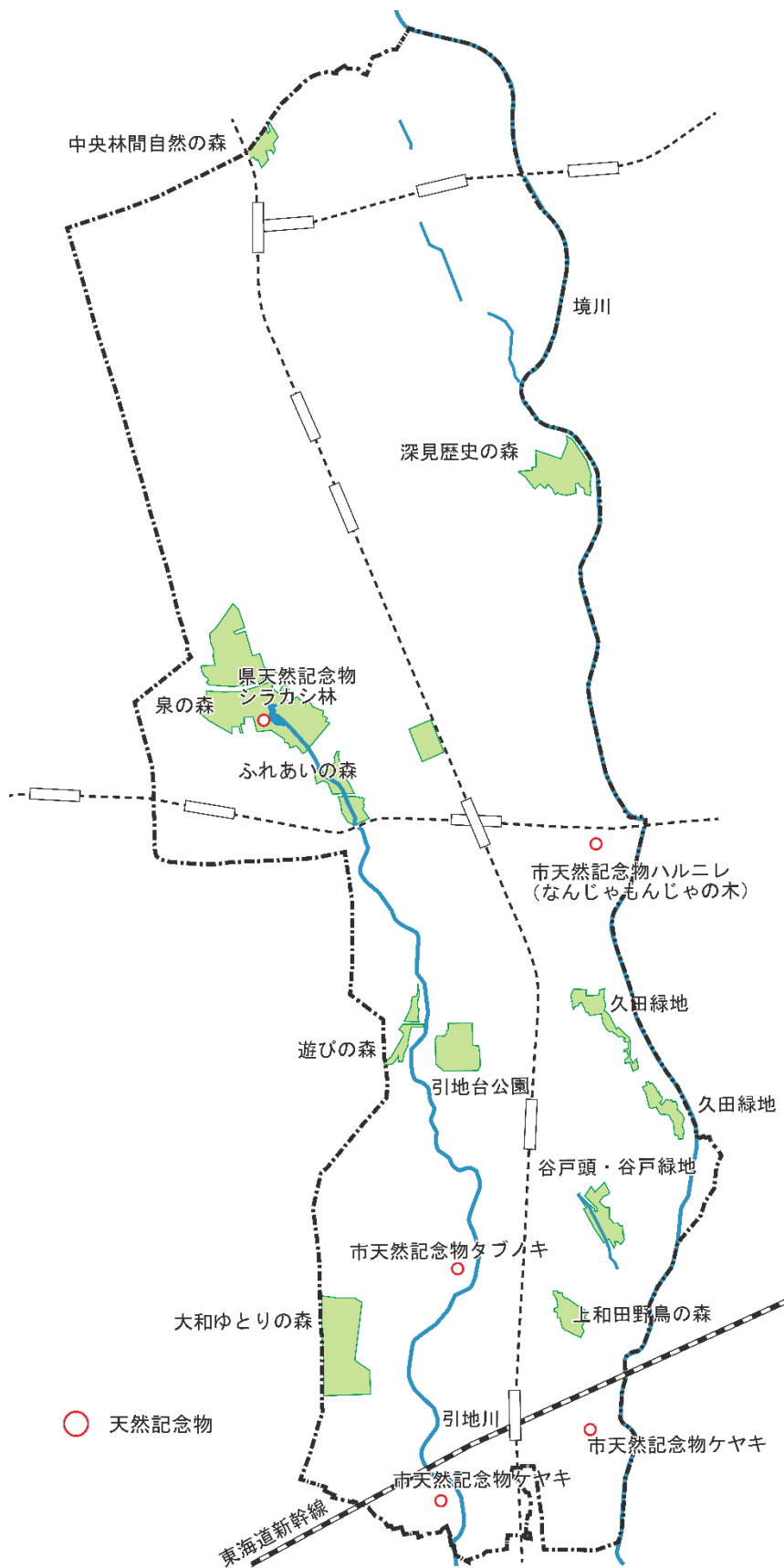


図 13 緑の文化財・天然記念物位置図

### ③ 景観

本市には、鉄道沿いのにぎわいの景観と2本の川に沿った自然の景観の2つの景観があります。都市のかたちは南北に長く、それぞれのまちや場所で様々な表情をもつ変化に富んだ景観を有しています。

#### (ア) 自然景観

市内にはまだまだ水や緑の豊かな自然景観が残されています。市内を南北に流れる引地川、境川は、貴重な水辺空間であり、川沿いに広がる農地や斜面林と合わせて、大和の懐かしいふるさとの風景を感じさせてくれます。

また、まとまりのある緑地や住宅地内に点在する樹林地、公園なども本市の魅力ある景観を形成しています。

#### (イ) まち並み景観

市内では住宅、商業、工業をはじめとする様々な土地利用がなされており、さらにそれぞれの地区で特徴をもったまち並み景観が見られます。

住宅地としては、林間都市のイメージを大切に、公共施設の緑化や住宅地での緑化活動によって、身近な緑が楽しめる、緑を活かした景観づくりを行っています。一方で中高層住宅の立地も進み、周辺の住宅地の景観に大きな影響を与えているところもあります。

一部の駅周辺は、商業・業務施設が集まる地域の拠点となっていますが、建物高さやデザインがまちまちで、広告物も氾濫し、統一感の無いイメージの景観となっているところも見受けられます。

各地区の公園や公共用地では季節により、市民の手で花が植えられ、その地区の彩り豊かな景観に一役買っています。

#### (ウ) 歴史景観

市内には月見野遺跡群、矢倉沢道や滝山道等の旧街道、深見神社や常泉寺などの神社仏閣等、多くの歴史資源が点在しています。

歴史資源の中には緑に囲まれ、自然と歴史が折り重なった落ち着きや静けさを感じる景観もあります。一方で、市民にあまり知られていない身近な景観資源も有り、保全だけでなく、今後の地域の景観づくりに活用されるよう市民に親しまれる工夫が必要です。



図 14 景観に関する空間イメージ

出典:「都市計画マスタープラン(平成 22 年 4 月改定)」

#### ④ 防災上の避難地

本市では、災害時の避難場所として以下の3つのタイプの避難場所を設定しています。

##### (ア) 一時避難場所

災害の発生により、とりあえず避難して、災害の状況を判断し、正しい情報を得たり、自主防災会の活動の拠点等となる場所で各自主防災会が指定します。主に地域内の公園や空地が指定されています。

##### (イ) 広域避難場所

大火災の発生という最悪の状況下において、その火災による炎・輻射熱・煙におかされることなく安全が確保できる一定の基準を満たした空地のことをいいます。県の定める基準により市が指定します。市では、次の 13 箇所を広域避難場所に指定しています。

表 13 広域避難場所一覧

名称	場所
1.相模カンツリー倶楽部	中央林間西七丁目 1-1
2.大和高校・つきみ野中学校	つきみ野三丁目 5
3.大和西高校・南林間小学校・南林間中学校	南林間九丁目 3
4.一ノ関・城ヶ岡(深見歴史の森)	下鶴間 2714
5.泉の森	上草柳 588
6.大和スポーツセンター	上草柳一丁目 1-1
7.大和東高校・大和東小学校	深見 1760
8.横浜銀行大和総合グラウンド	草柳一丁目 22
9.引地台公園・引地台中学校	柳橋四丁目 5000
10.大和南高校	上和田 2557
11.大和ゆとりの森	福田 4112
12.藤沢ゴルフクラブ	綾瀬市深谷南 7-2-1
13.いちよう団地	下和田 262

出典:「大和市地域防災計画 資料編」

##### (ウ) 指定避難所

###### 【避難生活施設】

災害などにより、住居を失った方が一時的に生活を行う施設です。災害などの状況により災害対策本部長(市長)が避難所を決定し開設します。市では、市内の市立小・中学校、高校などの 33 箇所を指定しています。

###### 【特定指定避難所(福祉避難所)】

避難生活施設で生活を行うことが困難な要援護者等の方々のための施設として市内のコミュニティセンターなど 23 箇所を指定しています。

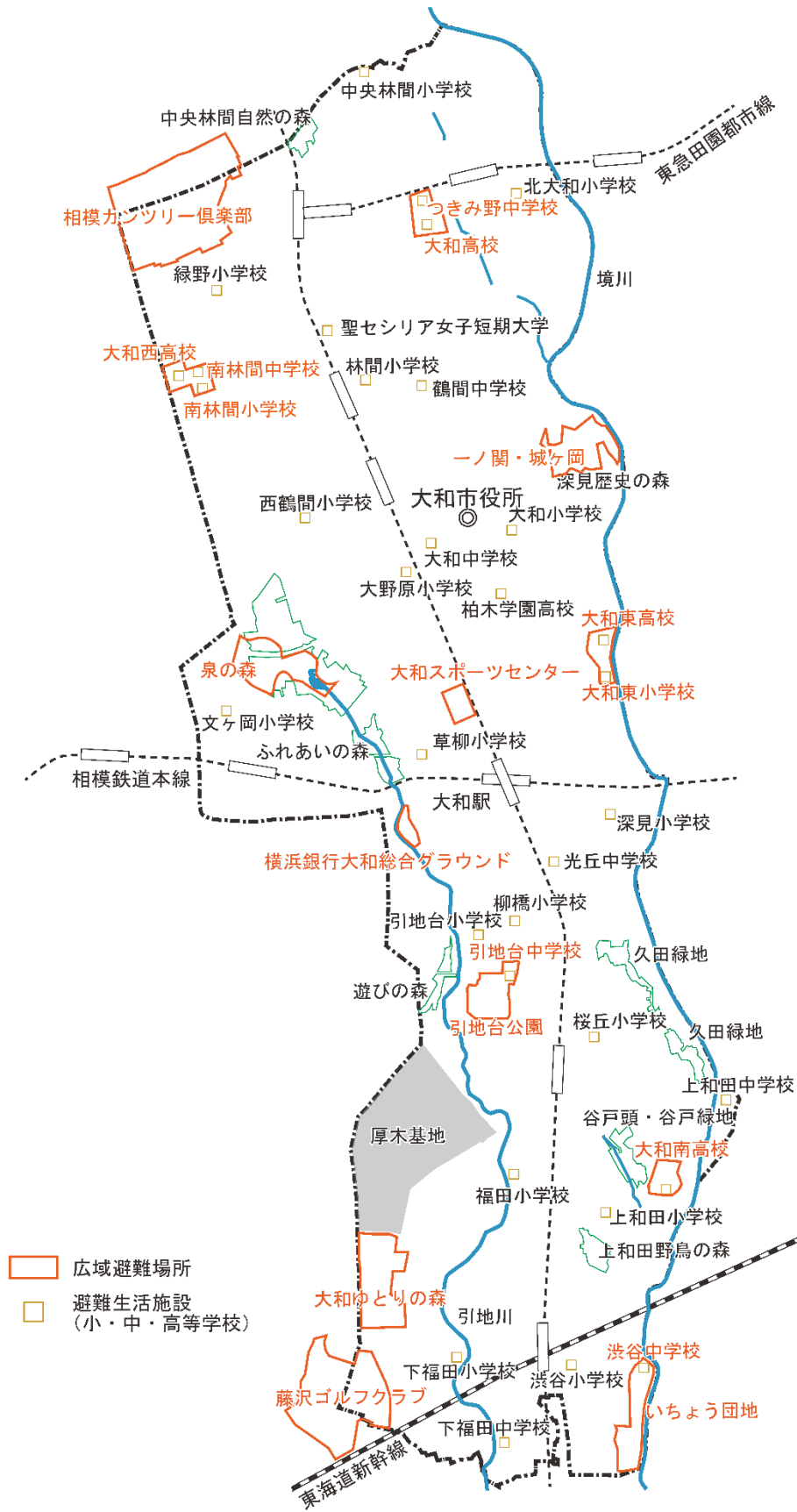


図 15 広域避難場所・避難生活施設位置図

## 4. 緑の現況と市民の意識

### (1) 緑地現況

本市のみどりを形成する緑地の現況について調査・取りまとめを行いました。

#### ① 施設緑地の現況

##### (ア) 都市公園の現況

本市の都市公園としては、全体で 233 箇所、面積は 74.37ha であり、市域の 2.7%を占めています。これを区域別にみると、市街化区域が 224 箇所、56.27ha と全体の 75.7%を占めています。市街化調整区域は 9 箇所、18.1ha で 24.3%です。

表 14 都市公園箇所数・面積

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	市街化区域		市街化調整区域		計	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	214	27.86	8	1.30	222	29.16
近隣公園	4	6.57			4	6.57
総合公園	1	10.00	1	16.80	2	26.80
都市緑地	4	11.13			4	11.13
都市林	1	0.71			1	0.71
都市公園計	224	56.27	9	18.10	233	74.37

##### (イ) 都市公園以外の施設緑地の現況

都市公園以外の施設緑地として、公共施設緑地と民間施設緑地があります。

公共施設緑地は 105.94ha であり、市域の 3.9%を占めています。これを区域別にみると市街化区域が 69.28ha であり、全体の 65.4%を占めています。市街化調整区域は 36.66ha で 34.6%となっています。

一方、民間施設緑地は 67.69ha であり、市域の 2.5%を占めています。これを区域別にみると市街化区域が 19.32ha であり、全体の 28.5%を占めています。市街化調整区域は 48.37ha であり、全体の 71.5%を占めています。

#### ② 地域制緑地等

##### (ア) 法によるもの

地域制緑地のうち、法による緑地には、特別緑地保全地区、生産緑地地区、保安林、地域森林計画対象民有林、農業振興地域及び農用地区域、河川区域があり、全体で 266.26ha が指定されています。これは市域の 9.8%を占めています。これを区域別にみると、市街化区域が 96.18ha であり、全体の 36.1%を占めています。市街化調整区域は 170.08ha であり、全体の 63.9%を占めています。

##### (イ) 条例等によるもの

条例等による緑地には、保全緑地、保存樹林、市民緑地、県指定重要文化財、みどりの協定があり、全体で 102.76ha が指定されています。これは市域の 3.8%を占めています。これを区域別にみると、市街化区域が 14.32ha であり、全体の 13.9%を占めています。市街化調整区域は 88.44ha であり、全体の 86.1%を占めています。

表 15 緑地現況量

平成 29 年 3 月 31 日現在

区域		市街化区域		市街化調整区域		計			
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
施設緑地	都市公園	街区公園	214	27.86	8	1.30	222	29.16	
		近隣公園	4	6.57	0	0	4	6.57	
		総合公園	1	10.00	1	16.80	2	26.80	
		都市緑地	4	11.13	0	0	4	11.13	
		都市林	1	0.71	0	0	1	0.71	
		少計	224	56.27	9	18.10	233	74.37	
	公共施設緑地	その他公園※ <sup>1</sup>	1	0.02	0	0	1	0.02	
		児童遊園※ <sup>1</sup>	0	0	0	0	0	0	
		緑地	9	0.23	5	0.56	14	0.79	
		ちびっこ広場※ <sup>1</sup>	0	0	0	0	0	0	
		泉の森(B 地区)	0	0	1	25.00	1	25.00	
		学校	25	44.08	3	3.89	28	47.97	
		スポーツ広場等	8	10.26	7	5.99	15	16.25	
		農水省植物防疫所跡地	1	1.84	0	0	1	1.84	
		道路	4	12.85	0	1.22	4	14.07	
		少計	48	69.28	16	36.66	64	105.94	
	民間施設緑地	緑の広場	12	1.81	6	0.75	18	2.56	
		自主管理公園	18	1.74	0	0	18	1.74	
		市民農園等	19	2.68	8	1.27	27	3.95	
		社寺林	25	9.84	7	2.37	32	12.21	
		民間企業グラウンド等	1	2.69	0	0	1	2.69	
		ゴルフ場	1	0.23	1	42.73	2	42.96	
		草柳園	0	0	1	1.25	1	1.25	
		南林間スポーツ広場	1	0.33	0	0	1	0.33	
		少計	77	19.32	23	48.37	100	67.69	
	施設緑地の重複部分		-8	-7.39			-8	-7.39	
	施設緑地計		341	137.48	48	103.13	389	240.61	
	地域制緑地	よるもの 法に	特別緑地保全地区 (泉の森 A 地区)	1	2.52	0	14.48	1	17.00
			生産緑地地区	345	59.60	0	0	345	59.60
保安林			1	0.23	0	0	1	0.23	
地域森林計画対象民有林			5	2.13	235	110.36	240	112.49	
農振・農用地区域			0	0	0	26.74	0	26.74	
河川区域			0	31.70	0	18.50	0	50.20	
少計			352	96.18	235	170.08	587	266.26	
よるもの 条例等に		保全緑地※ <sup>2</sup>	0	0	9	87.80	9	87.80	
		保存樹林	144	12.33	0	0	144	12.33	
		市民緑地	3	1.99	0	0	3	1.99	
		みどりの協定	0	0	1	0.48	1	0.48	
		県指定文化財	0	0	1	0.16	1	0.16	
少計		147	14.32	11	88.44	158	102.76		
地域制緑地の重複部分			-3.01		-55.76		-58.77		
地域制緑地計		499	107.49	246	202.76	745	310.25		
施設緑地と地域制緑地の重複部分			-6.69		-37.01		-43.70		
緑地現況量計		840	238.28	294	268.88	1134	507.16		

※<sup>1</sup> その他公園、児童遊園とちびっこ広場は都市公園に移行しました

※<sup>2</sup> 保全緑地には特別保全緑地地区は含んでいません

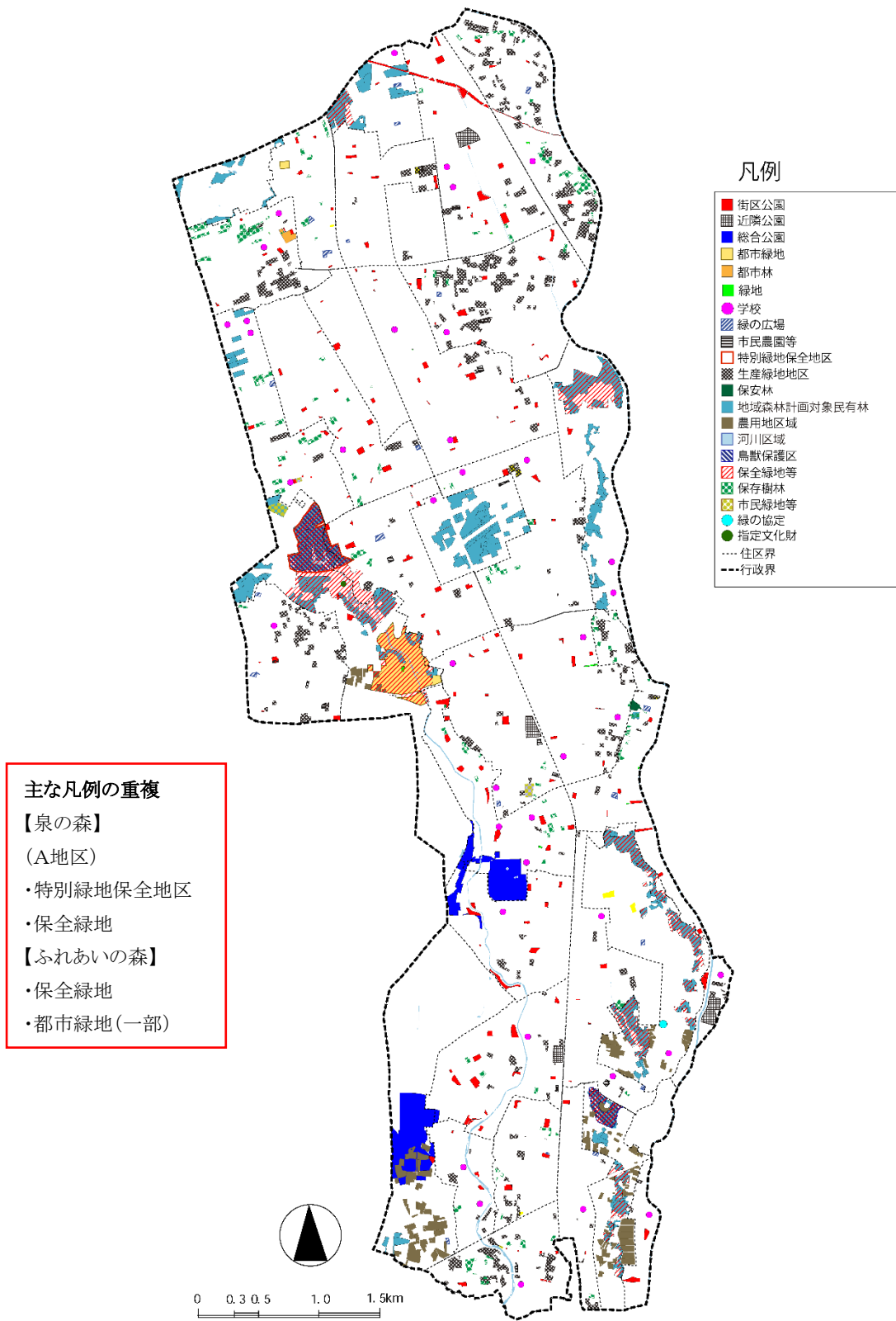


図 16 緑の現況図



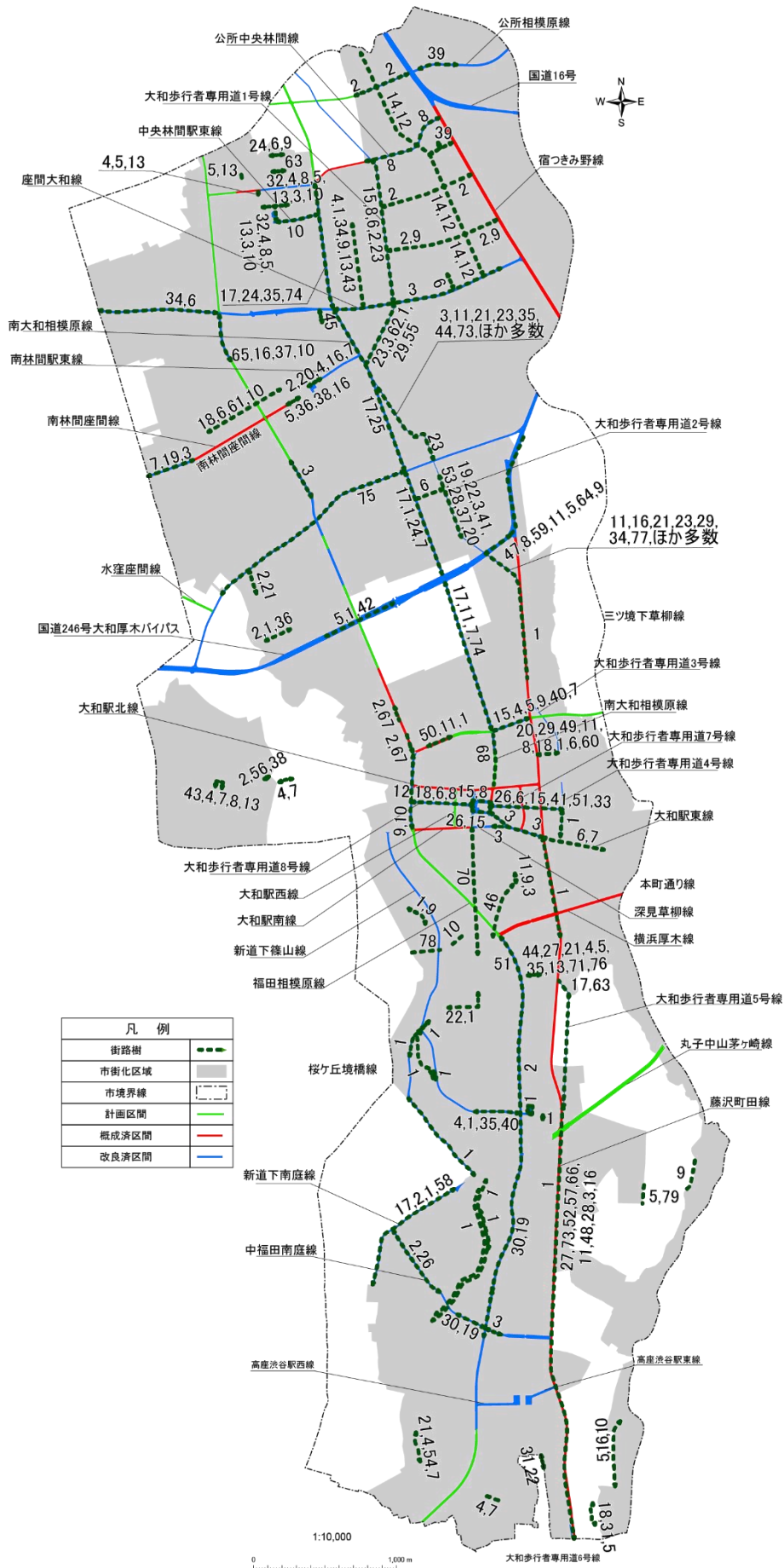
## (2) 緑化現況

本市の施策のうち、緑化への取り組み状況について調査・取りまとめを行いました。

### ① 道路等公共施設の緑化状況

#### (ア) 道路等の緑化状況

国道 246 号大和厚木バイパス等の広域道路や都市計画道路南大和相模原線、福田相模原線等の歩道幅員が広い幹線道路や引地川沿いの遊歩道を中心に低木から高木まで様々な樹種の植栽が行われています。



樹木名	記号
サクラ	1
イチョウ	2
ハナミズキ	3
クルメツツジ	4
サツキ	5
シラカシ	6
ヒラドツツジ	7
ケヤキ	8
ツツジ	9
ヤマモモ	10
キンモクセイ	11
ニセアカシア	12
ハマヒサカキ	13
エンジュ	14
クスノキ	15
ドウダンツツジ	16
アメリカフウ	17
コブシ	18
ヤマボウシ	19
イヌツゲ	20
オオムラサキツツジ	21
クロガネモチ	22
サルズベリ	23
ツバキ	24
ヤナギ	25
ユリノキ	26
アジサイ	27
アベリア	28
イロハモミジ	29
カンツバキ	30
キリシマツツジ	31
クロマツ	32
コクチナシ	33
サザンカ	34
シャリンバイ	35
シロロ	36
ジンチョウゲ	37
ツゲ	38
トウカエデ	39
ハクチョウゲ	40
モチノキ	41
モミジ	42
ヤマツバキ	43
アオキ	44
アオギリ	45
アキニレ	46
イトスギ	47
ウバメカシ	48
エゴ	49
カイズカイブキ	50
カツラ	51
カナメモチ	52
クチナシ	53
サツキツツジ	54
サツキモミジ	55
サンゴシュ	56
サンショウ	57
シイノキ	58
タブノキ	59
ナツツバキ	60
ナナカマド	61
ネムノキ	62
ハナノキ	63
ヒマラヤスギ	64
ヒメシャラ	65
ビワ	66
ブラタナス	67
ベニスモモ	68
ボブラ	69
ホルトノキ	70
マサキ	71
マメツゲ	72
ムクゲ	73
モッコク	74
ライラック	75
レンゲツツジ	76
ボケ	77
ベニカナメモチ	78
ベニカナメ	79

出典:大和市都市計画基礎調査(平成27年)

図 17 道路などの緑化状況

### (イ) 公共公益施設の緑化状況

本市では、小中学校における校庭の芝生化やシリウスに代表される建物を覆うような緑化、またポラリスや大和ゆとりの森で用いられている遊具と調和した緑化など公共施設では様々な工夫が施された緑化が行われています。



小学校の校庭の芝生化



シリウス



ポラリス

### ② 民有地の緑化状況

民有地の緑化状況として、深見神社や観音寺など歴史的資源とともに守られてきた社寺林や個人が所有する屋敷林や生垣があります。

また、個人宅の緑化に関しては、緑の豊かなまち並み景観の形成及び歩行者等の安全確保を目的に、市内の戸建て住宅や共同住宅などの所有者を対象にその費用の一部助成等を行う「みどり・彩り・みどりど〜り制度」を実施しています。



深見神社  
風致保安林



保存生垣



みどりど〜り

### ③ 市民活動における緑化状況

本市では、市民による緑化活動を推進しています。

#### (ア) 緑化意識の普及啓発

緑化意識の普及啓発に関しては、みどりの愛護会及び公園愛護会への花苗配布による緑化助成制度の充実を図っています。

また、市が事務局を行っている環境保全団体「やまとの環境をよくする会」では、市内外の事業者と共同で花植えや植樹などの活動を行い、緑化意識の普及啓発にも努めています。



みどりの愛護会



公園愛護会



やまとの環境をよくする会

(イ) 市民参加の事例

市民参加のシステムに関しては、みどりの愛護会制度及び公園愛護会制度、市民参加による公園づくり、緑地ボランティア等、市民参加のためのシステムが構築されています。

市民参加による公園づくりでは、平成 28 年度には、渋谷5号公園とにこにこ公園の2つの公園について、アンケートの実施や周辺自治会との意見交換により、利用者の意向を反映させた公園整備を行いました。

また、本市独自の取り組みとして故・浜口哲一氏(神奈川大学教授)が提唱された、トコロ=場所とジスト=専門家の 2つの言葉を併せたトコロジスト(その場所の専門家)の理念を取り入れ、本市では市民に緑地の保全や管理等に加わってもらえるよう、各保全緑地で活動する緑地トコロジストの養成講座を行っています。

このトコロジスト養成講座は平成 21 年から開講しており、平成 29 年度までに合計 81 名のトコロジストを養成し、各緑地等で保全活動等に参加していただいています。

表 16 トコロジスト養成講座受講者数

単位(人)

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
14	11	5	7	6	8	8	7	15	81



トコロジスト養成講座の座学の様子



トコロジスト養成講座の活動体験の様子



トコロジスト養成講座緑地ツアーの様子

(ウ) 市民参加のネットワークづくり

参加のネットワークづくりに関しては、主として、大和市グリーンアップセンター、大和市自然観察センター・しらかしのいえの活用を促進しています。

ふれあいの森にある大和市グリーンアップセンターは、みどり豊かな潤いあるまちづくりのための拠点施設であり、庭木や草花の手入れなどを学ぶ研修室、展示や催し物の場としてのグリーンギャラリー、図書コーナー、及びみどりに関する質問に専門の相談員が対応を行う相談コーナーがあります。大和市コミュニティセンター草柳会館を含めた本施設は毎年 6 万人近くの来館者があり、活発に活用されています。

また、泉の森内の大和市自然観察センター・しらかしのいえは、自然をメインテーマとし、泉の森を中心に大和の自然を守り、育てていくための様々な活動拠点となる施設です。植物や昆虫、野鳥といった身近な生物やそれらを取り巻く環境を観察したり、今ある自然と人間とのかかわりあいを学んだり、幅広い「自然」をテーマにした活動を行っています。1年間に 10 万人を越す来館者数があり、しらかしのいえで開催している教室では、平成 28 年度には、43 回の開催と、1108 人の参加者がありました。

#### ④ 緑被率

緑被面積(緑に被われている面積)に関しては、自然的土地利用の実面積と都市的土地利用の都市公園の実面積と都市公園以外の植栽部分の面積の合計と定義しました。その結果、市全域の土地利用全体の緑被率は 26.1%になりました。

また、緑被地と水面を合計した、みず・みどり率は 33.0%になりました。

なお、都市的土地利用の都市公園以外の植栽部分の面積に関しては、GISを利用して、図 18 に示す方法で緑による被覆部分を実測しました。

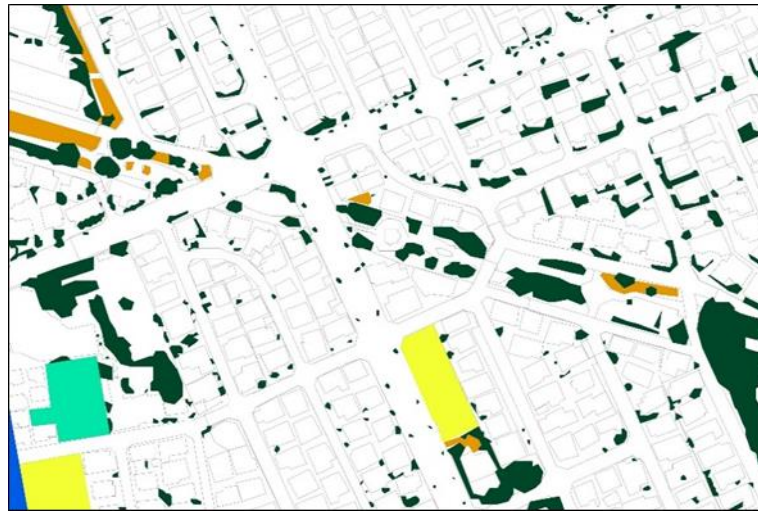


図 18 GIS による緑被箇所の計測イメージ

表 17 みず・みどり率

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区域 番号	H28 地区名	H28 区域 面積 (ha)	樹林 地 (ha)	草地 (ha)	農地 (ha)	緑被 地 (ha)	緑被 率 (%)	裸地 (ha)※	水面 (ha)	みず みどり (ha)	みず みどり 率 (%)
1	下鶴間内山	42.4	12.1	1.0	7.6	20.7	48.8	2.8	0.0	23.5	55.4
2	中央林間東	62.6	3.8	0.7	2.7	7.2	11.5	0.5	0.0	7.7	12.3
3	つきみ野	113.8	10.3	3.6	3.5	17.4	15.3	5.4	0.3	23.1	20.3
4	三機工業	28.4	3.5	0.3	0.4	4.3	15.0	0.6	0.0	4.9	17.1
5	下鶴間公所	63.2	7.0	1.2	9.8	18.0	28.6	1.2	0.9	20.0	31.7
6	下鶴間山谷	40.3	5.7	1.1	6.1	13.0	32.2	0.2	0.7	13.9	34.5
7	林間	55.7	2.9	0.9	0.3	4.1	7.4	0.4	0.0	4.5	8.1
8	下鶴間1	115.9	9.5	1.7	15.8	27.0	23.3	2.2	0.7	29.8	25.7
9	下鶴間2	78.1	3.2	0.7	1.6	5.5	7.1	0.9	0.0	6.4	8.2
10	大和プレス	18.2	6.4	0.6	1.1	8.2	44.9	4.8	0.1	13.1	71.7
11	相模カンツリー	36.1	9.3	23.7	0.0	32.9	91.4	35.7	0.1	68.8	100.0
12	中央林間西	50.1	4.4	0.5	0.0	5.0	9.9	2.5	0.0	7.4	14.8
13	下鶴間鶴間新町	67.4	8.3	1.5	5.0	14.9	22.1	2.6	0.0	17.4	25.9
14	南林間西北	10.2	2.6	1.1	0.4	4.1	40.2	0.3	0.0	4.4	43.2
15	南林間西	68.0	5.8	0.5	1.9	8.2	12.1	1.1	0.0	9.3	13.7
16	南林間2	102.3	5.9	0.8	1.0	7.6	7.5	1.4	0.0	9.0	8.8
17	南林間1	46.5	3.2	0.4	0.0	3.6	7.7	0.4	0.0	4.0	8.5
18	南鶴間	12.2	5.3	0.3	0.0	5.7	46.2	4.8	0.0	10.5	85.8
19	深見1	104.9	7.2	1.1	3.6	11.9	11.3	0.5	0.0	12.3	11.8
20	中央森林東	34.4	15.1	0.7	2.2	18.0	52.5	0.0	0.0	18.0	52.5
21	深見2	70.1	18.2	1.3	20.0	39.5	56.4	0.2	1.5	41.2	58.8
22	大和東	97.0	3.8	0.8	3.1	7.7	8.0	0.9	0.0	8.6	8.9
23	深見3	60.3	8.1	1.2	3.2	12.6	20.8	1.3	0.9	14.8	24.5
24	深見入村	0.9	0.0	0.1	0.2	0.3	28.6	0.0	0.1	0.4	43.8
25	相模大塚	80.7	5.6	1.1	7.3	13.9	17.3	1.7	0.0	15.6	19.3
26	上草柳1	89.1	40.1	3.7	9.8	53.6	60.2	26.3	1.9	81.8	91.8
27	上草柳2	95.4	9.5	1.6	2.7	13.8	14.5	5.1	0.1	19.0	19.9
28	中央森林西	20.6	5.8	0.2	2.2	8.3	40.2	0.0	0.0	8.3	40.2
29	中央	83.7	5.9	1.1	2.3	9.3	11.1	2.1	0.0	11.4	13.6
30	厚木航空基地	45.9	3.3	16.3	1.5	21.2	46.1	0.0	0.1	21.3	46.3
31	草柳	42.5	5.3	3.6	0.3	9.1	21.5	6.0	1.4	16.6	38.9
32	柳橋	45.7	7.2	1.7	0.3	9.3	20.3	10.7	0.0	20.0	43.6
33	桜ヶ丘	20.8	0.9	0.2	0.5	1.7	8.0	0.0	0.0	1.7	8.0
34	上和田久田原	43.8	8.5	0.4	18.2	27.1	62.0	6.0	0.0	33.1	75.7
35	上和田相鉄	12.0	0.6	0.4	0.0	1.0	8.6	0.2	0.8	2.0	17.0
36	上和田1	64.7	4.0	1.2	2.2	7.4	11.5	0.4	0.0	7.9	12.2
37	上和田2	73.7	18.7	0.6	24.7	44.1	59.8	4.9	0.1	49.1	66.6
38	上和田3	29.7	3.7	3.1	1.6	8.4	28.3	3.2	1.6	13.2	44.5
39	下和田1	23.0	1.2	0.4	0.2	1.8	7.9	0.3	0.0	2.1	9.3
40	下和田2	19.9	1.1	0.2	1.1	2.4	12.1	0.0	0.0	2.4	12.2
41	下和田3	55.7	13.8	1.2	15.1	30.0	53.9	1.3	0.0	31.4	56.3
42	下和田4	19.7	1.6	3.7	0.2	5.5	28.0	2.3	0.8	8.6	43.8
43	福田1	79.4	7.6	2.0	1.3	10.9	13.8	2.4	1.0	14.3	18.0
44	厚木航空基地	79.9	6.7	36.1	0.0	42.8	53.5	0.0	0.1	42.8	53.6
45	南福田	63.9	9.5	13.2	23.9	46.6	73.0	22.3	0.1	69.0	100.0
46	福田2	92.3	9.9	1.4	2.9	14.2	15.3	3.6	1.1	18.9	20.4
47	中福田	37.7	2.9	1.1	2.4	6.4	17.1	0.3	1.2	7.9	20.9
48	高座渋谷	48.6	3.6	0.7	1.5	5.8	12.0	1.2	0.0	7.0	14.3
49	下福田	62.2	5.7	2.0	7.6	15.2	24.5	0.7	1.1	17.0	27.3
	全体	2,709.7	344.7	143.1	219.6	707.4	26.1	171.6	16.5	895.5	33.0

※裸地の算定にあたっては、平成 18 年度の算定方法に合せ、緑被地との重複は無視した。そのため、地区別のみず・みどり率が 100%を越す場合には 100%としました。また、地区名は平成 22 年都市計画基礎調査の名称を使用しています。

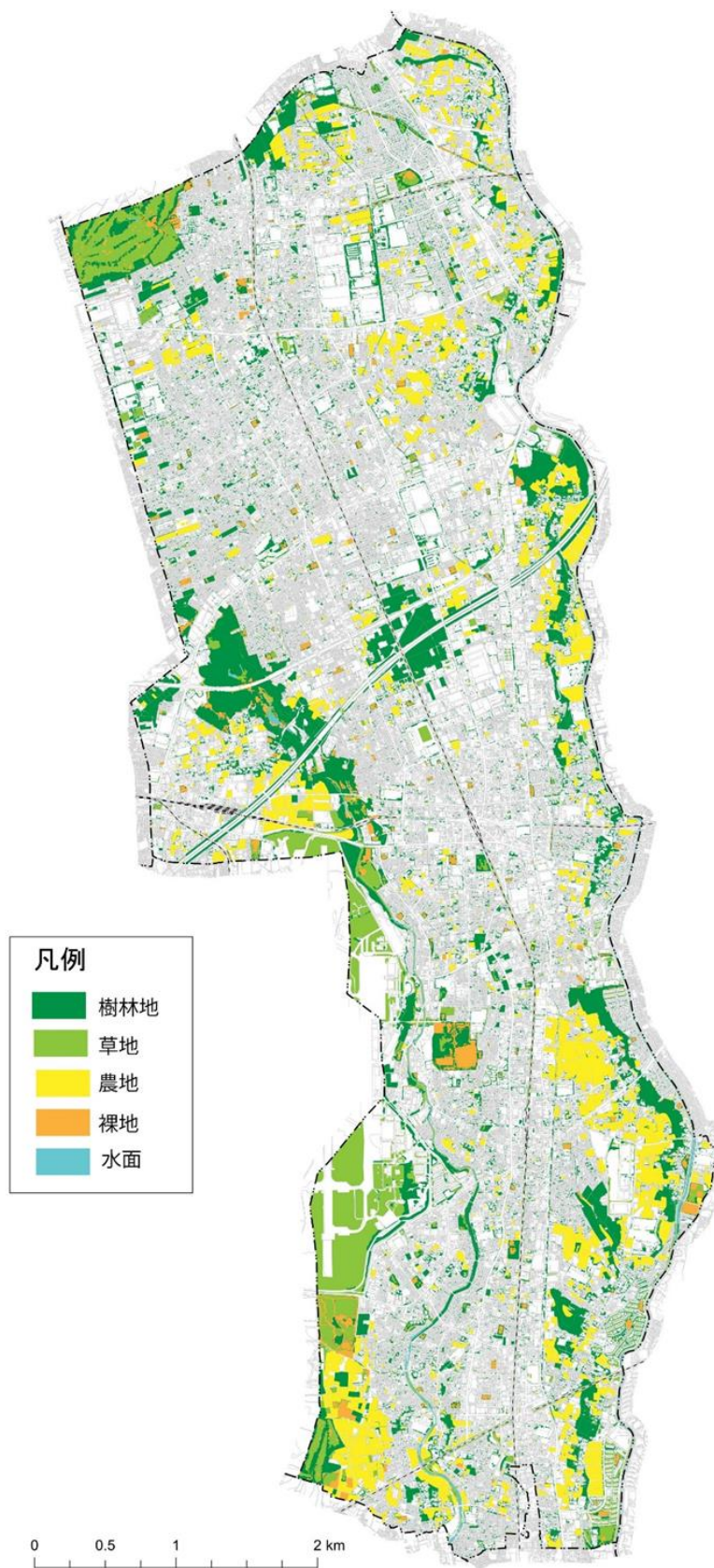


図 19 みず・みどり現況図

平成29年緑被率

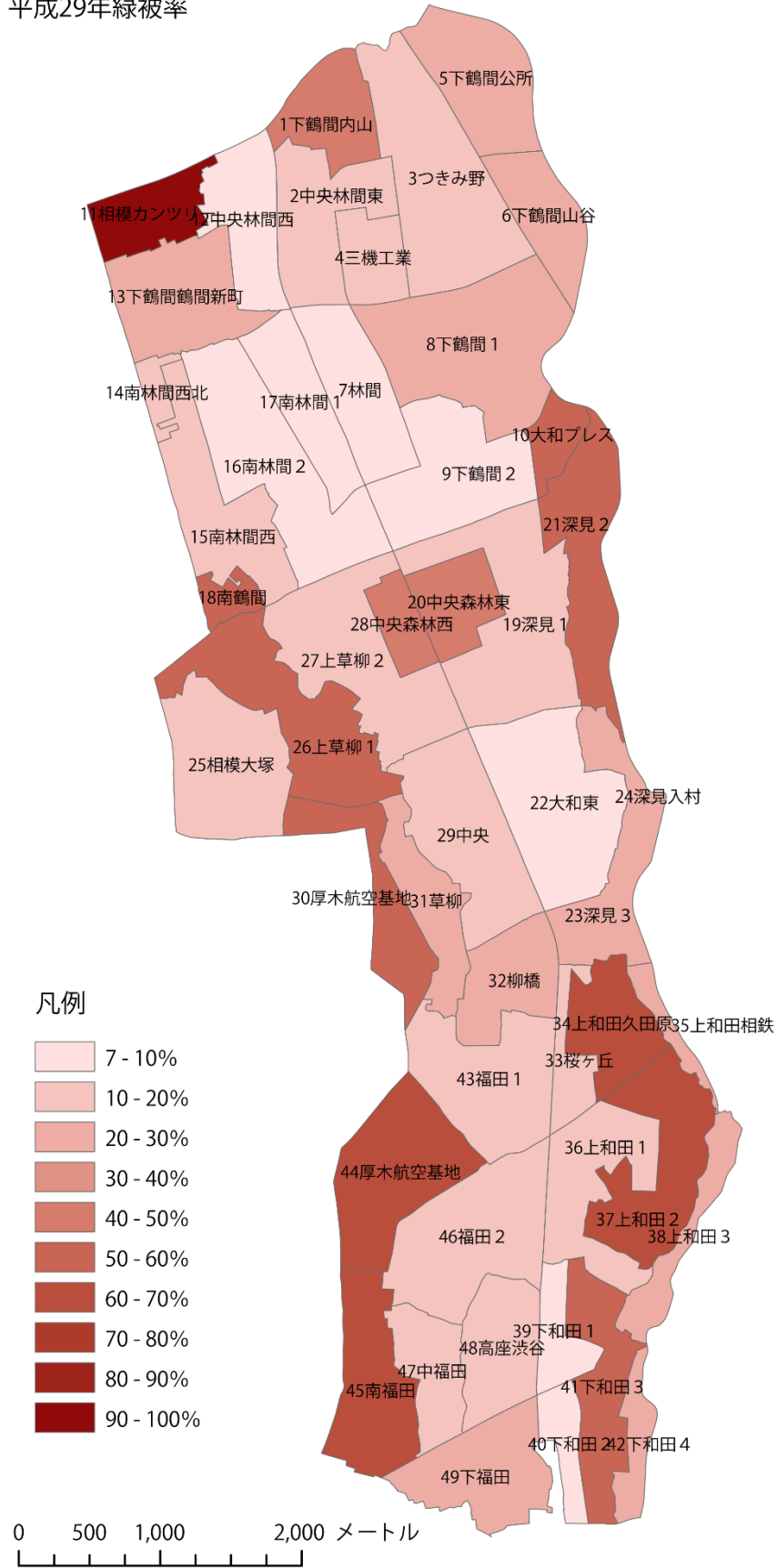


図 20 住区別の緑被率の分布



### (3) 緑に関する市民の意識

#### ① 住民意向調査

本市では、以前より市民のイメージの中で多くの緑が感じられると言われてきました。これは市街地に隣接している保全緑地が多いことや、市民の協力によって、保存樹林や市民緑地等がまちなに残り、見られることが要因と思われる。

前計画と同様に、今般改定においても現況の市民の意向を、できるだけ正確に把握するため住民意向調査を行いました。

#### (ア) 調査目的

本計画の改定作業を進めるにあたり、住民の方々が本市の緑に関して、どのように感じているか、どのように利用しているか、今後どのようにしたいかなどを尋ねるため、アンケート調査を実施しました。

#### (イ) 調査概要

項目	内容
調査目的	大和市内の住民による市内の緑に対する意識、緑の利用状況、今後の緑の取り組みに対する意識、緑に関する国や市の制度・施策の認知・利用等について伺いました。
調査対象	満 18 歳以上の住民 2,000 人を無作為抽出 (平成 29 年 10 月 1 日現在の住民情報利用システムに基づく)
調査方法	郵送配布回収
実施期間	平成 29 年 11 月 30 日～同年 12 月 15 日
配布数	2,000 票
回収数	540 票 大和市民の人口 235,190 人(平成 29 年 10 月 1 日現在)に対する必要回答数は、384 票(サンプリング誤差 0.05、信頼度 95%の正規分布値 1.96 とする)であり必要回答数を満たしています。
回収率	27%

#### (ウ) 調査結果

##### A. 現状に対する意識

本市の緑の現状を把握するために、次の項目についてお尋ねしました。

##### ▶ 緑への関心

緑への関心があると答えた方が 88.1% (「ある」56.4%、「少しある」31.7%)と多数を占めました。

##### ▶ 本市の緑の量

本市の緑の量が多いと答えた方が、53.8% (「とても多い」8.3%、「やや多い」45.5%)と過半数を占めました。しかし、少ないと答えた方が 27.7% (「やや少ない」23.4%、「とても少ない」4.3%)となり、どちらとも言えないと回答した方が 16.6%となりました。

##### ▶ 緑の満足度

緑の満足度については、満足と答えた方が、52.7% (「満足」13.8%、「やや満足」38.9%)と過半数を占めました。しかしながら不満足と感じている方が 31.1% (「やや不満」26.0%、「不満」5.1%)となり、どちらとも言えないと回答した方が 14.9%となりました。

➤ 本市の緑地の認知度(複数回答)

本市の大規模緑地の認知度については、泉の森が 88.3%、ふれあいの森が 60.4%と多くの市民に認知されている反面、中央林間自然の森が 22.3%、上和田野鳥の森 17.7%と続き、深見歴史の森、久田緑地、谷戸頭・谷戸緑地は 10.0%未満と低い認知度となりました。

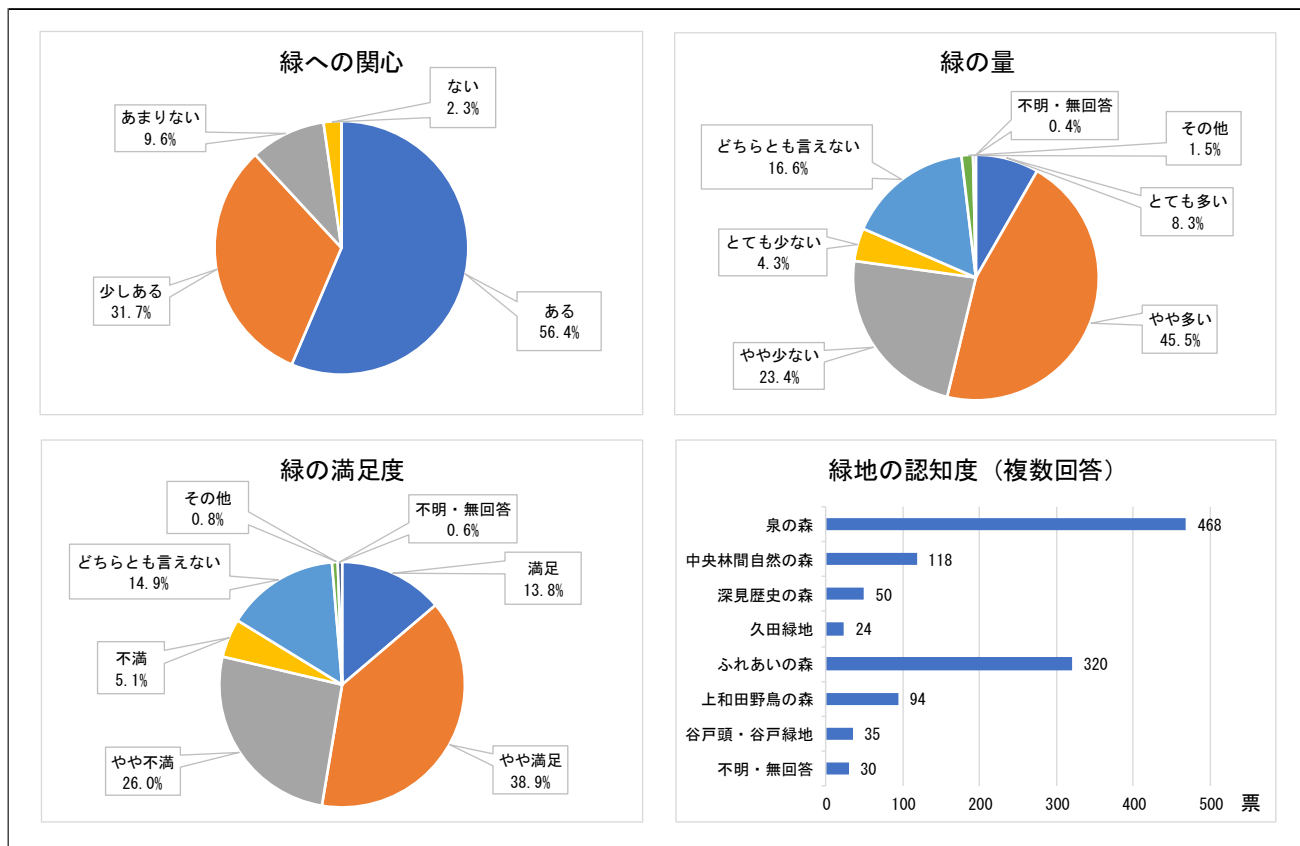


図 21 現状に対する意識

B. 今後の取り組みに対する意識

➤ 緑の保全意識

緑の保全活動が必要ないと考えている方は 0.4%と、多くの方が何らかの保全活動が必要と考えています。

本市の緑をどのように保全すべきかについては、「現状を維持」が 45.1%と最も高く、次いで「積極的に増やす」が 39.6%、「賛成だが減少は理解できる」の 12.6%と続きます。

➤ 保全活動参加意欲

保全活動への参加意欲については、意欲のある方が 53.6%（「参加したい」3.8%、「できれば参加したい」49.8%）と過半数以上を占め、参加意欲のない方は 36.8%（「あまり参加したくない」27.4%、「参加したくない」9.4%）となりました。

➤ 必要と考える取り組み(複数回答)

緑の保全に必要な取り組みとして、「公園の緑化・整備」が 428 票、「公共施設の緑化」270 票、「道路の緑化」247 票、「河川の緑化」224 票と公共公益施設の緑化要望が上位を占めています。

また、緑化以外の取り組みとして「緑化ボランティアの育成」が 78 票、「イベント啓発活動」40 票、「市民募金強化」20 票となっています。

▶ 参加してみたい緑化活動（複数回答）

「自宅の庭や玄関に植栽する」が313票と突出して多く、「自宅のブロック塀を生垣や花壇にする」79票と合わせると398票(49.9%)と多数を占めています。

その他には、「みどり基金に募金する」が117票、「公園づくりワークショップに参加する」が95票と続き、「緑の保全ボランティアに参加する」が78票、「みどりの愛護会、公園愛護会に参加する」が31票となっています。

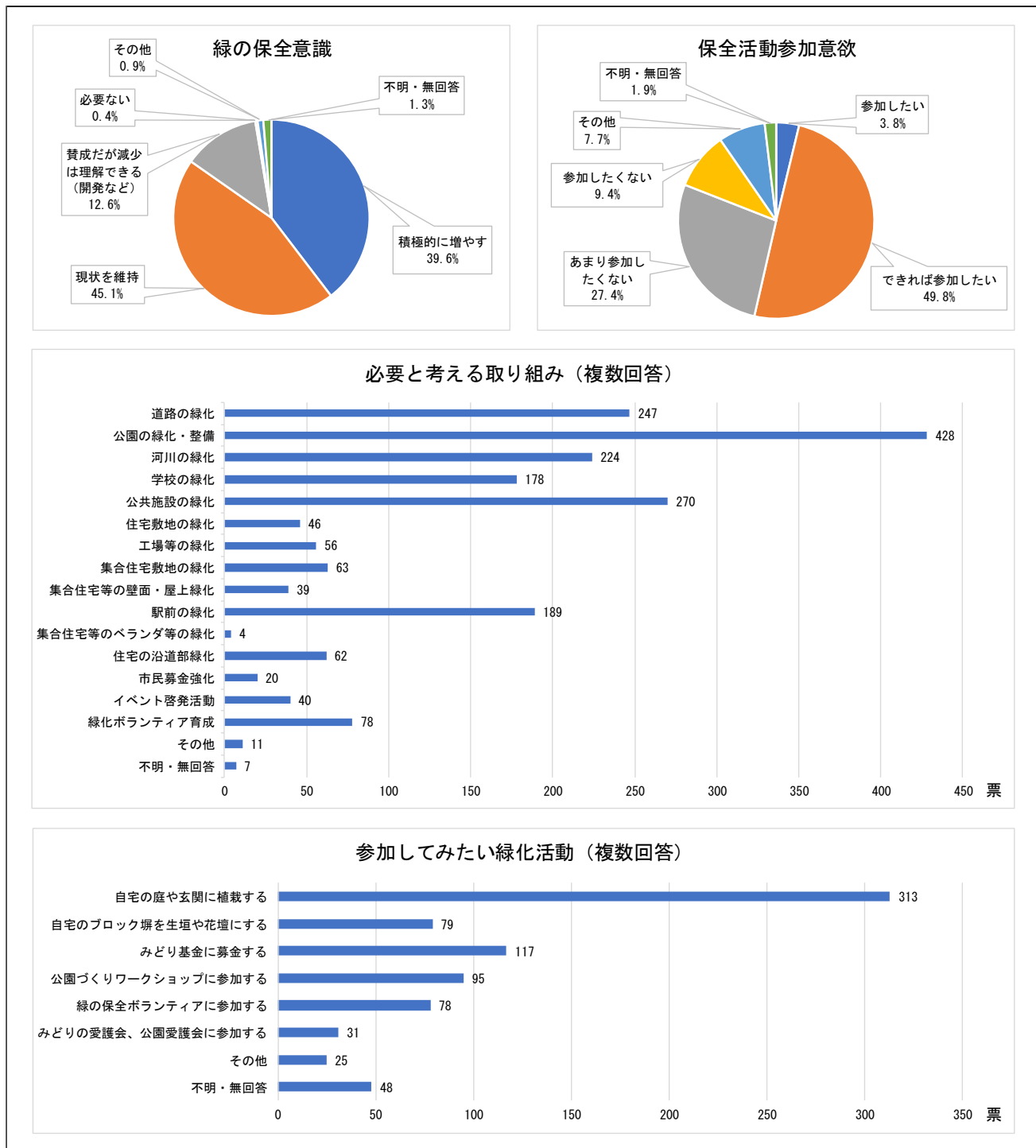


図 22 今後の取り組みに対する意識

### C. 残したい緑・守りたい緑

市内の残したい緑・守りたい緑について尋ねました。

最も回答が多かった緑は、泉の森で41票という結果でした。その他、回答が多かった緑としては、ふれあいの森(9票)、千本桜(9票)、宇都宮記念公園(9票)、大和ゆとりの森(4票)などがあります。

表 18 残したい緑・守りたい緑

	残したい緑・守りたい緑	票数
1	泉の森	41
2	ふれあいの森	9
3	千本桜	9
4	宇都宮記念公園	9
5	大和ゆとりの森	4
6	中央林間自然の森	3
7	多胡記念公園	3
8	国道467号沿いの桜の木	2
9	引地川の桜	2
10	久田緑地	2
11	桜の木	2
12	上和田野鳥の森	2
13	野鳥の森	2
14	カインズ裏通り(桜並木)、つきみ野遊歩道、 下和田のくすの木、学校内にある木々など etc.	37

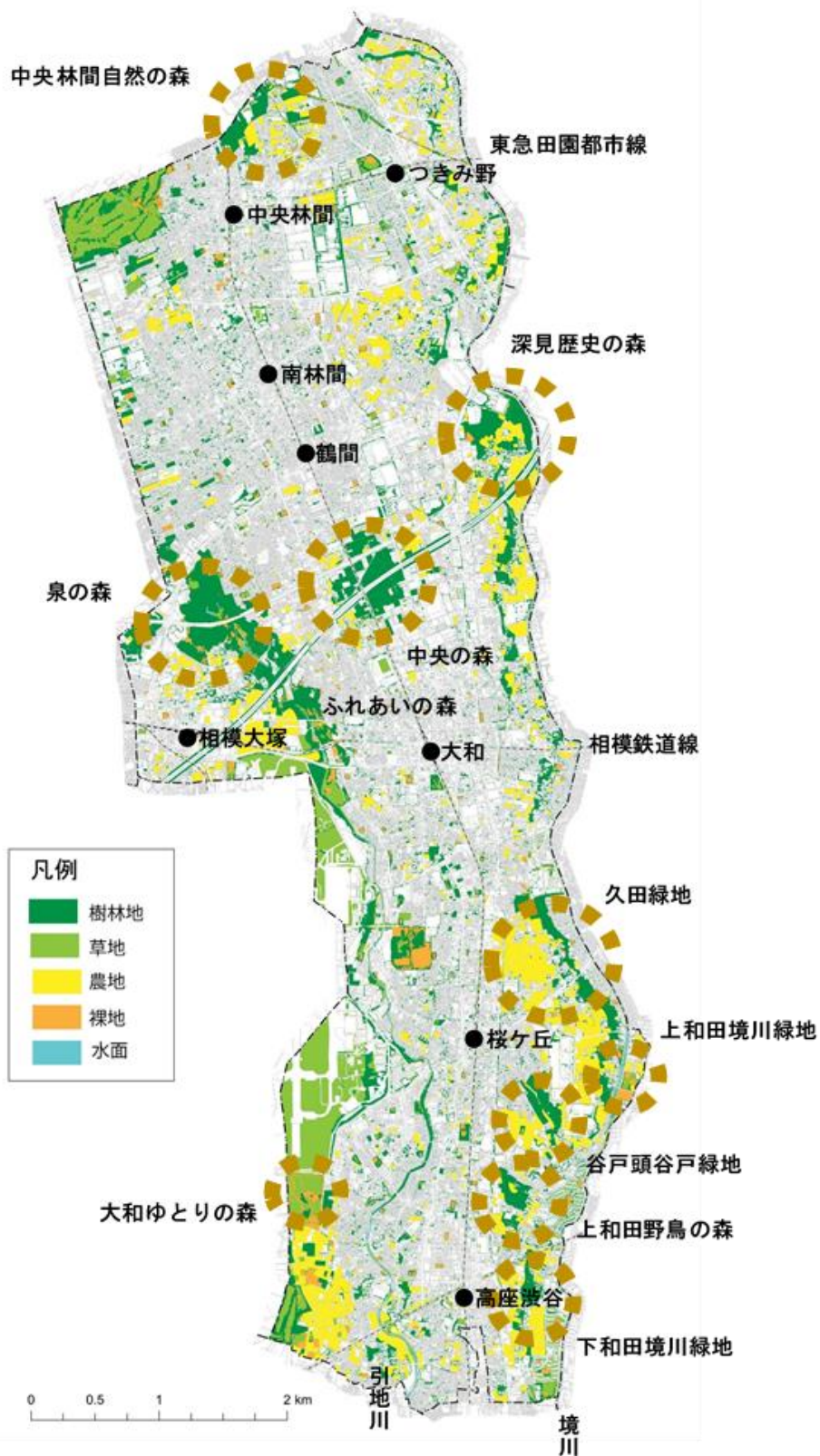


図 23 大和市内の残したい緑・守りたい主な緑(住民アンケートより)

これらのことから、本市の現状における緑の利用状況の特徴として、市の緑化推進に関する制度やイベントの利用に関しては、緑の保全ボランティアイベントへの参加や、緑のカーテン作り方教室への参加が多いこと、今後、残したい・守りたい緑として、泉の森、ふれあいの森、引地川沿いの千本桜、宇都宮記念公園、大和ゆとりの森などがあることが明らかになりました。

## ② 農地所有者意向調査

### (ア) 調査目的

平成 29 年度の都市緑地法の一部改正により、本計画に「農地」も「緑」に含めることが定められました。本計画の改定作業を進めるにあたり、農地所有者を対象に、所有農地の今後の運用等を伺うため、アンケート調査を実施しました。

### (イ) 調査概要

項目	内容
調査目的	平成 29 年度の都市農地法の一部改正にあたり、本計画に「農地」も「緑」に含めることとしました。改定を進めるにあたり、農地所有者に限定し、所有地の農地の今後の運用等を伺うことを目的としました。
調査対象	農地所有者 200 人を無作為抽出 (平成 29 年 12 月 1 日現在の資産税課所有の固定資産公用回覧簿に基づく)
調査方法	郵送配布回収
実施期間	平成 30 年 2 月 23 日～同年 3 月 12 日
配布数	200 票
回収数	90 票
回収率	45%

### (ウ) 調査結果

#### ▶ 調整区域内

回答数 37 票中、「引き続き耕作していく」が 26 票(70.3%)と最も多く、次いで「耕作を止め所有地の転用等を検討したい」が 6 票(16.2%)、「耕作を止め、市民農園として活用したい」が 4 票(10.8%)、「その他」1 票(2.7%)となりました。

「引き続き耕作していく」と「耕作を止め、市民農園として活用したい」の合計は 30(81.1%)となり、農地として活用したいと考えている方の割合が高い結果となりました。

#### ▶ 市民農園所有者の意向

回答数 12 票中、「引き続き耕作していく」が 7 票(58.3%)と最も多く、次いで「大和市民緑地制度を利用したい」が 3 票(25.0%)、「耕作を止め所有地の転用等を検討したい」と「新制度の市民緑地認定制度を利用したい」がそれぞれ 1 票(8.3%)となりました。

「引き続き耕作していく」、「大和市民緑地制度を利用したい」、「新制度の市民緑地認定制度を利用したい」の合計は 11 票(91.7%)となり、緑地として活用したいと考えている方の割合が高い結果となりました。

#### ▶ 生産緑地所有者の意向

回答数 35 票中、「引き続き耕作していく」が 24 票(68.6%)と最も多く、次いで「全て指定を解除し、転用等を検討したい」が 4 票(11.4%)、「指定の一部を解除し転用等を検討し、残りは継続していく」と「指定を解除し、大和市民緑地制度を利用したい」がそれぞれ 3 票(8.6%)、「指定を解除し、新制度の市民緑地認定制度を利用したい」が 1 票(2.9%)となりました。

#### ▶ その他の農地所有者の意向

回答数 33 票中「引き続き耕作していく」が 26 票(78.8%)と最も多く、次いで「耕作を止め所有地の転用等を検討したい」が 5 票(15.2%)、「大和市民緑地制度を利用したい」と「その他」がそれぞれ 1 票(3.0%)となりました。

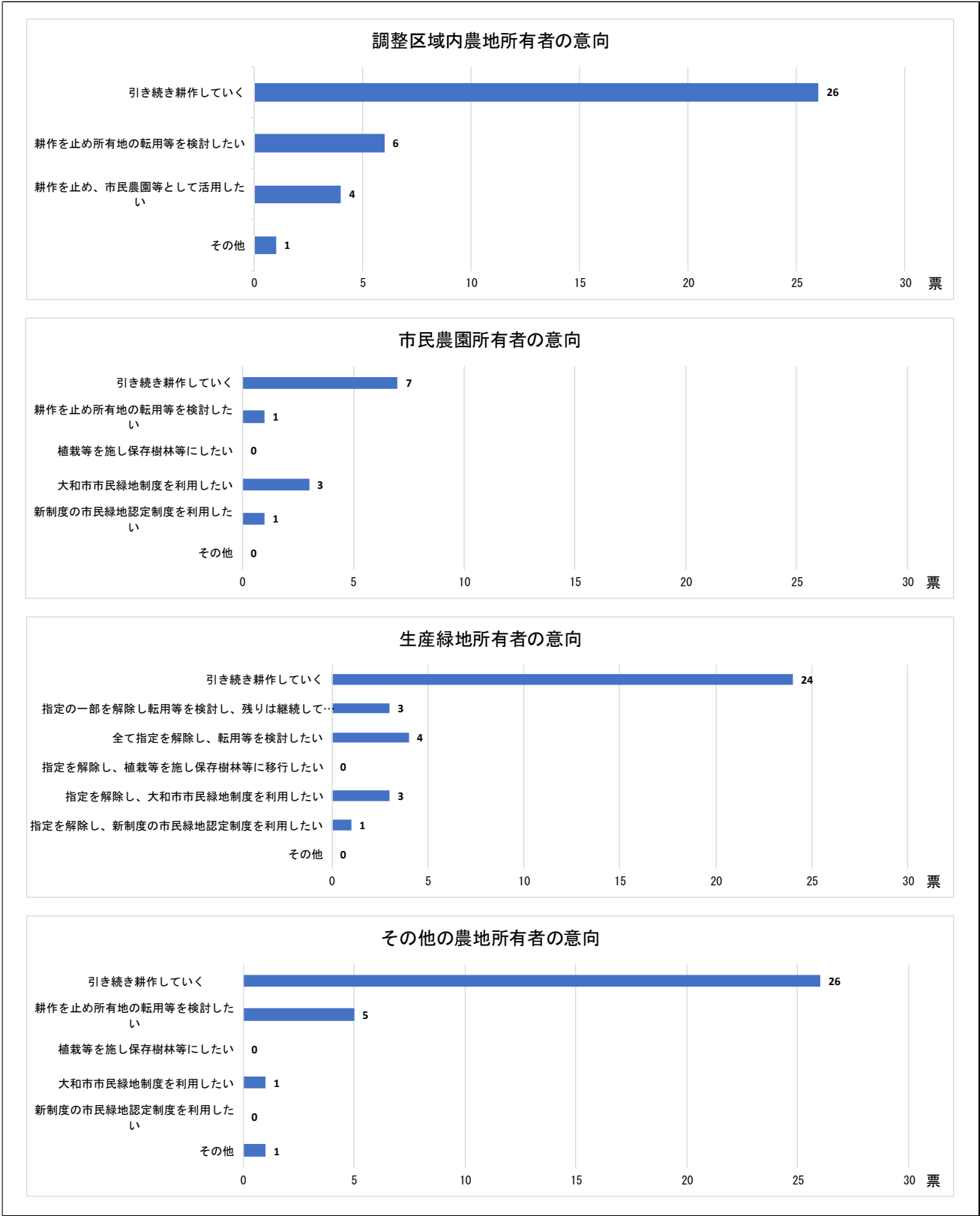


図 24 農地所有者の意向

### ③ 緑地所有者意向調査

#### (ア) 調査目的

本計画の改定作業を進めるにあたり、緑地所有者(保存樹林、市民緑地、保全緑地の所有者対象)を対象に、所有地の今後の運用等を伺うため、アンケート調査を実施しました。

#### (イ) 調査概要

項目	内容
調査目的	計画の改定を進めるにあたり、緑地所有者に限定して所有地の今後の運用等を伺うことを目的とする。
調査対象	緑地所有者 150 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布回収
実施期間	平成 30 年 7 月 16 日～同年 7 月 31 日
配布数	150 票
回収数	77 票
回収率	51.3%

#### (ウ) 調査結果

##### ➤ 保全緑地所有者及び市民緑地所有者の意向

回答数 49 票中、「契約を継続し、保全に努めていく」が 34 票(69.4%)と最も多く、次いで「契約を解除し、市や県に買い取ってほしい」が 13 票(26.5%)、「契約を解除し、市や県に寄付したい」が 1 票(2.0%)となりました。

##### ➤ 保存樹林所有者の意向

回答数 35 票中、「契約を継続し、保全に努めていく」が 30 票(85.7%)と最も多く、次いで「契約を解除し、市や県に買い取ってほしい」が 2 票(5.7%)、「契約を解除し、他の運用を考えている」、「その他」がそれぞれ 1 票(2.9%)となりました。



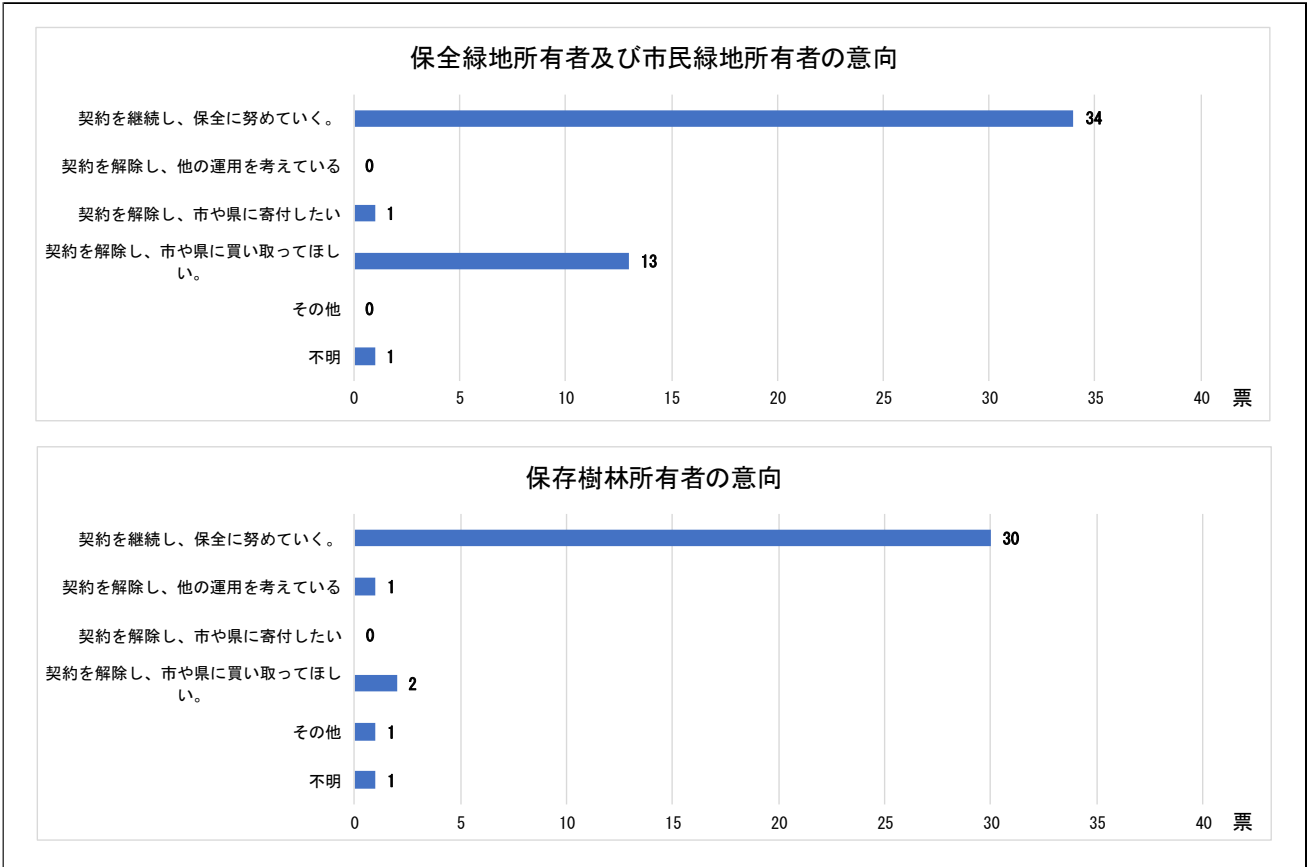


図 25 緑地所有者の意向

#### ④ 緑地ボランティア意見交換会

本計画の改定作業を進めるにあたり、保全緑地等で活躍いただいている緑地ボランティアの方々から緑地での現状を取り巻く問題等について意見を伺いました。意見交換会は2回に分け、合計20名の方々より次のような意見が寄せられました。

開催日	第1回:平成30年7月27日 第2回:平成30年8月21日(1回目と同じ内容で行っています)
参加者	つるまの森保全協力会 境川斜面緑地を守る会 しらかしのいえボランティア協議会 深見歴史の森トコロジスト 谷戸頭・谷戸緑地トコロジスト 久田緑地トコロジスト 上和田野鳥の森トコロジスト 計20名
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 樹木が育ちすぎて次のような問題が起こっている。 今後は森の更新を考えてはどうか</li> <li>(1) 巨木により林冠が閉ざされて日が差さなくなったため、生物多様性が損なわれている。</li> <li>(2) 緑地境界の住宅では落ち葉が大量に発生し対処に苦慮している。</li> <li>(3) 巨木の伐採等はボランティアレベルではとてもできないので、行政で対処してほしい。</li> <li>➤ 緑地の市有地化を推進してほしい。</li> <li>➤ 特定外来種対策を推進してほしい。</li> <li>➤ 緑地ボランティア育成を推進してほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

#### ⑤ ポスターセッション

本計画の骨子について広く市民に周知することを目的として、産業フェアで図26(53ページ)のポスターを掲示しました。

掲示日	平成30年11月10日～11日
内容	(1) 緑の基本計画とは? (2) 次期緑の基本計画の骨子 (3) 大和市及び国の緑地保全のための制度・施策 (4) 緑化現況と推移及び目標値 (5) 市民の意向(アンケート結果)
主な意見	特になし

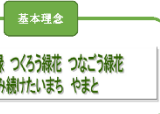
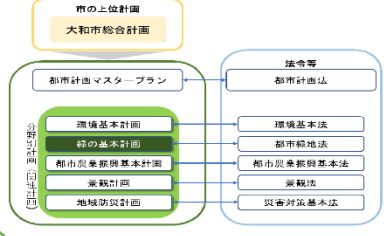
# 大和市緑の基本計画を改定します

## 1. 緑の基本計画とは？

市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その理念、目標、施策などを定める基本計画です。  
 六六により、緑地の保全及び緑化の推進を目的、計画的に実施することができると。 (都市緑地法第4条)

## 2. 次期大和市緑の基本計画の骨子

- 改定の目的**  
 大和市（以下、「本市」という。）では、平成31（1994）年6月都市緑地保全法（旧都市緑地法）の改正に合わせて、平成31（1997）年6月に「大和市緑の基本計画」を策定し、都市公園の整備や緑地緑化推進計画等の都市計画にも盛り込むことと、公共施設や市民の緑化、緑地保全の確保に関する生活環境の向上、緑に関する普及啓発やボランティア活動の推進等、都市計画制度により確保し、施策やさまざまな取組の一体的な推進を図っています。  
 本計画は平成31年度（以下、「第1期計画」という。）を定めていますが、その後の都市緑地の状況や社会情勢の変化、本市の上位計画、関連計画の改定等を踏まえ、本市における緑の確保の推進を図るため、本市が有する都市づくり・まちづくりの取り組みの一環として、段階的更新、刷新を効果的に推進することを目指すとして改定を行います。
- 計画期間（予定）**  
 本計画の計画期間は平成37（2019）年4月より開始10年とします。
- 計画の位置付け**  
 本計画は、上位計画である大和市総合計画の分野別計画として位置づけられており、関連する他の分野別計画と関係性を考慮し、位置づけつつ総合性を図っています。本計画と総合計画との関係性を示します。



- 基本理念**  
 本計画は総合計画の趣旨と一致することから、掲げる基本理念を継承し、そのように改定します。  
 なお、緑花とは緑と花を表す造語です。
- 基本方針**  
 本計画は基本理念に即するものであることから、基本理念に基本方針を継承し設定しました。



## 3. 大和市及び国の緑地保全のための制度・施策

制度名称	概要
国土利用計画法	国土利用計画法に基づき、国土利用の適正な実施を図るための制度として定められ、国土利用の適正な実施を図るための制度として定められ、国土利用の適正な実施を図るための制度として定められる。
都市計画法	都市計画法に基づき、都市の計画的な発展と良好な住環境の確保を図るための制度として定められる。
都市景観法	都市景観法に基づき、都市の景観の向上を図るための制度として定められる。
景観法	景観法に基づき、景観の向上を図るための制度として定められる。
環境基本法	環境基本法に基づき、環境の保全を図るための制度として定められる。
都市緑地法	都市緑地法に基づき、都市緑地の保全を図るための制度として定められる。
国土緑地保全法	国土緑地保全法に基づき、国土緑地の保全を図るための制度として定められる。
国土利用計画法	国土利用計画法に基づき、国土利用の適正な実施を図るための制度として定められる。
都市計画法	都市計画法に基づき、都市の計画的な発展と良好な住環境の確保を図るための制度として定められる。
都市景観法	都市景観法に基づき、都市の景観の向上を図るための制度として定められる。
景観法	景観法に基づき、景観の向上を図るための制度として定められる。
環境基本法	環境基本法に基づき、環境の保全を図るための制度として定められる。
都市緑地法	都市緑地法に基づき、都市緑地の保全を図るための制度として定められる。
国土緑地保全法	国土緑地保全法に基づき、国土緑地の保全を図るための制度として定められる。

## 4. 緑化現況と推移及び目標値

本市における緑の現況（緑地＝緑地＋農地）＝緑地＝水田＋みずみどり）とそれに基づいた目標の設定を行います。緑地面積は自然的土地利用の実績値と都市計画法の土地利用の都市公園以外の緑地面積の合計とを算出し集計を行いました。

また、都市的土利利用の都市公園以外の緑地面積に関しては、GISから算出される被覆率を参照しました。なお、目標値に関しては現況値で3.8、0%が都市計画目標値でしたが、現実値は3.3、0%の維持・向上としました。

項目	前期（平成18年）		中期（平成22年）		目標		目標	
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)
緑地面積	4,383.0	16.1%	4,447.0	16.7%	4,447.0	16.7%	4,447.0	16.7%
水田	2,032.0	7.5%	1,431.0	5.3%	601.0	2.2%	601.0	2.2%
みずみどり	2,351.0	7.6%	2,116.0	7.1%	1,377.0	4.9%	1,377.0	4.9%
計	4,383.0	16.1%	4,447.0	16.7%	1,978.0	7.1%	1,978.0	7.1%
緑地	1,681.0	6.2%	1,716.0	6.3%	3.8	0.1%	3.8	0.1%
農地	163.0	0.6%	165.0	0.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
都市計画目標	10,299.0	38.0%	6,355.0	23.0%	-1,842.0	-6.0%	-1,842.0	-6.0%

## 5. 市民の意向

平成29年度に行なった市民アンケート調査の中から、早稲18年経過後と比較可能な10項目について比較を行いました。

項目	前期（平成18年）	中期（平成22年）	後期（平成29年）	後期（平成29年）
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
緑への関心				
ある	691	68.4%	299	56.4%
少しある	283	28.0%	168	31.7%
あまりない	31	3.1%	51	9.6%
ない	4	0.4%	2	0.4%
わからない	1	0.1%	9	1.7%
緑の確保				
とても多い	103	10.2%	44	8.3%
多い	331	32.6%	241	45.3%
やや多い	272	26.9%	124	23.4%
やや少ない	55	5.4%	23	4.3%
とても少ない	47	4.7%	88	16.6%
わからない	2	0.2%	0	0.0%
緑の維持				
多い	163	15.8%	73	13.8%
やや多い	337	33.0%	236	44.3%
やや少ない	139	13.5%	138	26.0%
とても少ない	36	3.6%	27	5.1%
わからない	34	3.4%	79	14.9%
その他	4	0.4%	7	1.3%
緑の維持の必要性				
緑の維持は必要	538	53.3%	210	39.6%
必要ではない	445	44.1%	298	55.4%
わからない	5	0.5%	67	12.6%
必要ではない	5	0.5%	2	0.4%
わからない	5	0.5%	2	0.4%
緑の維持の必要性				
参加したい	128	12.7%	20	3.8%
参加したくない	915	91.0%	284	52.8%
参加したくない	196	19.4%	194	36.2%
参加したくない	38	3.8%	50	9.4%
参加したくない	32	3.2%	51	9.6%

図 26 掲示したポスター



## 第3章 計画の点検

---

# 1. 前回からの比較

本計画の改定にあたり、緑地や市民の意向について前回改定時(平成 18 年調査)と本改定時(平成 29 年調査)の比較を行いました。

## (1) 緑地の比較

### ① 施設緑地

#### (ア) 都市公園

本市の都市公園の増減をみると、全体では、118 箇所から 233 箇所とほぼ倍増しており、面積も 37.36ha から 74.37ha とほぼ 2 倍になっています。その内訳は、街区公園が 110 箇所で 8.85ha の増、総合公園が 1 箇所で 16.80ha の増、都市緑地が 3 箇所で 10.59ha の増、都市林が 1 箇所で 0.71ha の増と、総合公園の増加が全体に大きく影響していることが示されます。なお、街区公園の増加は、主として、その他公園と児童公園、ちびっこ広場から街区公園への移行によるものです。

このように都市公園の整備に努めてきましたが、本市の都市公園の住民一人当たりの面積は 3.18 m<sup>2</sup>であり、県平均 5.45 m<sup>2</sup>(平成 28 年度末現在)及び国平均 10.40 m<sup>2</sup>(平成 28 年度末現在)を下回っています。

表 19 都市公園の増減

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
街区公園	112	20.31	222	29.16	110	8.85
近隣公園	4	6.51	4	6.57		0.06
総合公園	1	10.00	2	26.80	1	16.80
都市緑地	1	0.54	4	11.13	3	10.59
都市林	-	-	1	0.71	1	0.71
都市公園計	118	37.36	233	74.37	115	37.01

#### (イ) 公共施設緑地

続いて、公共施設緑地の増減をみると、全体では 153 箇所から 64 箇所と 89 箇所の減少となり、面積も 123.31ha から 105.94ha へと 17.37ha の減少となっています。その中でも、引地川公園が 2 箇所 12.12ha の減少、その他公園が 59 箇所の 3.58ha の減少となっておりますが、平成 18 年当時に引地川公園としていたところは「遊びの森」、「ふれあいの森」、「泉の森(B 地区)」に分割し、遊びの森とふれあいの森の一部分を都市緑地へ移行、ふれあいの森の都市緑地部分以外を保全緑地へ移行したことによるものです。また、その他公園と児童公園、ちびっこ広場の減少は都市公園(街区公園)への移行によるものです。

表 20 公共施設緑地の増減

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
その他公園 <sup>※1</sup>	60	3.60	1	0.02	-59	-3.58
児童遊園 <sup>※1</sup>	16	0.59			-16	-0.59
緑地	11	0.31	14	0.79	3	0.48
ちびっこ広場 <sup>※1</sup>	15	2.52			-15	-2.52
泉の森(B 地区)(旧引地川公園の一部) <sup>※2</sup>	3	37.12	1	25.00	-2	-12.12
学校	28	47.97	28	47.97		
スポーツ広場等	15	15.29	15	16.25		0.96
農水省植物防疫所跡地	1	1.84	1	1.84		
道路	4	14.07	4	14.07		
公共施設緑地計	153	123.31	64	105.94	-89	-17.37

※1 その他公園、児童遊園、ちびっこ広場は都市公園に移行しました。

※2 引地川公園は遊びの森、ふれあいの森、泉の森(B 地区)に分割しました。

(ウ) 民間施設緑地

次に、民間施設緑地の増減をみると、全体では 103 箇所から 100 箇所へ 3 箇所の減少となり、面積も 68.01ha から 67.69ha へと 0.32ha の減少となりました。

表 21 民間施設緑地の増減

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
緑の広場	21	2.95	18	2.56	-3	-0.39
自主管理公園	18	1.74	18	1.74		
市民農園等	28	4.21	27	3.95	-1	-0.26
社寺林	32	12.21	32	12.21		
民間企業グラウンド等	1	2.69	1	2.69		
ゴルフ場	2	42.96	2	42.96		
草柳園	1	1.25	1	1.25		
南林間スポーツ広場	-	-	1	0.33	1	0.33
民間施設緑地計	103	68.01	100	67.69	-3	-0.32

## ② 地域制緑地等

### (ア) 法によるもの

地域制緑地のうち法による緑地の増減をみると、全体では 620 箇所から 587 箇所へ 33 箇所の減少となり、面積も 274.24ha から 266.26ha へと 7.98ha の減少となりましたが、その内訳は生産緑地地区が 43 箇所 7.15ha の面積減少、農振・農用地区域が 1.01ha の面積減少となり、生産緑地地区の減少が全体に大きな影響を与えています。

表 22 法による緑地の増減

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別緑地保全地区 (泉の森 A 地区)	1	17.00	1	17.00		
生産緑地地区	388	66.75	345	59.60	-43	-7.15
保安林	1	0.23	1	0.23		
地域森林計画対象民有林	230	112.31	240	112.49	10	0.18
農振・農用地区域		27.75		26.74		-1.01
河川		50.20		50.20		
地域制緑地(法によるもの)計	620	274.24	587	266.26	-33	-7.98

### (イ) 条例等によるもの

次に、条例等による緑地の増減をみると、全体では 249 箇所から 158 箇所へと 91 箇所の減少となり、面積も 110.05ha から 102.76ha へと 7.29ha の減少となりました。その内訳は保全緑地が箇所数の増減こそないものの、0.7ha の面積減少となり、保存樹林が 88 箇所、5.86ha の減少、市民緑地が 1 箇所 0.24ha、みどりの協定が 2 箇所 0.49ha の減少となり、保存樹林の減少が全体に大きな影響を示しています。

表 23 条例等による緑地の増減

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
保全緑地	9	88.50	9	87.80		-0.70
保存樹林	232	18.19	144	12.33	-88	-5.86
市民緑地等	4	2.23	3	1.99	-1	-0.24
みどりの協定	3	0.97	1	0.48	-2	-0.49
指定文化財	1	0.16	1	0.16		
地域制緑地 (条例等によるもの)計	249	110.05	158	102.76	-91	-7.29



③ 緑被率とみず・みどり率

本市における緑被地は全体で 138.0ha、5.1%の減少となり、裸地及び水面を足したみず・みどり面積は 134.2ha、5.0%の減少となっています。

緑被地の減少を住区別にみると、60 ページの図 27 に示すように市外縁部での減少率が大きく、特に東側外縁部での減少が目立っています。

表 24 緑被率及びみず・みどり率

		前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)
緑被地	樹林地	436.3	16.1%	344.7	12.7%	-91.6	-3.4%
	草地	203.2	7.5%	143.1	5.3%	-60.1	-2.2%
	農地	205.9	7.6%	219.6	8.1%	13.7	0.5%
	計	845.4	31.2%	707.4	26.1%	-138.0	-5.1%
裸地		168.0	6.2%	171.6	6.3%	3.6	0.1%
水面		16.3	0.6%	16.5	0.6%	0.2	0.0%
みず・みどり		1029.7	38.0%	895.5	33.0%	-134.2	-5.0%

H18～H29緑被率減少割合

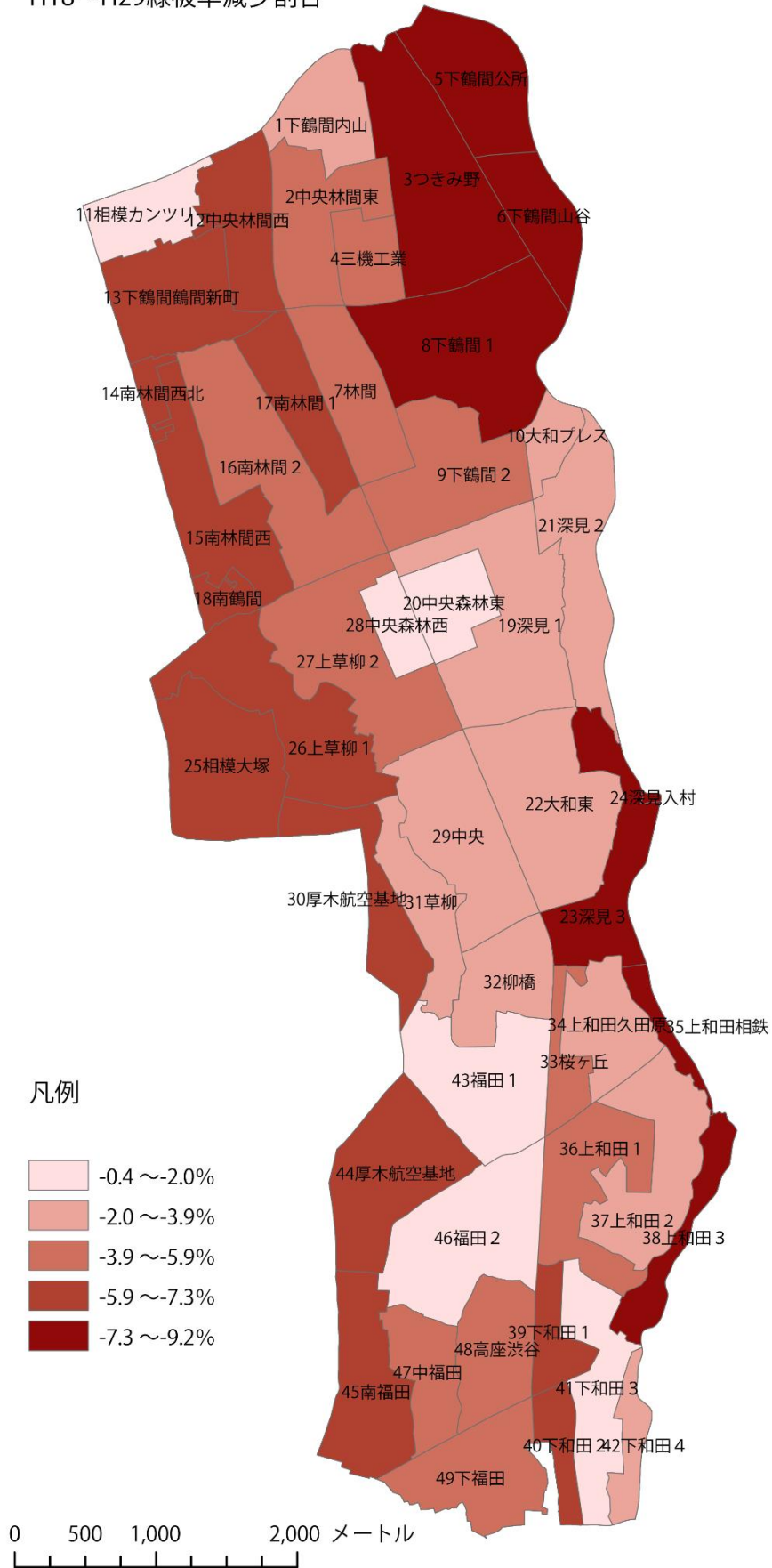


図 27 緑被率の減少状況

## (2) 住民意向の比較

市民を対象としたアンケート調査結果の中から次の5項目について比較を行います。

### ① 緑への関心

緑への関心についてお尋ねしたところ、関心がある方の割合(ある、少しあるの合計)が前回調査時に比べ8.3ポイントの減少となる一方で、関心のない方の割合(あまりない、ないの合計)が8.4ポイントの増加となりました。

表 25 緑への関心

	前回(平成18年)		今回(平成29年)		増減	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	
ある	691	68.4%	299	56.4%	-12.0%	-8.3%
少しある	283	28.0%	168	31.7%	3.7%	
あまりない	31	3.10%	51	9.6%	6.5%	8.4%
ない	4	0.4%	12	2.3%	1.9%	
その他	1	0.1%	0	0.0%	-0.1%	

### ② 緑の量

本市の緑の量についてお尋ねしたところ、多いと感じている方の割合(とても多いとやや多いの合計)が前回調査時に比べ9.0ポイントの減少となった一方で、少ないと感じている方の割合(とても少ないとやや少ないの合計)も4.6ポイントの減少となりました。

表 26 緑の量

	前回(平成18年)		今回(平成29年)		増減	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	
とても多い	103	10.2%	44	8.3%	-1.9%	-9.0%
やや多い	531	52.6%	241	45.5%	-7.1%	
やや少ない	272	26.9%	124	23.4%	-3.5%	-4.6%
とても少ない	55	5.4%	23	4.3%	-1.1%	
どちらとも言えない	47	4.7%	88	16.6%	12.0%	
その他	2	0.2%	10	1.9%	1.7%	

### ③ 緑の満足度

本市の緑の満足度についてお尋ねしたところ、満足と感じている方の割合(満足とやや満足の合計)が前回調査時に比べ1.4ポイントの増加となった一方で、不満と感じている方の割合(不満とやや不満の合計)も13.8ポイントの増加となりました。

表 27 緑の満足度

	前回(平成18年)		今回(平成29年)		増減	
	人数	割合(%)	人数	割合(%)	割合(%)	
満足	160	15.8%	73	13.8%	-2.1%	1.4%
やや満足	357	35.3%	206	38.9%	3.5%	
やや不満	139	13.8%	138	26.0%	12.3%	13.8%
不満	36	3.6%	27	5.1%	1.5%	
どちらとも言えない	314	31.1%	79	14.9%	-16.2%	
その他	4	0.4%	7	1.3%	0.9%	

④ 緑への取り組みに対する意識

本市における緑の取り組みについてお尋ねしたところ、積極的に増やすが 13.6 ポイントの減少となった一方で、開発を優先と考えている方が、11.1 ポイントの増加となりました。

表 28 緑の取り組みに対する意識

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	割合 (%)
積極的に増やす	538	53.3%	210	39.6%	-13.6%
現状を維持	445	44.1%	239	45.1%	1.0%
開発を優先	16	1.6%	67	12.6%	11.1%
必要ない	6	0.6%	2	0.4%	-0.2%
その他	5	0.5%	12	2.3%	1.8%

⑤ 緑の保全活動への参加意識

緑を残す・増やす活動への参加意欲についてお尋ねしたところ、参加意欲があると回答した方(参加したいとできれば参加したいの合計)の割合は-20.1 ポイントの減少となりました。

表 29 緑の保全活動への参加意欲

	前回(平成 18 年)		今回(平成 29 年)		増減	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)	割合 (%)	
参加したい	128	12.7%	20	3.8%	-8.9%	-20.1%
出来れば参加したい	616	61.0%	264	49.8%	-11.2%	
あまり参加したくない	196	19.4%	145	27.4%	8.0%	13.6%
参加したくない	38	3.8%	50	9.4%	5.7%	
その他	32	3.2%	51	9.6%	6.5%	

## 2. 計画の達成状況

前計画で設定した計画目標の達成状況を、整備面積をもとに評価しました。

### (1) 緑地の達成状況

#### ① 施設緑地

施設緑地の達成状況は都市公園の達成状況が80.4%、全体の達成度も94.6%となりました。

表 30 施設緑地達成状況

(各年3月31日)

	現況(平成29年)			目標(平成30年)			現況(平成29年) 整備量
	整備量			整備量			
	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	
都市公園	233	74.37	3.18	234	92.50	3.95	80.4%
公共施設緑地	64	105.94	4.52	62	103.06	4.40	102.8%
民間施設緑地	100	67.69	2.89	92	66.55	2.84	101.7%
合計	397	248.00	10.59	388	262.11	11.19	94.6%

#### ② 地域制緑地

続いて、地域制緑地の達成状況ですが、法によるものが95.8%、条例によるものが87.5%となりました。

表 31 地域制緑地の達成状況

(各年3月31日)

	現況(平成29年)			目標(平成30年)			現況(平成29年) 整備量
	整備量			整備量 <sup>*</sup>			
	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	箇所	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	
法によるもの	587	266.26	11.37	623	277.94	11.88	95.8%
条例等によるもの	158	102.76	4.39	243	89.92	3.84	87.5%

<sup>\*</sup>今般改定で、鳥獣保護区を対象とする緑地から除外したため、前計画で定めた目標値から除いています。

### (2) 緑の目標水準の達成状況

前計画で設定した緑の目標水準の達成状況を整理しました。

#### ① 緑地の確保目標水準

緑地の確保目標水準の達成状況ですが、都市計画区域面積に対する達成状況は91.9%、市街化区域面積に対する達成状況は94.7%となりました。

表 32 緑地の確保目標水準の達成状況

(各年3月31日)

	現況(平成29年)		目標(平成30年)		達成 状況
	整備量		整備量		
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
都市計画区域面積	507.16	18.7	552.1	20.4	91.9%
市街化区域面積	238.28	11.9	251.6	12.0	94.7%

② 公園緑地、都市公園として整備すべき目標水準

次に、公園緑地、都市公園として整備すべき目標水準の達成状況ですが、公園緑地に対する達成状況が 98.8%、都市公園に対する達成状況が 80.4%となりました。

表 33 公園緑地、都市公園整備目標水準

(各年 3 月 31 日)

	現況(平成 29 年)		目標(平成 30 年)		達成 状況
	整備量		整備量		
	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	面積(ha)	m <sup>2</sup> /人	
公園緑地*	155.20	6.63	157.13	6.72	98.8%
都市公園	74.37	3.18	92.50	3.95	80.4%

※市が管理している公園、広場及び緑地(トラスト緑地、保全緑地含む)

③ みず・みどり率

続いてみず・みどり率について達成状況を示します。

計画目標として、みず・みどり率の向上・維持を掲げていましたが、樹林地や草地の減少により達成状況は 87.0%となりました。

表 34 みず・みどり率の達成状況

(各年 3 月 31 日)

	現況(平成 29 年)		目標		達成状況	
	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)		
緑 被 地	樹林地	344.7	12.70%	436.3	16.10%	79.0%
	草地	143.1	5.30%	203.2	7.50%	70.4%
	農地	219.6	8.10%	205.9	7.60%	106.7%
	計	707.4	26.10%	845.4	31.20%	83.7%
裸地	171.6	6.30%	168.0	6.20%	102.1%	
水面	16.5	0.60%	16.3	0.60%	101.2%	
みず・みどり率	895.5	33.00%	1029.7	38.00%	87.0%	

## 第4章 緑の課題

---

# 1. 緑の施策から見た課題

## (1) 緑の保全に関する課題

現状における緑等の保全状況をみたと、特に平成 18（2006）年の前回の調査時と比較して、緑被率の減少が大きいことが明らかになりました。これは、市全域において緑被率の減少がみられた中で、とりわけ市北部において比較的大規模な樹林地がマンションなどの都市的土地利用への変換が進んだことによります。

また、緑地そのものは減少していないものの、個人所有の樹林地や市中央部にある中央の森等において落ち葉の管理不足や、樹木が鬱蒼と茂り、防犯上の危険性も指摘されています。

緑等の保全に関する課題として、第一に「緑地の面的な保全」があります。自然的土地利用である山林、原野、農地、及び水面に関しては、開発による都市的土地利用への変換がそのまま緑被率の減少につながることから、今回の調査で緑被率が 10%未満であった地域や、緑被率の減少が 10%に近かった地域では、これ以上の緑被率の減少が進まないよう、緑の保全が必要です。

緑等の保全に関する課題として、第二に「緑の維持管理」があります。個人所有の宅地にある樹木や生垣、ならびに一部の街路樹について管理不足になっており、これらの緑の維持管理の徹底が必要です。

## (2) 緑の創出・整備に関する課題

次に、現状における緑等の創出・整備の状況をみたと、市内の都市公園に関しては、前回の平成 18（2006）年よりも公園箇所数や面積も大きく増加した一方で、大和市民一人あたりの都市公園面積では、国や神奈川県との平均値を下回っています。これは、市の施策として都市公園等の整備が着実に行われていることが窺えるものの、一人あたりの面積的にはやや不十分であり、整備が望まれることを示しています。

緑等の創出・整備に関する課題として、第一に、都市公園等の新たな整備や既存公園の再整備があります。特に、大規模な緑の開発が行われた地区やこれまでに公園整備が遅れている地区について、適正規模にあわせた公園整備が必要です。

また、緑地等の創出・整備に関する課題の第二として、市民の憩い空間や防災時の避難場所として有効な広い空地や広場等の緑地の創出整備があります。憩い空間としての緑については、どちらかというと市の中央部から南部にかけて充実しているのに対して、市北部は少ないという意見もありました。現在の整備状況を踏まえた新たな緑空間の創出整備が必要です。

## (3) 緑の緑化活動に関する課題

現状における緑等の緑化活動の状況をみたと、みどりど〜り助成 40 件（平成 19 年度～平成 29 年度）、トコロジスト養成講座受講者数 81 人（平成 21 年度～平成 29 年度）、大和市グリーンアップセンター来館者数 118,486 人（平成 19 年度～平成 29 年度）、しらかしのいえボランティア活動データ登録者数のべ 1,302 人、のべ活動人数 24,070 人（平成 19 年度～平成 29 年度）など、多くの市民が緑化活動に参加しています。

これは、市民による本市の緑への関心の高さと参加意欲の大きさを表すものと考えられます。

その一方で、住民に対するアンケート調査の中で、個人所有の緑（宅地内の樹木や生垣等）や街路樹の落ち葉等の管理不足に対する指摘・意見がみられました。

緑等の緑化活動に関する課題として、今後は、より多くの市民の緑化・保全活動への参加を誘導するための方策が求められます。また、参加経験のない市民には緑の保全・緑化の意義や役割に関する意識啓発が重要です。



## (4) その他の課題

### ① 生産緑地の保全・活用

平成 27 年 4 月に制定された都市農業振興基本法に基づき、国は平成 28 年 5 月に都市農業振興基本計画を策定しました。

この計画の中で都市農地の位置付けが、これまでの“宅地化すべきもの”から“都市にあるべきもの”へと大きく転換されたことから、都市農地の担い手の育成や確保、市民による農業に関する知識・技術の習得の促進など、都市農業の振興に関わる施策が講じられました。

生産緑地 2022 年問題では、平成 3 年に改正された生産緑地法の規定により平成 4 年に生産緑地地区が指定され、固定資産税等が農地課税になるなどの軽減措置を受けた生産緑地が 30 年経過後に買取りの申し出を経て、行為の制限が解除されることによる宅地化等への転用が懸念されています。

平成 29 年 3 月現在、大和市内には、生産緑地地区が 345 箇所、約 59.6ha あり、市内の緑被面積の 8.4% (市面積の 2.2%) を占めております。これらの生産緑地は緑や農地として重要な位置付けであると考え、大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の制定や、大和市生産緑地地区指定基準の見直しを行うことにより、新たな生産緑地の確保に努めるとともに、引き続き保全を図っていきます。

このほか、都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成 30 年 9 月施行)の規定により、民間事業者が農園を開設する際には支援等を行うことにより、生産緑地の保全・活用を図っています。

### ② 緑地保全に向けた制度・施策

今般の本計画の改定において、市内の緑の保全に大きく関わりがある事柄として、都市緑地法の改定に伴う市民緑地認定制度の創設があります。この制度は、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する人が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度です。土地所有者の協力のもと、NPO 法人や民間企業等の民間主体が設置管理者として空き地等を公園的な空間に整備・公開する取組を促進することになりました。

また、現在、施行されている緑地保全に関する制度・施策として、「保全緑地」、「県トラスト」、「保存樹林」、「市民緑地」、「特別緑地保全地区」、「保安林」、「都市緑地」、「都市林」の計 8 つの制度・施策があります。各制度・施策の実施状況に関しては、「保全緑地」は 8 箇所約 30ha の緑地、「県トラスト緑地」は久田緑地と泉の森の 2 箇所、「保全樹林」は 144 件、約 12ha の山林、「市民緑地」は 3 箇所 1.9ha、「特別緑地保全地区」は泉の森 1 箇所 17ha、「保安林」は深見神社 1 箇所 0.2ha、「都市緑地」は 4 箇所、約 11ha の緑地、「都市林」は宇都宮記念公園みどりの森 1 箇所 0.7ha がそれぞれ指定されています。

一方、これらの現状に対して、制度・施策の認知度と利用意向を尋ねた住民アンケートでは、それぞれの制度・施策について、認知度は緑地所有者の 1 割程度しかなく、利用意向も「利用の予定はない」が半数を占めること、利用しない理由として「制度・施策をよく知らない、よくわからない」ことが明らかになりました。

緑地保全に向けた制度・施策に関する課題としては、第一に新制度である市民緑地認定制度の活用を含めた緑地保全制度・施策の促進があり、それに向けた制度・施策に関する普及・啓発と認知度の向上があります。

## 2. 緑の役割から見た課題

都市の中に緑が存在することによって、「第1章 3. 都市における緑の効果(4、5 ページ)」で示したようにさまざまな効果をもたらすことが期待できます。このような「緑が持つ役割」という観点から改めて本市の緑を振り返り、本市における緑の必要性とその課題を整理しました。

### (1) 環境保全機能

#### ① 空気を冷やす樹林地や水辺の保全・創出

樹林地や農地などのまとまりのある緑や、河川・水路などの水辺は、都市環境の負荷の調節に一定機能を果たすと考えられています。緑陰効果のある緑の機能や雨水の浸透面積を維持・増大させるため、本市のまとまった緑や水辺を守り、さらに身近な公園や公共施設の緑等を増やすことによって、雨水の浸透面積を拡大するとともに、これらを適正に管理することが必要ですが、まちなかの社寺林、個人宅の庭木・生垣など、近年、これらの緑に対する管理不足が指摘されています。

また、市街化調整区域の農地や市街化区域内の生産緑地も、環境保全機能に役立つ貴重な緑の一つです。近年、所有者(農業者)の高齢化や離農などにより、耕作されなくなった農地や、都市的土地利用へ転換した農地や生産緑地が増えています。

対策としては、まちなかの社寺林や個人宅の庭木・生垣等の維持管理とともに、市街化調整区域の農地や市街化区域内の生産緑地の保全・活用の推進が必要です。そのためには、維持管理作業への市民ボランティアの参加や、農地の農作業への援農ボランティアの育成等が有効となります。

#### ② 空気の流れをつくる水と緑のネットワークの維持・形成

風の道となる緑のネットワークが形成されることによって、涼しい風を町なかに送り込むことが期待できます。風の道を形成するため、本市の今ある緑地(緑や川や街路樹等)の維持管理を図り、その間を住宅等での緑化でつないでいくことが必要です。

### (2) レクリエーション機能

#### ① 市民が身近なところで気軽に楽しめる公園緑地の確保

日常的なレクリエーションの場や、自然とのふれあいの場の創出に寄与する緑として、泉の森やふれあいの森、中央林間自然の森等の大規模緑地を持つものの、大きな公園が少ないことから、まとまった規模をもつ持続性のある公園を確保することが必要です。

#### ② 都市公園の整備

現況では、都市公園に関して、「公園が多くて楽しい」、「公園が増えてうれしい」などの良い評価がある一方で、「公園が暗くて危険に感じる」、「落ち葉等、きちんと掃除してほしい」、「子どもたちが走り回れる公園が減った」などの公園に対する意見や整備の要望があります。

このような意見や要望がある背景には、整備済の公園の緑に対する管理不足や整備箇所の偏り、身近な広場の減少等がうかがわれます。

したがって、落ち葉の清掃や花壇の管理等、既存の公園の維持管理とともに、新たな公園・広場の整備、及び公園内の遊具等の管理・整備、公園の整備・利用に関する情報発信の推進が必要です。

#### ③ 子育て支援、市民の交流、市民の健康づくりなど多様なニーズに対応した公園緑地の活用

市民が安心して楽しめる遊び場、市民が安全に過ごせる憩いの場、環境教育の場、農とふれあい学べる場など、日々の暮らしの中の楽しみや市民の交流の輪を広げていくことができるように、老朽化した公園の機能の見直しを行うことが必要です。また、樹林地や農地では、その特性を活かした市民の環境保全活動や生涯学習の場としての活用を促し、子どもたちの環境教育の場としても活用を図ることが必要です。

#### ④ 楽しくまち歩きができる散歩道の確保

本市は、地域によって特性を持ち、歴史資源、自然資源などさまざまな資源が点在しています。散策などの利用を進め、各地域のよさの再発見や健康づくりに役立てるように、これらを緑の多い道や水辺の道などの維持を図り、市民等の協力により接道部の緑化や花壇づくり等を一体的に進めていくことが有効と考えます。

### (3) 防災機能

災害時の延焼防止や一時避難場所にもなるオープンスペースの確保に資する緑として、都市公園をはじめ、市街化区域内の生産緑地、街路樹や道路わきの花壇、ポケットパーク等があります。また、災害時の一時遊水地的な機能をはたす緑として、市街化調整区域の農地等があります。

これらの緑に関しては、現況では、生産緑地や市街化調整区域の農地において、後継者不足等による農業者の減少や相続を契機とした農地の減少などに伴い、都市的土地利用へ転換され、その機能が縮小しているところが徐々に増えています。

その中で、市街化区域内の生産緑地に関しては、平成 34（2022）年には行為の制限の解除による宅地化が懸念されており、それに伴う市街化区域内での空地の減少と緑による防災機能の低下への影響が考えられます。緑の防災機能に関する課題としては、市街化調整区域の農地や街路樹等の生産緑地以外の防災機能に資する緑の確保と維持管理にあわせ、生産緑地に関しても、援農サポーターによる農作業の支援や、市民農園などとしての活用等により生産緑地の保全・維持を行うことがあります。

また、安全な避難路を確保するために、ブロック塀を撤去し生垣化する事業の更なる推進が求められます。

### (4) 景観機能

景観形成機能の一つであるシンボルとなる緑として、引地川や境川の水辺空間や川沿いに広がる農地と斜面林、月見野遺跡群、矢倉沢道や滝山道等の旧街道、深見神社や常泉寺等の神社仏閣等、多くの歴史的景観資源があります。さらに、桜ヶ丘桜まつりや千本桜サクラ祭り、市民まつりをはじめとするイベントや各地区で行われているお祭りが本市の景観として住民に親しまれています。

一方、都市的な景観の創出に資する緑として、公共施設の花木や街路樹、道路わきの花壇などがあり、林間都市のまち並みとして市民の目を癒してくれます。

これらの緑に関しては、現況においても多くの市民から愛されており、一年を通じて市民の暮らしの中で潤いや癒しを与える緑として大切にされています。

緑の景観形成機能に関する課題として、河川沿いの桜並木の一部伐採や、市街地開発に伴う樹林地の減少等、愛されてきた緑の景観の改変が懸念されています。

また、農地は住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらし、良好な景観形成に資するため、農地の保全が必要です。

### (5) 生物多様性機能

生物多様性機能に資する緑の一つとして、引地川、境川をはじめとする市内の河川・水辺地があります。本市では、そのうちの引地川において、野鳥や淡水魚等の様々な生物の生息・繁殖環境として整備するため、ふれあいの森のふれあい広場付近を含む数箇所を『多自然川づくり』をテーマに整備してきました。コンクリート護岸を剥がし、戻ってきた生き物のためにも、これらの環境維持や向上が必要です。

また、市内に点在する樹林地や平地林、草地とともに、市街化区域内の生産緑地や市街化調整区域の農地もまた生物多様性機能に大きく資する緑です。これらの緑に関しては、現況では、樹林地や平地林、草地の開発による減少がみられ、生物多様性機能が損なわれる一因として危惧されます。

一方、緑の生物多様性機能を守り、創る活動の一つとして、民間委託による「泉の森しらかしの池他外来種等駆除業務」における魚類調査や植物調査、野鳥観察記録、トンボ調査、及びセミのぬけがら調査をボランティアや管理受託者により行っています。調査結果では、神奈川県レッドデータブック掲載種である稀少魚類の確認とともに外来種も確認されています。

緑の生物多様性機能に関する課題として、第一には、生物多様性機能に資する緑の保全・整備があり、進展する開

発事業に対する配慮が求められます。また、第二として、生物多様性機能が維持されている状況を確認する上でも、市内の主要な大規模緑地における生物調査の実施と実態把握があります。さらに第三として、上記の調査結果でも確認された外来種の駆除が課題です。

## 第5章 緑の基本方針

---

## 1. 緑の基本理念

前計画に基づき、緑豊かな都市の形成に向けて公園緑地施策を推進し都市公園の整備を中心に緑化を進めましたが、人口増とそれに伴う宅地化の進展等により、緑は減少を続け、設定した緑被率や都市公園の確保面積が目標に達することが困難な状況にあります。そのため、これまでの施策の強化・充実を図ることとし、本計画の基本理念は前計画を踏襲し以下のように設定します。

まもろう緑 つくろう緑花 つなごう緑花  
住み続けたいまち やまと

緑花:「緑と花」を意味する造語です。

## 2. 緑の将来像

本計画では、基本理念に基づき計画の実現を図ることによって、次のような緑の将来像の形成を目指していくこととします。

- 質の高い大きな緑・小さな緑がバランスよくまち全体に配置され、それぞれが繋がっている。
- 緑を守り育む活動が市民一人ひとりの日々の生活に浸透し、子どもたちにも引き継がれている。
- さまざまな立場や地域を超えて支えあい、みんなで緑のまちづくりを活発に展開している。

### 3. 緑の基本方針

基本理念に基づき、緑の将来像を実現するための基本方針を以下のとおり設定します。

#### 基本方針1 緑と花のまちづくり

質の高い大きな緑・小さな緑がバランスよくまち全体に配置され、それぞれが繋がっている。

基本方針1-1 『緑をつなげる』——守り、創り、緑に包まれたまちを実現する。

基本方針1-2 『緑の質を高める』——快適で魅力あるまちを実現する。

基本方針1-3 『緑を適切に配置する』——安全で潤いのある暮らしを実現する。

#### 基本方針2 緑と花のひとづくり

緑を守り育む活動が市民一人ひとりの日々の生活に浸透し、子どもたちに引き継がれている。

基本方針2-1 『緑を活かす』——緑に対する市民の関心を高め、ライフスタイル生活様式を変える。

基本方針2-2 『緑を育み支える人を増やす』——緑のまちづくりを次世代に引き継ぐ。

基本方針2-3 『緑の人的ネットワークを築く』——緑に関わる市民力を発揮する。

#### 基本方針3 緑と花のしくみづくり

さまざまな立場や地域を超えて支えあい、みんなで緑のまちづくりを活発に展開している。

基本方針3-1 『緑の協働のしくみを全市に広げる』——支えあうまちに。

基本方針3-2 『緑の連環のしくみに地域で取り組む』——つながりあう社会に。

基本方針3-3 『緑の評価のしくみを行動に換える』——実効性のある計画に。

## 基本方針 1 緑と花のまちづくり

本市の今ある緑を保全するとともに、水と緑のネットワークの形成に向けて量的な確保に努めます。さらに緑の質を向上させ、本市全域を緑の豊かなまちにするために緑を適正に配置していくなど、より一層の質の高い緑のまちづくりに取り組みます。

### 基本方針 1-1 『緑をつなげる』——守り、創り、緑に包まれたまちを実現する。

泉の森などの大規模な緑地、引地川沿いの並木などの緑や境川沿いの斜面緑地は、本市の都市環境を支える緑の骨格となっています。これらの緑を将来にわたり健全な姿で継承し、今後とも適正な保全及び再生に努めていくものとします。

このようにまとまった緑地が残されている一方、市内の緑地は減少を続けています。緑の減少を防ぐ手立てはもちろん、新たな緑の確保、整備を進めていくことが必要です。その際、今ある樹林をつなぐように緑を増やしていくなど、効果的な緑の確保に努めます。

### 基本方針 1-2 『緑の質を高める』——快適で魅力あるまちを実現する。

緑は生物の生息環境として大切な存在であり、私たちに癒しやすさをもたらし、子どもたちの教育にも有効であり、また、まちを潤いのある景観にする機能があります。

このような複合的な機能を持っている緑が、それぞれの役割に対して十分に効果を発揮させるために、緑地の特性に応じて、生物の多様性を育む緑、市民が楽しめるなどニーズに応じた緑、本市のイメージを印象づける都市景観やその地域らしい景観を創る緑など、それぞれ発揮させるべき機能に応じた緑へと質の向上、充実に取り組みます。

### 基本方針 1-3 『緑を適切に配置する』——安全で潤いのある暮らしを実現する。

誘致距離からみて公園の確保が必要な地域が存在します。加えて、都市公園面積 3.2 m<sup>2</sup>/人、その他公園等を加えた公園緑地面積は 6.6 m<sup>2</sup>/人、1箇所当たりの街区公園の平均面積は約 1,300 m<sup>2</sup>と、前計画で設定した最終目標値である都市公園面積 6.9 m<sup>2</sup>/人と公園緑地 7.6 m<sup>2</sup>/人には達しておらず、量的にも充分とはいえません。

生活に活力をもたらす身近なレクリエーションの場となる緑、コミュニティの回復を図る上で重要な緑、市民の生命と財産を守り、暮らしの安全を確保する緑など、不足している緑が適正に配置されるよう、その促進に取り組みます。

## 基本方針 2 緑と花のひとづくり

本市の緑豊かな都市環境を守り、さらに向上させていくためには、行政ばかりでなく、そして一部の市民の方だけでなく、みんなで力を合わせる事が大切です。緑を育む人づくりを進め、緑のまちづくりに関わる活動が日常生活の一環として浸透し、定着することを目指します。

### 基本方針 2-1 『緑を活かす』——緑に対するみんなの関心を高め、<sup>ライフスタイル</sup>生活様式を変える。

緑のまちづくりを推進するためには、市民一人ひとりの意識の高揚が大切です。平成 29 年度に実施した住民意向調査(43、44 ページ参照)では、約 9 割の市民が緑に関心を持っている結果が出ていますが、緑の保全や創出に対する関心をさらに高めていくことが求められます。

そのため、今ある公園や緑地を活用し、緑を楽しみ、学ぶ市民参加のプログラムやイベントの開催、緑地保全・緑化思想の啓発などを推進し、市民の皆さんが自然体で緑のまちづくりに関わり、環境と共生することが当然となるようなライフスタイルを育み、全市に波及していくことを目指します。



## 基本方針 2-2 『緑を育み支える人を増やす』——緑のまちづくりを次世代に引き継ぐ。

緑を残したり、増やしたりする活動に参加したいと過半数以上の市民が考えています(45 ページ参照)。

こうした市民の皆さんの参加意欲を活かすことが求められます。そのため、公園や緑地などにおけるボランティア活動の場や機会の拡大に取り組みます。また、緑化ボランティアの育成、緑地保全や緑化に関する専門家との連携など、公共空間だけでなく、市内の隅々まできめ細かな緑あふれるまちづくりを、世代を超えてともに推進する仕組みを強固にしていくように努めます。

## 基本方針 2-3 『緑の人的ネットワークを築く』——緑に関わる市民力を発揮する。

本市には、公園や保全緑地を守る活動や子どもたちの環境教育に関わる活動が数多く行われています。こうした緑関連の個人・団体等を核に、さらに緑に関わる市民力をパワーアップし効果的に展開するため、ネットワークの形成を図ります。

また地域社会と小中学校などのさまざまな個人・団体の関係を密接にし、それぞれの相互理解と交流を深め、緑の保全と創出を推進する力としていきます。

## 基本方針 3 緑と花のしくみづくり

市民のだれもが住み続けたいまちづくりに向けて、「緑」の価値を再認識し、より良い都市環境の形成に緑の効果を最大限発揮させる方法について、緑化に関する技術革新などの調査研究を踏まえながら、緑と花のしくみづくりに取り組みます。

### 基本方針 3-1 『緑の協働のしくみを全市に広げる』——支えあうまちに。

本市の緑は、これまで市民一人ひとりの取り組みによって築かれ守られてきたものであり、大きな財産です。それが自分の土地の緑ではなくても、その緑の存在によって大勢の人が恩恵を受けるという意味では、市民共有の宝といえます。

こうした緑豊かなまちづくりは、行政や土地所有者だけでなく、市民、企業が力を合わせて推進していくことが必要とされています。また、民有地の緑化や緑化団体の充実と活動への支援、民間企業の力の活用など、一体となって緑を守り、緑を増やす方策を検討し、その実現に努めるものとします。

### 基本方針 3-2 『緑の連環のしくみに地域で取り組む』——つながりあう社会に。

地球で生活する者の一員として、ひと・生き物がともに生命を尊重し、もの・水・エネルギーが循環する社会を築くことが求められています。

本市には未だに市街地・農地・樹林地等、異なる土地利用形態があります。これらがつながり、支え合うことによって、その循環の仕組みを形成することができる可能性を有しています。市街地・農地・樹林地等それぞれの適切なあり方、存続の仕方を、これまでの既成の枠組みにとらわれることなく、最良の方法を検討し、その実現に努めるものとします。

### 基本方針 3-3 『緑の評価のしくみを行動に換える』——実効性のある計画に。

緑の基本計画を実効性のあるものとし、「市民が愛着と誇りを持って住み続けたいまち」へと着実に歩んでいることを実感できることが大切です。

そのため、本市の緑に関わる情報をストック・活用し、継続的に進めることができる緑のまちづくりの体制と市民が持続的に行動する仕組みを維持し、計画から実施に関わるPDCAサイクルの確立に努めるものとします。

## 4. 計画のフレーム

計画のフレームの設定にあたっては、健康都市やまと総合計画基本構想や関連計画を踏まえて次のように設定しました。

### (1) 計画対象地域

本計画の計画対象地域は、大和市都市計画区域全域(2,709ha)を対象としました。

### (2) 計画期間

計画期間は、平成 31(2019)年度から 10 年とし、社会情勢や市民ニーズの変化に対応するため、必要に応じ計画の見直しを行います。

### (3) 確保目標

緑の目標水準の達成状況(63 ページ)で整理したように前計画の目標達成は難しい状況にあります。そのため、現況や上位計画及び関連計画を踏まえて、新しく目標値の設定を行いました。

#### ① 緑地の確保目標水準

年次	現況 平成28年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末
都市計画区域面積に対する割合	18.7% (507.16ha)	18.7% (507.16ha)	
市街化区域面積に対する割合	11.9% (238.28ha)	11.9% (238.28ha)	

#### ・ 賃貸借契約等で保全を図っている緑地面積＋市有地として保全を図っている緑地

現況 平成28年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末
88.4ha	90.0ha	90.0ha

#### ・ 大規模緑地契約面積等の確保水準

年次	現況 平成28年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末
大規模緑地保全契約面積	22.9ha	22.9ha	22.9ha
みどり基金による購入面積	3.3ha	3.3ha	3.3ha

#### ② 公園緑地、都市公園として整備すべき目標水準

年次	現況 平成29年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末	最終目標 <sup>※2</sup>
公園緑地 <sup>※1</sup>	6.6 m <sup>2</sup> /人 (155.2ha)	6.7 m <sup>2</sup> /人 (160.1ha)		7.6 m <sup>2</sup> /人 (181.6ha)
都市公園	3.2 m <sup>2</sup> /人 (74.4ha)	4.0 m <sup>2</sup> /人 (95.6ha)		6.9 m <sup>2</sup> /人 (164.9ha)

※1 市が管理している公園、広場及び緑地(トラスト緑地、保全緑地含む)

※2 計画期間中の達成が困難なため、目指すべき最終的な目標数値として記載

③ 人口の見通し(都市計画区域)

年次	現況 平成29年度末	中間目標 平成35年度末	計画目標 平成40年度末
人口	235,000 人	239,000 人	
面積	2,709ha	2,709ha	

④ みず・みどり率

種別		現況 平成 28 年度末	中間目標 平成 35 年度末	計画目標 平成 40 年度末	最終目標
緑被率(緑被地:樹林地、草地、農地)		26.1%	/		
樹林地	公園の樹木、公共施設の樹木、街路樹、民有地(山林、住宅の庭、工場や事業所、社寺境内)の樹木など	12.7%			
草地	公園や広場の草地、ゴルフ場の草地など	5.3%			
農地	耕作地	8.1%			
裸地	空地、グラウンドなど	6.3%			
水面	河川、池など	0.6%			
みず・みどり率(緑被地+裸地、水面)		33.0%	33.0%の維持・向上		



## 第6章 緑の施策方針

---

# 1. 都市公園の整備目標及び整備方針

本市の都市公園は233箇所、約74.37haが整備されており、市民一人当たりの都市公園面積は3.18㎡となっています。

## (1) 整備目標

都市公園の本計画期間内での整備目標を次の通り設定します。

表 35 都市公園整備目標

項目	現況 <sup>※</sup>		整備計画目標	
	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
街区公園	222	29.16	239	36.06
近隣公園	4	6.57	6	8.79
総合公園	2	26.80	2	29.30
歴史公園	0	0	1	7.69
都市緑地	4	11.13	9	76.25
都市林	1	0.71	2	6.81
合計	233	74.37	259	164.90

※現況値は33ページの「表 15 緑地現況量」のものです。

## (2) 整備方針

都市化の進んだ本市では、神奈川県全体の住民一人当たりの都市公園面積5.45㎡(平成28年度末現在)と比較すると少ない状況となっており、統廃合は当面行わずに都市公園面積の充実を図ります。

### ① 公園の適切な配置

- 本市の防災力を緑の面から強化するため、防災機能を持つ施設の設置を進めます。
- 子どもの安全な遊び場や市民の健康づくりの場、市民のレクリエーションやコミュニティ活動等の場になる公園を誰もが容易に利用できるような配置し、快適な住環境の形成を図ります。とくに、「健康都市 やまと」を緑の面から支え、市民の健康増進を図るため、都市公園を中心に健康遊具の設置に努めます。
- 地域の環境特性をふまえ、生物生息環境の形成に資する公園の配置により、生物多様性の回復をめざします。

### ② 大規模な土地利用転換等における公園用地の確保

- 企業等の大規模な土地利用転換や土地区画整理事業等の面的整備の際を良い機会を捉え、良好なまちづくりに向けて積極的に公園を確保していくように努めます。
- 必要に応じて生産緑地の買取り申し出に対応できる体制の整備を図ります。
- とくに、公園が十分確保されていない地域において、優先的に用地確保に努めます。

### ③ 土地利用の立体化、借地による公園の設置の検討

- まちづくりの進捗に併せて立体都市公園制度、借地公園制度を活用した公園の設置について、検討を進めます。

### ④ 他の施設等との一体的な整備

- 他の公共用地、福祉施設や社会教育施設等との複合利用を配慮した効率的な公園の整備を図ります。
- 樹林地や農地と一体的に、それらの利用拠点となる公園の整備を図ります。

#### ⑤ 既存の公園等の再整備

- 老朽化等により快適な利用が難しくなっている公園については、地域の特色や市民のニーズをふまえた個性ある公園の再整備により、利用満足度の向上を図るとともに、長期的な維持管理費の軽減等の観点から、公園の計画的な再整備を進めます。
- 再整備に当たっては、市民のニーズを踏まえるとともに、関連計画との整合を図りながら、市域全体の公園に係る再整備方針及び再整備計画、および再整備手法の検討を行います。

#### ⑥ 適切な管理の推進

- 大和市公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の改修、更新及び補修を行うことで維持管理に係る費用の平準化を図っていきます。また、現在、同計画の対象外となっている公園についても取り込めるよう、改定時に検討を行います。
- 行政と市民等との連絡をより密なものとした上で、市民から出されるアイデアや考え方を生かせる効果的な維持管理を図ります。
- 併せて、市民の主体的な活動により公園の活発な利用が図られるよう取り組みを進めます。
- 民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した効率的な様々な維持管理手法の導入について、取り組みを進めていきます。

#### ⑦ 市民参加による公園整備・管理の推進

- 公園の計画づくりにあたっての市民参加は、地域の愛着を育む機会となります。新規公園の整備や再整備にあたって、今後も市民の協力を求めていきます。

## 2. 緑の役割別配置方針

本計画における緑の配置方針は、「環境保全」、「レクリエーション」、「防災」、「景観」の4つの機能ごとに基本方針を設定し、その上で総合的な配置方針を設定しました。

### (1) 環境保全

環境保全の面での配置方針は、地球温暖化対策に資する緑を適切に配置し、引地川、境川をはじめとする水辺空間と大規模緑地等を結ぶエコロジカルネットワークの構築による生物多様性を確保することを目的とします。

### (2) レクリエーション

レクリエーションの面での配置方針は、自然とのふれあいと緑の面からのレクリエーションの場、市民の日常圏におけるレクリエーションの場という視点から見て必要な公園の配置を行います。さらに歩行者ネットワークの拡充を推進していきます。

### (3) 防災

防災の面での配置方針は、地域防災計画を踏まえ、本市の地理的特性から、地震、火災、風水害に対する防災を基本とします。地震、火災に対しては避難場所や防災協力農地、オープンスペースの確保、ブロック塀を撤去し生垣化する施策の拡充による安全な避難路の確保、延焼防止等を考慮して緑の配置計画を検討します。風水害に対しては、引地川、境川に挟まれた地形であることから、河川氾濫に対する備えや、昨今のゲリラ豪雨等に対する備えとして緑地(農地を含む)の保全による灌水・遊水機能の確保を目標とします。

### (4) 景観

景観の面での配置方針は、景観計画を踏まえ、自然景観の形成、まち並み景観の形成、歴史景観の形成を目的とします。



### 3. 総合的な緑の配置方針

#### (1) 基本方針

緑の基本方針に基づき緑を守り、創り、つなげることにより、次のような緑の形成を目指します。

##### ① 拠点の緑

都市計画マスタープラン(平成22年4月改定)に位置づけられている6つの森<sup>\*1</sup>やその他の保全緑地<sup>\*2</sup>、総合公園、近隣公園、都市緑地及び都市林を、本市の緑の構造の骨格をつくる「緑の核」と位置づけます。

- 本市を代表する大規模緑地をはじめ、今ある緑を積極的に守り、次世代への継承に取り組みます。
- 公園や公共施設など、住宅地におけるまとまった緑を積極的に守るとともに、必要な緑の創出に努めます。
- 公共施設や駅前など市民が集まり交流する場所で、積極的に緑の創出を図ります。

##### ② 軸線の緑

散策や生き物の通り道となるように、幹線道路や緑の核をつなぐ道路は「緑の回廊」として、また境川、引地川沿いは「水と緑の軸」として位置づけます。

- ふるさと軸<sup>\*3</sup>沿いの河川や道路沿いの緑の保全や充実を図り「水と緑の軸」を形成します。
- やまと軸<sup>\*4</sup>沿いに展開する市街地の緑の充実を目指すとともに、ラダーパターンをつくる道路に沿って、とくに東西を結ぶ経路に緑の充実を図り、緑の回廊を形成します。
- これらの緑の大きな軸線の形成とともに、緑をつなげていくために庭の接道部や建物の緑化の推進を誘導していきます。

##### ③ まちの特性に即した緑

緑の多いまちではその質の向上を、緑の少ないまちでは緑の量の維持と確保に努めます。市街地中心部の商業・業務地などの緑が乏しいところでは屋上や壁面の緑化の支援等により緑の確保を図っていきます。また農地を保全し、住宅地と混在しているところではその調和を図ります。以上を基本として、まちの特性に即した緑の保全・創出を図ることとします。

- 低層住宅地——古くからのまちや新しく形成される低層住宅地では、接道部の生垣等の個性のある緑の保全や創出を誘導していきます。
- 都市型住宅地——中高層住宅地では、既存の公園緑地の活用や土地利用転換等に際しての緑の積極的な確保に努め、市民による緑化推進を誘導していきます。
- 住商工混在地——商業、工業、住宅の混在する市街地では、相互の環境に配慮し多様な土地利用の共存を図るため、市民、事業者による緑化推進を誘導していきます。
- 商業・業務地——駅前など商業・業務中心の市街地では、市民、事業者による緑化推進を誘導していきます。
- 工業地——工場のまとまりのある区域では、事業者による緑化推進を誘導していきます。
- 農住地——農地のまとまりのある区域では、農地の保全を支援するとともに、田園風景の保全に努めます。

本市の外縁部は、既存の緑(境川および引地川沿いの樹林や農地、公園、市街地に隣接する中央林間自然の森をはじめとする保全緑地、市南部に多い農地など)を守るとともに、これらの緑をベースとしてつなぐ緑を創出し、緑に包まれたまちの実現をめざします。

<sup>\*1</sup> 保全すべき「4つの森」(泉の森～ふれあいの森、深見歴史の森、久田緑地、上和田野鳥の森～谷戸頭・谷戸緑地)とまちづくりのなかで、その保全のあり方を見出すべき「2つの森」(中央林間自然の森、中央の森)をいいます。

<sup>\*2</sup> 「6つの森」のほか、上和田境川緑地、下和田境川緑地を保全緑地に指定しています。

<sup>\*3</sup> 健康都市やまと総合計画で、市の東西を流れる境川と引地川沿いに広がる水と緑にふれあえるところを2本の「ふるさと軸」としています。

<sup>\*4</sup> 健康都市やまと総合計画で、市の中央部を南北に走る鉄道や幹線道路沿いの都市機能が集まっているところを「やまと軸」としています。

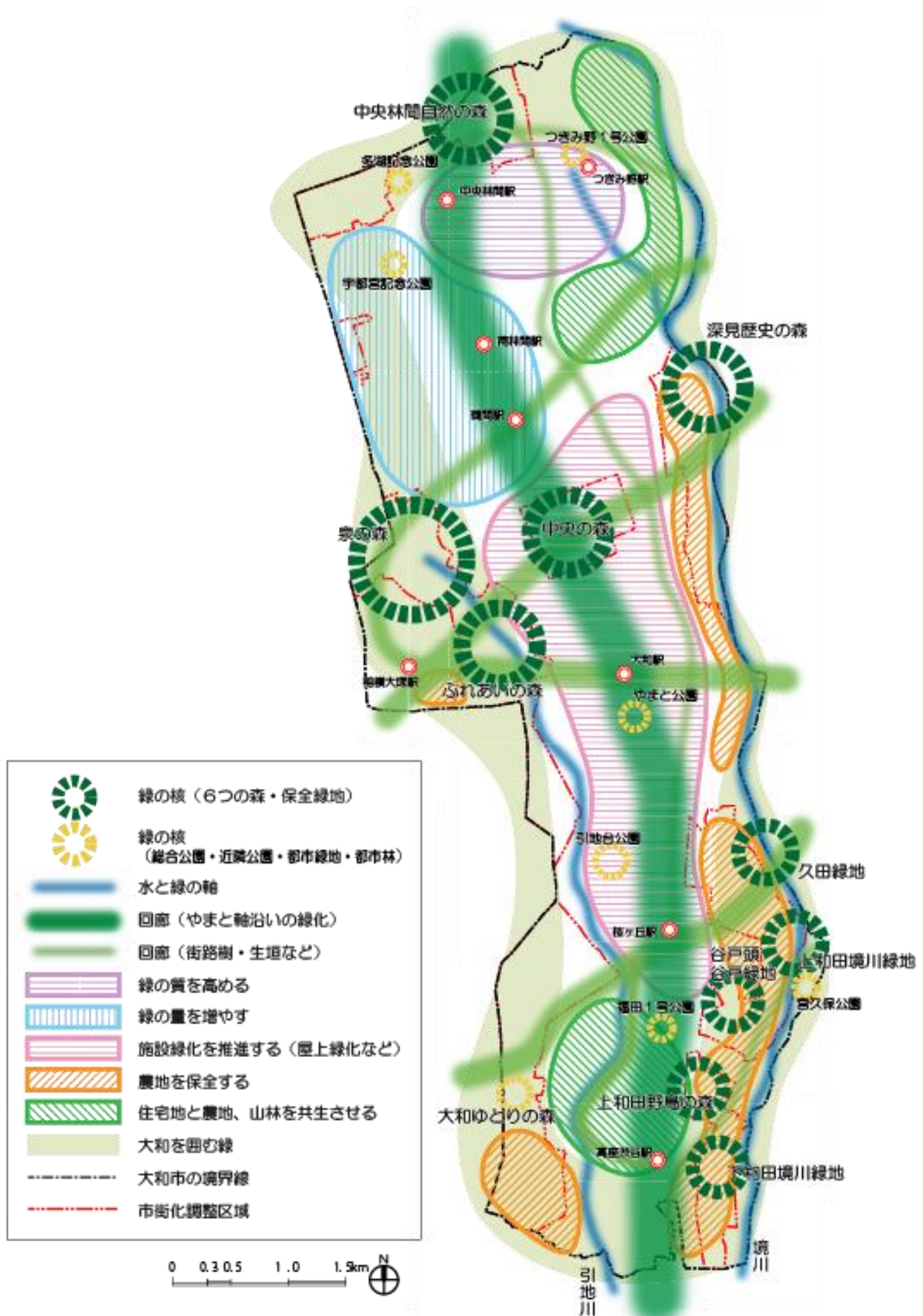


図 28 配置方針図

## 4. 地域制緑地の保全方針と活用方針

### (1) 森や林の保全・活用方針

#### ① 大規模な森の保全の推進

- 本市の中心部と市域外縁部に残されてきた大規模な森は、安全、安心、快適な市民生活の拠り所であるとともに、多様な生物の生息場所や、良好な都市環境の基盤となるなど、まちの骨格を形成する緑です。
- これらの森を健全な姿で確実に未来に引き継いでいくために、法や条例に基づき指定されている特別緑地保全地区や保全緑地等の良好な森の維持に努めるとともに、土地所有者をはじめとする市民の理解と協力を得て、指定地の拡大や制度の拡充等の検討を進めます。

#### ② 身近な林の保全の推進

- 市街地内に点在する林は、良好な生活環境を維持する身近な緑として、大規模な森と並んで貴重な存在です。これらの林を確実に将来に引き継いでいけるよう、土地所有者や市民の理解と協力を得ながら、保存樹林等の協定の継続、協定地の拡大、制度の拡充、市民緑地への移行等の検討を進めます。

#### ③ 維持管理の軽減による森や林の消失の防止

- 土地所有者が森や林を継続的に保有し、森や林の消失を防止するため、都市緑地法に基づく制度等の活用や、維持管理の負担を軽減する方策および体制の拡充を検討していきます。
- 森や林の管理に関する市民ボランティアの育成を進めるとともに、市民や事業者の環境保全活動や社会貢献活動による樹林地の保全・活用の仕組みを維持・推進していきます。
- 管理活動に対するボランティア等の協力者に対して、活発に保全活動が行われるよう、ボランティア同士の意見交換の場を増やします。

#### ④ 森や林の活用の推進

- 土地所有者の協力を得て、市民の自然とのふれあいの場や子ども達の環境学習等の場として森や林の活用を今後も進めていきます。それらの活動を通じて、緑の保全の重要性に関する理解を深め、市民が互いに協力し合いながら緑を大切にす行動が根付いた生活スタイルへと転換を促していきます。

#### ⑤ 森や林の保全・活用の方針の策定

- 保全指定対象の森や林については、指定だけでなく、土地所有者や市民等の協力を得るとともに保全緑地等の活用の方向性、保全方針を明確にし、それらに基づき樹林地の管理を進めていきます。

#### ⑥ 森や林の保全資金の確保

- 土地所有者による継続的な保有を基本としつつも、森や林の確実な保全のために大和市みどり基金の拡充等資金の確保方策の検討を進めていきます。

#### ⑦ 森や林の保全に関する普及啓発・情報発信

- 市内の森や林の価値の数値化に関する調査、研究あるいは情報収集を進めるとともに、緑の重要性や保全制度等の必要性に関する情報発信により市民への普及を図っていきます。

#### ⑧ 適切な規制・誘導等の制度の導入、創設の検討

- 良好なまちづくりに資するため、地区計画や協定等の制度の活用、新たな制度の導入等を検討し森や林の適切な保全に努めます。

## (2) 農地の保全・活用方針

### ① 農地の保全と市民の農にふれあう機会の充実

- 生産緑地地区は、緑のオープンスペースや災害時の避難場所、将来の公共施設予定地等となる地区として維持します。また農用地区域は、優良農地として維持します。
- 市民農園、観光花農園の整備を支援するほか、農業者の指導を受け、収穫体験から本格的な農作業まで行える「体験農園」の開設を支援するなど、様々なニーズに合わせた農園の支援等を進めます。
- 平成 29 年の都市緑地法等の一部改正により、農地も緑地と定義されました。そのため、関係部局と調整しつつ、各施策を展開して農地の維持及び活用を図ります。
- 「大和市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」の制定により、生産緑地地区の面積要件をこれまでの 500 m<sup>2</sup>以上から、300 m<sup>2</sup>以上に引き下げ、小規模な農地の保全を図ります。

### ② 市民の農業支援体制の維持と推進

- 生産や流通の農業支援に関わる市民ボランティアの育成、活動の仕組みづくりを進めます。
- 小学校給食や市の施設等での地域農産物利用など地産地消の拡大、農業の現状のPR等を進めます。
- 市立の学校給食単独調理校に資源循環システム(学校給食の残飯の堆肥化、堆肥の野菜肥料としての活用、収穫した野菜の学校給食への提供)を導入し、生ごみの資源化に取り組んでいます。

### ③ 農地と樹林の一体的、効果的な保全・活用の仕組みづくり

- 農地や樹林が隣り合って位置する一帯を、市民と農業者等が交流・協力しながら、農業を支援し「農と緑」を楽しむ拠点として位置づけ、環境保全型農業の推進、地域の農産物の生産・直売、市民の農体験や作業支援、樹林地保全活動、林産物の活用など、農地と樹林地を一体として効果的な保全・活用の方策を進めます。
- 農地トラストなど、高齢化、後継者難などにより農地の維持が困難な場合に、農地を確保し、農地として維持することができる仕組みの検討を進めます。

## 5. 都市緑化の目標と推進方針

### (1) 公共施設の敷地における緑化の推進

- 主要道路においては街路樹の適切な管理により景観の向上を図ります。
- 都市公園の整備を進めるとともに、これらを結ぶ道路は、災害時の避難路としての機能を持つように、安全で快適な緑や花を感じられる歩道の維持に努め、市内の緑を巡る歩行者ネットワークの形成を図ります。
- 引地川沿いは並木や低水路の植生などにより緑のつながりの拡充を図るとともに、境川を水と緑の軸線となるよう配慮しながら整備を行います。
- 橋や道路の交差点に面する公共施設や駅前広場などの公共空間の小スペースを利用し、地域の特性を生かした緑陰樹や花壇、ベンチ、サインなどの緑のスポットづくりを検討し進めます。
- 市内に点在する小中学校において、生物の生息に配慮した緑化を推進し、街区公園等と相互に補完しあって、点的な緑が断続的につながる環境の形成を目指します。
- 小中学校と併せ、文化施設、福祉施設等の公共施設の敷地の緑化について、緑の量的確保を図るとともに、施設や地域の特性が感じられる質の高い緑化を進めます。
- 市内の保育園等には市が事務局の環境保全団体が、緑のカーテン(ゴーヤ)を設置し緑化意識の向上に努めております。
- 市立小中学校において児童・生徒が花や野菜の栽培のほか、緑のカーテンづくり等に取り組めるよう「やまと みどりの学校プログラム」を実施していきます。

### (2) 私有地の緑化推進、支援策の展開

- 法に基づく緑化地域制度、地区計画等緑化率条例制度、緑地協定制制度、風致地区制度等の各種制度の活用の可能性について検討します。
- やまと軸上に位置する鉄道駅周辺、戸建て住宅地、商業・業務地、工場など、既存のまち並みについては、それぞれの特性に合わせた効果的な緑化手法の導入を引き続き図ります。
- 民間の開発事業に対して、良好なまちづくりのための緑化基準等の見直し、認定および支援制度を推進します。
- この他にも、都市部等での新たな緑化施策を検討することに加え、現行の緑のカーテン教室やみどりど〜り等の施策を通じて、啓発意欲を高め、市民の意識づくりに努めます。

### (3) 屋上緑化、壁面緑化の積極的な推進

- 高度土地利用されている地区においては、屋上緑化、壁面緑化の推進が不可欠です。公共施設で先進的な取り組みを行うとともに、私有地での屋上緑化、壁面緑化の取り組みを誘導する方策を進めます。
- 今後の技術革新により、屋上緑化、壁面緑化の需要が拡大する可能性もあり、調査研究を継続しながら、施策として導入できるかなどを検討していきます。

### (4) 花による魅力あるまちづくりの推進

- 公園や公共施設をはじめ、これらの施設へのアプローチとなる沿道の私有地や駅周り等での花壇づくりを促進し、花による魅力あるまちづくり、特色ある地域づくりに取り組みます。

## (5) 水環境再生方針

### ① 河川と周辺の緑地等との一体的な整備

- 大規模緑地など緑の拠点をつなぐ軸として、河川空間の緑化を検討するとともに、整備にあたっては、河川沿いに快適な歩行空間の整備を進めることにより、散策ルートの確保を図ります。
- 緑地や公園等に隣接する河川区間は、緑と一体となった親水空間の整備を検討します。

### ② 流域の水質汚濁源の改善の推進と雨水の浸透・貯留・利用の推進

- 今後とも、水質汚濁物質の排出抑制と適切な処理を進め、水質の向上に取り組みます。
- 樹林地や農地などの保全、浸透性のある舗装、雨水の浸透貯留設備の設置等により、洪水の抑制に努めながら、保水機能の保全、地下水の涵養、湧水や河川流量の回復を図るとともに、自然の水循環の再生を進めます。

### ③ 河川構造の改修の推進

- 整備にあたっては、多様な生物の生育生息環境に配慮し、連続性のある河川空間が生まれるよう考慮して行います。

### ④ ビオトープネットワークの維持

- 小中学校や公園、公共施設等に生物の生息空間となるビオトープ等の維持保全により、市内の生物生息環境の連続性の維持に努めます。

### ⑤ 環境教育の場としての活用

- 水辺を環境教育の場として活用する体制の強化を図ります。

### ⑥ 水辺の情報の把握、発信

- 水循環と緑のつながり、水辺と都市気象等についての市民の理解を深めるため、市内の水環境に関する総合的な情報発信を進めます。

## 6. 施策体系と個別施策

本計画の施策体系を以下に示します。

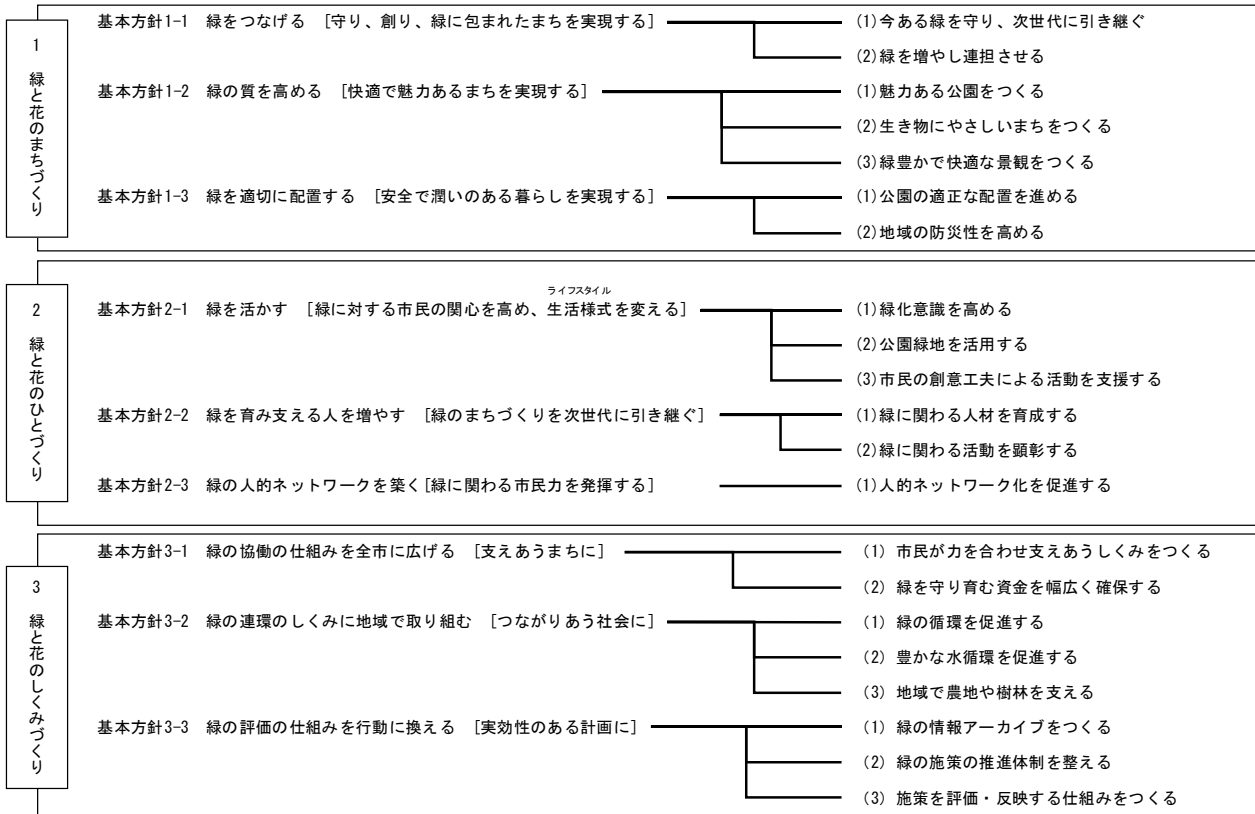


図 29 施策体系

# 基本方針1:緑と花のまちづくり

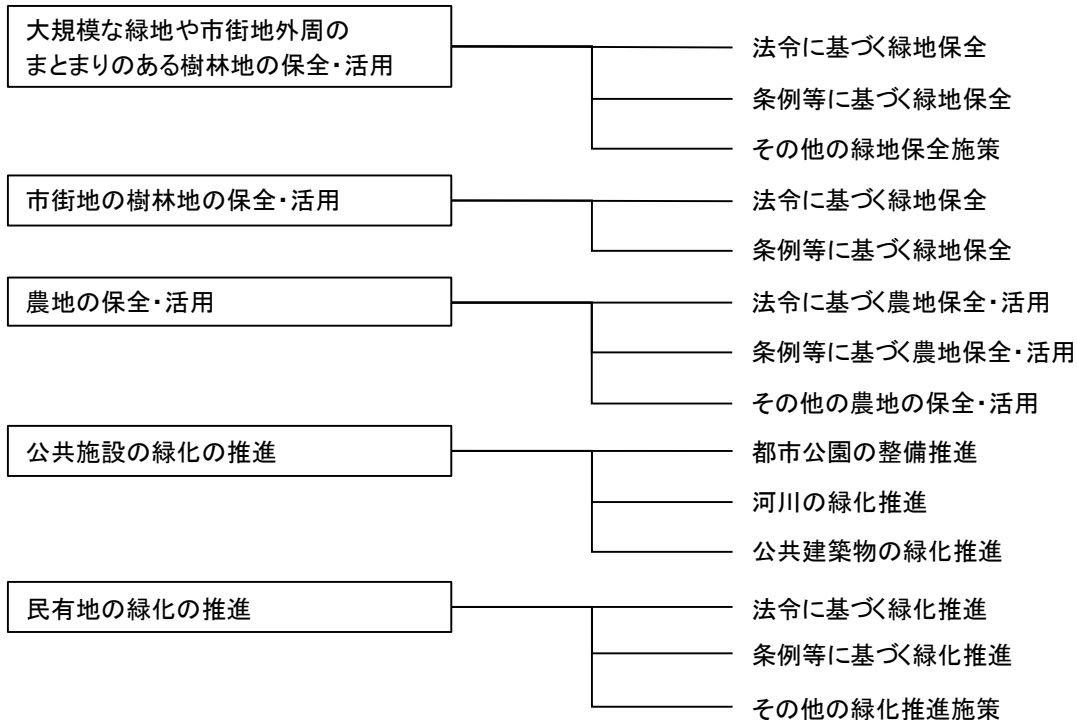
## 1-1 緑をつなげる

目標:「みどりの連担(つながり)度」を高めることが目標です。

今ある緑を守り、  
緑が少ないところに緑を増やし、  
もともとある緑とつなげ、  
……緑いっぱいのまちにしていきます。

実施方針:

- ・市内のまとまりのある緑地を中心に保全方策に関する基本的な方針を策定し、これに基づき法制度の活用、現行条例等の拡充など規制、誘導、助成等の制度を再検討し、必要な施策を推進します。
- ・都市農地を“都市にあるべきものとして”認識し、保全することが重要であり、農地と樹林を一体的に保全する施策を実施します。
- ・緑化については、法制度の活用、現行条例等の拡充など、緑化に関する規制、誘導、助成等の制度を再検討し、公共空間の緑化と併せ、民有地における積極的な緑化の推進を図ります。





## 1-2 緑の質を高める

目標: 「みどりの質度」を高めることが目標です。

すべての市民が安心して楽しむ、

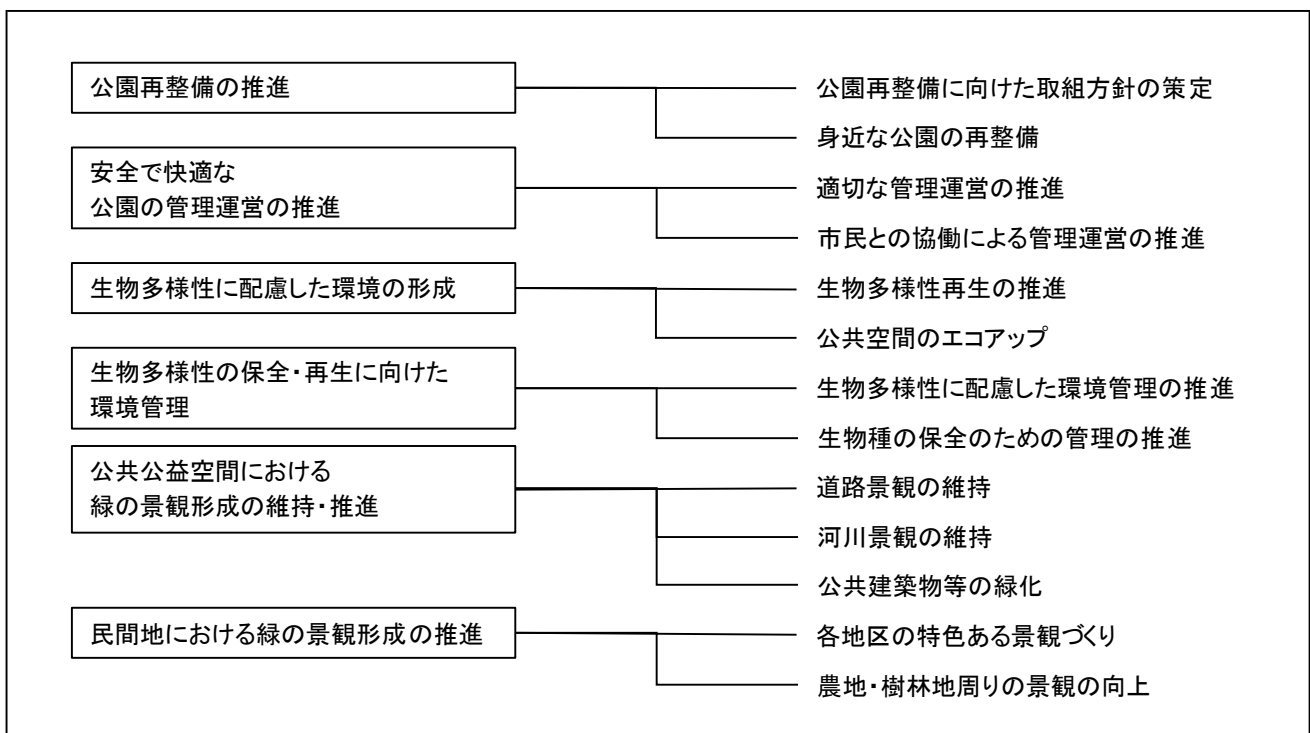
鳥や昆虫が集まり、

いきいきと輝く花や緑、

……住む人が安らぎ、生き物にやさしい緑の美しいまちにしていきます。

実施方針:

- ・市内の全公園を対象とした再整備方針を策定し、既存の公園の魅力や安全性の向上、地域特性にあった再整備を図るとともに、活気のある管理運営を推進します。
- ・生物生息環境の保全・再生を推進するため、基本的な取組方針を策定し、それに基づき公共空間の緑の整備および質の向上を図るとともに、市民に向けた環境管理のガイドラインの作成を目指します。
- ・景観計画と整合を図り、緑花による景観形成を推進します。



### 1-3 緑を適切に配置する

目標: 「みどりの充足度」を上げることが目標です。

誰にも、身近なところに、

日々の暮らしの中で楽しめる緑、

いざという時に守ってくれる緑、

……必要なところに必要とされる緑があるまちにしていきます。

実施方針:

- ・公園が不足している地域において優先的に用地の確保を図ります。大規模な未利用地の取得は困難であることから、借地公園制度の積極的な活用を検討するとともに、大規模な土地利用転換時等において、公園用地を確保していくこととします。
- ・災害に強い公園の整備をはじめ、避難地、避難路等における緑地帯の整備等により、防災機能の向上を図ります。

公園用地の確保

公園不足地域における公園用地の確保

借地公園や立体公園制度の検討

緑による防災機能の強化

災害に強い公園の整備

公共施設の防災機能の向上

災害時における民有地の活用

## 基本方針2: 緑と花のひとづくり

### 2-1 緑を活かす

目標: 「みどりの認知度」を高めることが目標です。

大和のいろいろな緑をみんなに広め、

緑の大切さを確かめ合い、

身近にある緑を楽しみ、

……環境にやさしい暮らしのスタイルをお互いに高めていきます。

実施方針:

- ・都市における緑の大切さや市が実施している施策、大和の緑の現状などについての広報を充実し、広く市民の緑への関心を高め、緑化意識の高揚を図ります。
- ・市の緑化施策の広報的な役割も含め、市民一人ひとりの緑化行動の動機づけ、および具体的な展開策として、植樹キャンペーンを実施します。
- ・市民が実際に緑を楽しむ機会となるイベントを実施するとともに、市民自身による大和の緑の紹介を奨励します。

緑の情報発信の充実

緑の情報発信の強化

緑化推進の普及啓発の推進

緑の相談窓口の充実

緑地保全・緑化運動の推進

公園緑地の活用の推進

公園緑地を活用したイベントの開催

市民による大和の緑の発信の支援

「まちの緑」発信活動支援

「わたしの緑」公開活動支援

## 2-2 緑を育み支える人を増やす

目標: 「みどりの人材育成度」を増やし、レベルアップしていくことが目標です。

緑とともに暮らすことを身につけ

緑を守り育む人を育て

その活動に光を当てる

……大勢の市民が力を合せて緑を育むまちにしていきます。

### 実施方針:

- ・市民の緑に対する知識や技術を深める機会や、次世代を担う子どもたちの自然体験活動や環境教育を充実します。
- ・現在、緑を守り育む活動を実践している市民団体等への支援を行います。
- ・私的空間での緑の楽しみから、まちの緑を守り育む活動へと行動を促し、緑の環境管理を担う人材を育成します。
- ・緑を守り育む活動を認知し、支援することによって、市民の取り組み意欲を高めます。

市民による活動の推進

緑を生かす知識や技術の継承

市民の自主的な緑の活動の誘導・支援

学校での環境教育との連携

人材の育成・支援

緑の保全・創出等に関わる人材の育成

緑の人材の活用の推進

農業にチャレンジする市民の育成

## 2-3 緑の人的ネットワークを築く

目標: 「みどりの人的連携度」を強めることが目標です。

市民と市民のつながり、支えあい

市民と行政、行政間のつながり、支えあい

市内外のつながり、支えあい

……緑や水が繋がっているように、それらを守り育む人の結びつきを強めていきます。

### 実施方針:

- ・個別に活動している、緑に関わる市民団体相互のネットワークの形成を支援します。
- ・緑に関わる市民団体と行政との連携を強め、効果的な施策の展開を図ります。
- ・緑の保全・創出・管理活用は多様な分野にわたっていることから、行政内の関係部局間の連携も強め、効果的な施策の展開を図ります。
- ・併せて、緑は隣接する市との連続性を図る必要があるため、市内外の関連団体等との連携も図っていきます。

市内の緑の人的ネットワーク形成の  
促進

市民と市民

市民と行政

行政間

## 基本方針3:緑と花のしくみづくり

### 3-1 緑の協働のしくみを全市に広げる

目標:「みどりの協働度」を高めることが目標です。

大和市に住むひと、働くひと

一人から二人へ、二人から三人へ～

異業種異分野、立場の異なる人たちの間にも

……緑を守り育む活動の輪を広げていきます。

#### 実施方針:

- ・公園緑地などで実施している愛護会制度を発展させ、市民がより主体的に、身近な公共空間を地域の庭として快適に安全に守り育てる活動として再編することを目指します。
- ・緑のボランティアやリーダーの育成をふまえ、樹林や農地など民有地の緑の管理を支援するしくみを検討します。
- ・企業も、市内の樹林や農地などの管理の支援に関わることができるしくみを検討します。

市民等の参加による  
公共の緑づくりと管理

市民参加の公園づくり

市民参加による緑の管理

市民等による民有地の  
管理支援の推進

樹林地管理・活用のボランティア活動推進

援農ボランティア活動の推進

企業による緑の活動支援の推進

企業のCSRの誘導

緑地の管理・買取り資金の確保

大和市みどり基金の拡充

新たな資金確保の検討

### 3-2 緑の連環のしくみに地域で取り組む

目標: 「みどりの循環度」を高めることが目標です。

緑も水も

物質もエネルギーも

市内で生活している人も、働いている人も

……人々の活力も生き物も循環しているまちを目指していきます。

#### 実施方針:

- ・ 樹木や剪定枝・落葉など、植物の各段階におけるリサイクルを推進します。
- ・ 樹林地や農地の保全や雨水の浸透、利用促進などにより水循環を推進します。
- ・ 山林としての樹林のサイクルを回復するとともに、農産物の地産地消など、緑のさまざまな資源を地域内で有効に活用するしくみづくりの取り組みを支援します。

緑のリサイクルの推進

樹木のリサイクルの取り組み支援

市民連携による資源循環の支援

雨水循環の向上

水源・湧水の保全

雨水貯留・浸透施設の設置促進

水質の向上

河川の水質向上

樹林地の育成管理のしくみづくり

良好な樹林再生の取り組み支援

農家を支えるしくみづくり

農産物の地域内サイクル形成の支援

### 3-3 緑の評価のしくみを行動に換える

目標: 「みどりの達成度」を上げることが目標です。

みんなで計画をつくり、

みんなで実行し

みんなで検証し

……さらに施策を実現するしくみを作っていきます。

実施方針:

- ・ 緑に関する施策の円滑な推進の基礎となる情報の継続的な収集と保管を図ります。
- ・ 大勢の市民が緑の保全・創出を具体的に行動していくための行動指針を作成するとともに、緑の基本計画に基づく施策を着実に実施していくための体制を整えます。
- ・ また施策の実施結果を検証・評価し、その結果を反映していく体制を整えます。

緑に関する情報の維持・管理

緑に関する情報の収集と保管

全市的な推進のしくみの形成

施策の具体化に向けた取り組み

計画の進行管理体制づくり

PDCAサイクルの確立

緑の施策の評価

進行管理体制の形成

緑の施策の検証結果の公表



## 7. 特に緑地の保全や緑化の推進に努める地区の方針

前項に示した推進施策のうち、都市緑地法に基づき、現在泉の森に指定されている特別緑地保全地区のほか、とくに保全に配慮する地区および緑化を重点的に進める地区を設定し、これらの地区に関して積極的な施策を推進することにより、着実に緑地の保全および緑化を図っていくこととします。

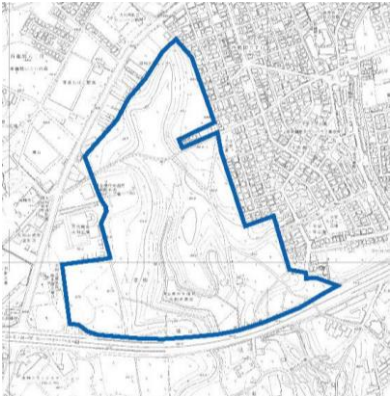
### (1) 特別緑地保全地区

特別緑地保全地区は、都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度です。これにより豊かな緑を将来に継承することができます。

指定の対象となる緑地は、都市緑地法第 12 条に規定されており、都市計画区域内において、樹林地、草地、水沼地などの地区が単独もしくは周囲と一体になって、良好な自然環境を形成しているもので、無秩序な市街化の防止や、公害又は災害の防止となるもの、伝統的・文化的意義を有するもの、風致景観が優れているもの、動植物の生育地等となるもののいずれかに該当する緑地です。

本市では、神奈川県が、泉の森の北側(A地区)17.0haを都市計画決定しています。

#### ① 地区の指定と緑地の保全に関する事項

地区名	泉の森緑地保全地区	
面積	17.0ha	
区域	大和市上草柳字篠山、字丸山及び 字東ヶ里並びに西鶴間五丁目地内	
告示年月日	昭和63年12月23日	
都市計画 決定理由	本地区は、神奈川県企業庁が管理している水源地の周辺に位置し、市内で特に良好な自然的環境を有している。そのため、市域の緑地が減少していく中で、貴重な樹林地を確保する緊急性から、将来にわたってその自然的環境を保全する。	

#### ② 今後の方向性

- ・ 良好な緑地として、泉の森の保全を継続するとともに、今後は、他の緑地でも必要に応じて導入を図っていく考えです。
- ・ 良好な緑地として、市民ボランティア活動との協働により、保全を図っていきます。
- ・ 誰もが森の豊かな自然にふれあい、多くの人々に存在価値を認識してもらうため、自然に配慮しながら整備を行います。

## (2) 保全配慮地区

保全配慮地区は、都市緑地法に基づき「緑地保全地域」\*1、特別緑地保全地区以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」を定め、緑地保全施策を講じるものです。

保全配慮地区は、区域の設定により、緑地の凍結的保全の規制や新たな土地利用の規制を行うものではありません。

### ○ 保全配慮地区設定の理由

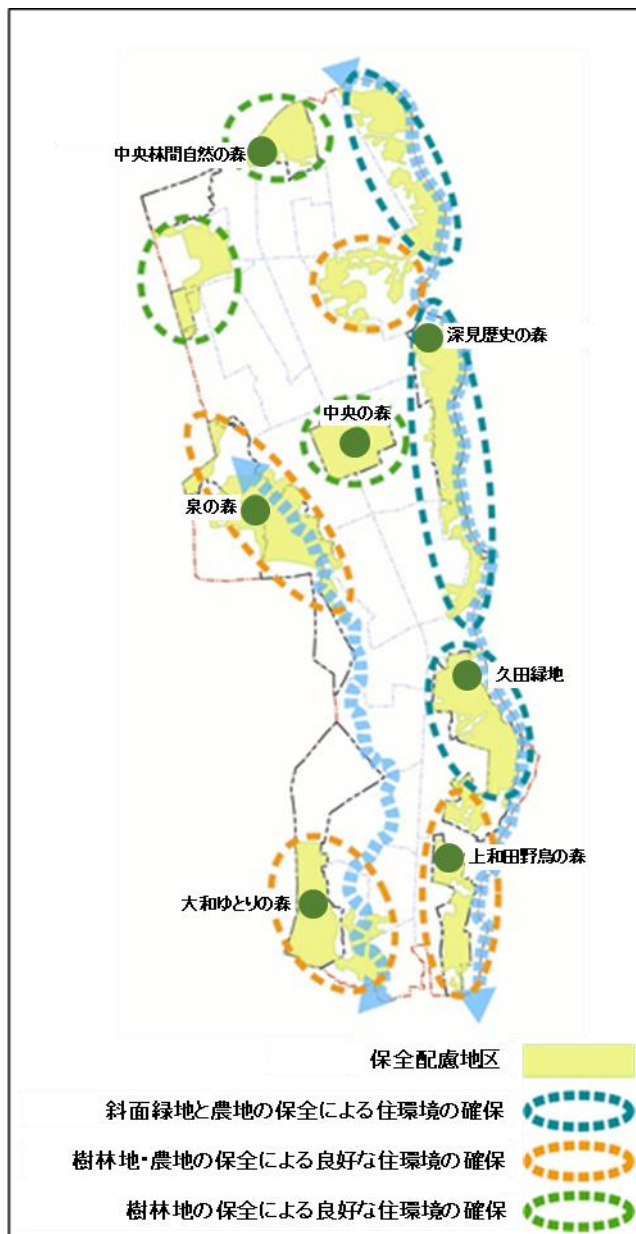
図 27 (60 ページ) のように、緑被率の変化を概観すると、市域外縁部の減少が大きくなっています。宅地化と併せ、適切に緑を保全していくため、まとまりのある緑が残る市域の北部から東側の境川沿い、西側の北部、南部、泉の森付近、に保全配慮地区を設定します。

### ○ 保全配慮地区における保全施策の方向性

保全配慮地区では、市の条例等に基づく保全緑地の拡充、保存樹木・保存生垣・保存樹林等の指定、緑地の管理支援、緑地の使用契約の締結、緑地寄付の受け入れ体制の整備等を図ります。これらの施策を推進するに当たって、保全配慮地区内の緑地については、奨励措置の強化を図ることも考えられます。

都市緑地法に基づく市民緑地制度や地区計画等緑地保全条例制度の運用を継続していきます。市民緑地は、土地所有者の申し出に基づくのが原則ですが、保全配慮地区では、土地所有者からの申し出がなくても地方公共団体からの申し出により、市民緑地契約を締結し設置することができます。

将来の土地利用の動向に応じて特別緑地保全地区、緑地保全地域、風致地区等の法に基づく制度の検討対象地区として位置づけます。



\*1 本市には、現在、緑地保全地域に指定している区域はありません。

### (3) 緑化重点地区

緑化重点地区は、都市緑地法に基づき、「緑化地域」\*<sup>1</sup>以外の区域であって、都市緑地法に基づき設定する、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」を定め、緑化施策を講じるものです。緑化重点地区は、区域の設定により、緑化の義務付けや新たな土地利用の規制を行うものではありません。

#### ○ 緑化重点地区設定の理由

本市は、公園の整備や条例等による緑地の保全施策を進めていますが、緑地の減少が続いており、人口増加に伴う宅地化の進行により、今後とも減少が想定されます。

早くから市街地が形成された大和駅周辺の本市中心部をはじめとする小田急電鉄江ノ島線沿線の地区の緑被率はほぼ 20%以下と、本市の中でもとくに低くなっています。一方、市北東部や南部など比較的緑被率の高い市外縁部でも、中心部より緑地の減少率が高くなっており、緑の減少が拡大している傾向を示しています。

したがって、建築物等の新築・改築や宅地などの開発事業の際に、緑を積極的に確保していく方策を進めるため、本市は、市街化区域全域に「緑化重点地区」を設定します。

#### ○ 緑化重点地区の緑化施策の方向性

緑化重点地区においては、大規模な土地利用転換や再開発事業等のまちづくりの動向に応じ、都市公園の確保をはじめとして、各種制度を積極的に活用し、民有地における緑化施設整備計画認定制度や市民緑地制度、また緑地協定制度や地区計画等緑化率条例制度等の運用に向けた取り組みの検討を進めるとともに、市民の自主的な緑化のルールづくりや接道部の緑化、屋上緑化・壁面緑化など地域ぐるみの緑化活動の誘導を推進します。

なお、緑化重点地区は緑化地域以外の区域に定めるものですが、将来の緑化地域の指定を妨げるものではないとされていることから、緑化地域の活用についても検討していきます。

#### ○ 緑化重点地区設定のメリット

緑化重点地区に指定すると、都市緑地法に基づく緑化施設整備計画認定制度を活用することができるようになります。緑化施設整備計画の認定の対象となる地区は、緑化地域および緑の基本計画に定められた緑化重点地区を対象としているためです。また都市緑地法に基づく市民緑地は原則として土地等の所有者からの申し出により指定することとなっていますが、緑化重点地区においては、緑化の推進の必要性が高いことから地方公共団体から申し出ることができるとされています。

緑化重点地区を設定することによって、こうした制度を即座に活用できる下地をつくることにより、緑化を促すことができます。

緑化施設整備計画の認定を受けると、土地所有者に次のようなメリットがあります。

- 緑化施設についての固定資産税の課税標準が 5 年間 1/2

大和市民市民緑地制度により市民緑地契約を締結すると、土地所有者に次のようなメリットがあります。

- 地方公共団体等が緑地の管理を行うことによる管理の負担の軽減
- 優遇税制による土地の所有コストの軽減
- 契約期間が 20 年以上等の要件に該当する場合、相続税が 2 割評価減
- 土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税

\*<sup>1</sup> 本市には、現在、緑化地域に指定している区域はありません。

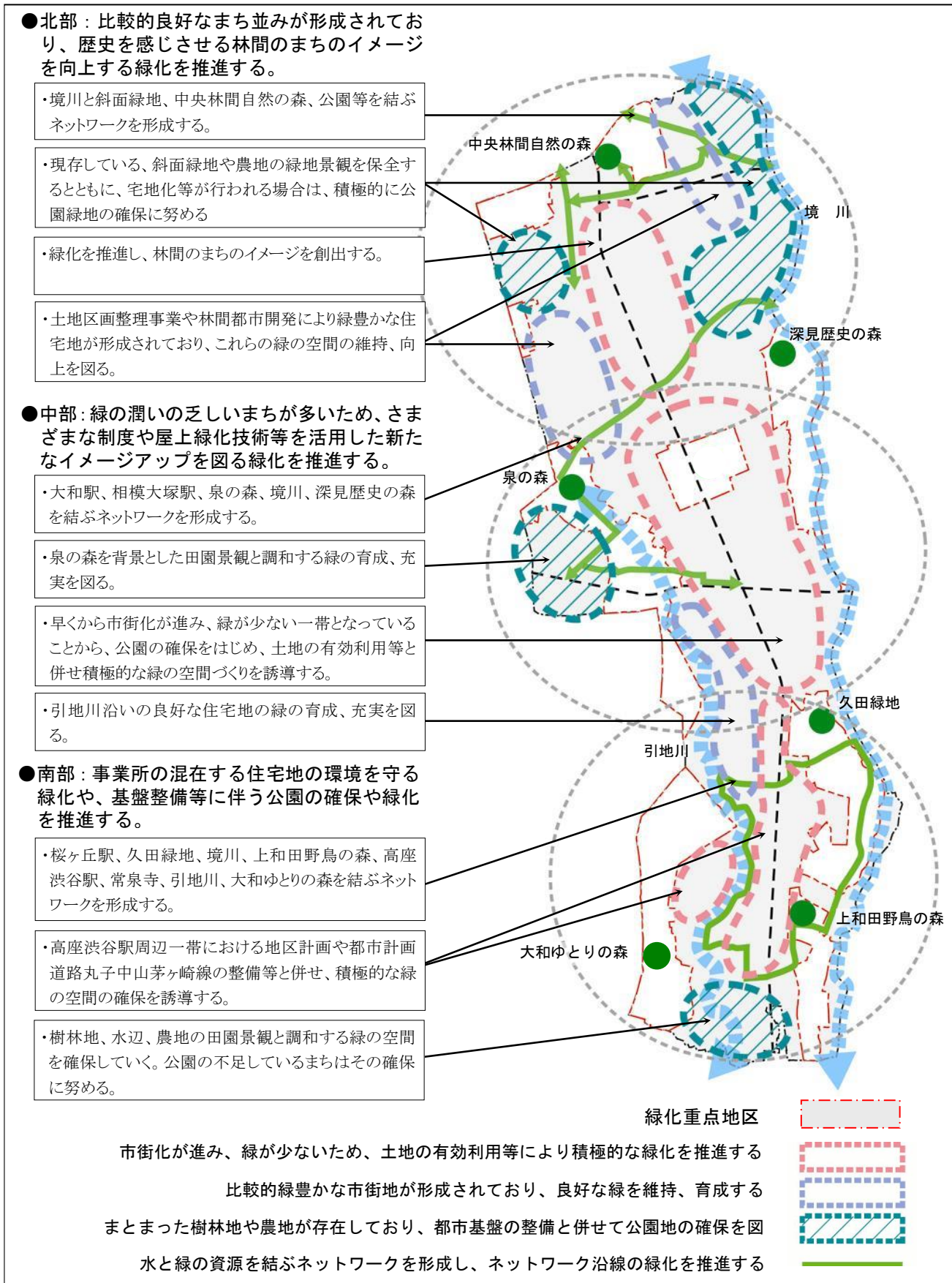


図 30 緑化重点地区

## 8. グリーンプロジェクトの継承

前計画で提案されたグリーンプロジェクトですが、本計画では緑を取り巻く情勢の変化や現況を踏まえて見直しを行い、次の6つを継承することとします。

なお、グリーンプロジェクトは、当面5年間を目標に、優先的、重点的に緑地の保全・緑化の推進に取り組む事業を提案し、事業を先行的に推進することにより、全市域、全市民に波及させていくことをねらいとしていましたが、本計画では継承するという観点から、全期間でプロジェクトを推進していきます。

- (1) 健康の森づくり／大規模緑地の保全・継承
- (2) 樹林地・農地の一体的な保全・育成と公園の確保
- (3) まちなかの緑の拠点／公園の整備・再整備と保存樹木の活用
- (4) 公共施設の緑化
- (5) 市民緑化活動の推進
- (6) 緑の人材育成と市民のグリーンネットワーク形成

## (1)「健康の森」づくり／大規模緑地の保全・継承

—市域を取り巻く「拠点の緑」の積極的な保全・育成—

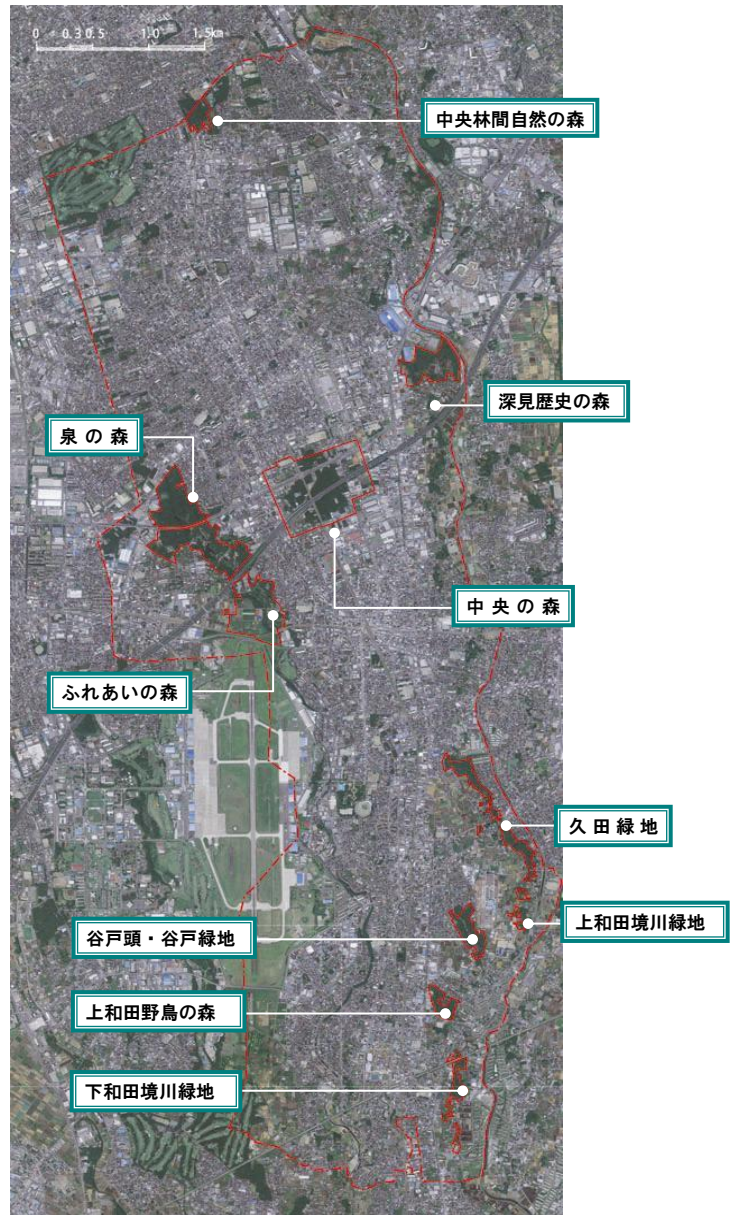
### ① 基本的な考え方

都市計画マスタープラン(平成 22 年 4 月改定)で「緑の拠点」に位置づけられている6つの森【中央林間自然の森、深見歴史の森、久田の森(久田緑地)、上和田野鳥の森、泉の森、中央の森】をはじめ、ふれあいの森、谷戸頭・谷戸緑地、上和田境川緑地、下和田境川緑地は、市域に残るまとまった緑です。これらの大規模緑地は、市条例に基づく保全緑地や県トラスト緑地等により保全を図っています。

今後とも都市の貴重な自然環境として次世代に継承するため、市民と土地所有者の維持管理、樹林育成に関する協力体制の形成を支援するとともに、現行制度による借受の維持・拡充、借地公園、公有地化による都市公園(都市林、都市緑地など)整備、法に基づくより担保性の高い制度への移行等により、計画的な保全に取り組んでいくこととします。

### ② ねらい

- 本市の良好な都市環境を守り、都市構造の骨格をなす緑として維持・育成を図ります。
- 生物多様性の保全・再生から見た緑の防波堤としての機能を維持し、併せて、市民の自然とのふれあいや健康づくり、子どもたちの環境教育の場等として機能させていきます。
- これらの緑地で行われている、市民団体等による維持管理のボランティア活動により、市民の共有財産は市民によって支えられています。また、こうした活動を市が支援することにより、環境啓発にも繋がり、更には土地所有者の負担軽減も図られます。



### ③ 施策の方向性

まちづくりの動向や進捗状況、緑地の位置、市民活動の動向、市財政のバランス（平準化）等を考慮し、次の方向性で進めていきます。

#### (ア) 中央林間自然の森

小田急電鉄の中央林間駅からほど近い、市内最北の緑地です。内山地区のまちづくりの進展にあわせ、公有地化に取り組みます。また、市民ボランティアによる緑地保全活動のできる環境の維持を図っていきます。

#### (イ) 深見歴史の森

深見歴史の森は、歴史的遺構である深見城址が位置しています。トコロジストを含めた市民による緑地保全活動のできる環境の維持を図りつつ、関係者との協議、調整を進め、本緑地の立地環境等の特性を生かした保全施策の展開を図ります。

#### (ウ) 中央の森

中央の森については、緑豊かな市街地の形成に向けたまちづくりを進めます。

#### (エ) 泉の森

泉の森については、すでに担保されている面積が大きいことから、長期的に計画的な用地取得を図っていきます。また、市民ボランティアや管理受託者と協議し、森の保全方針等を決めていきます。

#### (オ) ふれあいの森

ふれあいの森については、水と緑と花にふれあうことができ、身近な緑を感じてもらえる緑地として保全していきます。

#### (カ) 久田の森(久田緑地)

久田の森(久田緑地)は県トラスト緑地に指定されています。この制度を活用した緑地の保全を図っていきます。

#### (キ) 谷戸頭・谷戸緑地

谷戸頭・谷戸緑地は湧水を持ち、この水資源を保全することにより生物多様性を確保します。また、トコロジストを含めた市民による緑地保全活動のできる環境の維持を図っていきます。

#### (ク) 上和田境川緑地

上和田境川緑地は閉鎖型緑地して保全しています。今後も閉鎖型緑地して保全を図っていきます。

#### (ケ) 上和田野鳥の森

上和田野鳥の森については、野鳥の営巣地として担保性の確保や湧水の保全に努めていきます。また、トコロジストを含めた市民による緑地保全活動のできる環境の維持を図っていきます。

#### (コ) 下和田境川緑地

下和田境川緑地は、上和田境川緑地と同様に閉鎖型緑地として保全しています。今後も閉鎖型緑地として保全していきます。

表 36 保全の方向性

緑地名	方向性
中央林間 自然の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地に指定しています。保全緑地面積 3.2ha</li> <li>・ 総合計画や都市計画マスタープランとの整合を図りながら、北部地域の緑の拠点として公有地化を進めることにより、野草や野鳥が生息する樹林地を維持していきます。</li> </ul>
深見歴史の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地に指定しています。面積 12.2ha</li> <li>・ 市条例に基づく保全緑地制度の継続・拡充と併せ、歴史を活かし樹林地や農地と一体となった施設緑地(一部)として、緑の保全を進めていきます。</li> </ul>
中央の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法や条例に基づく指定はしていません。</li> <li>・ 緑豊かな市街地の形成に向けまちづくりを進めます。</li> </ul>
泉の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地に指定しています。面積 42.0ha(特別緑地保全地区 17.0ha を含む)</li> <li>・ 特別緑地保全地区を維持するとともに、保全緑地制度の拡充や計画的な公有地化等により、保全していきます。</li> </ul>
ふれあいの森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地に指定しています。面積 21.9ha(都市緑地 7.4ha 含む)</li> <li>・ 施設緑地として位置づけ、水と緑と花をテーマとし、これらとふれあうことができ、身近な緑も感じてもらえる緑地として維持していきます。</li> </ul>
久田緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県トラスト緑地となっています。面積 10.2ha</li> <li>・ トラスト緑地として、地域住民が里山づくりを推進していく緑地として保全を図っていきます。</li> </ul>
谷戸頭・ 谷戸緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地に指定しています。面積 6.1ha</li> <li>・ 将来的に一部公有地化も視野に入れながら、当面地域制緑地として、生物多様性が確保されるよう、湧水を抱える豊かな水環境と緑豊かな環境を維持していきます。</li> </ul>
上和田 境川緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地(閉鎖型)に指定しています。面積 1.7ha</li> <li>・ 地域制緑地として位置づけ、本市東部における緑の連続性を確保するための斜面緑地として、保全していきます。</li> </ul>
上和田 野鳥の森	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地に指定しています。面積 4.2ha</li> <li>・ より担保性の高い地域制緑地や施設緑地(一部)の導入を図り、野鳥が飛び交い、生物多様性が確保されるよう、湧水を抱える豊かな水環境と緑豊かな環境を維持していきます。</li> </ul>
下和田 境川緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保全緑地(閉鎖型)に指定しています。面積 3.6ha</li> <li>・ 地域制緑地として位置づけ、本市東部における緑の連続性を確保するための斜面緑地として、保全していきます。</li> </ul>



#### ④ 大規模緑地保全計画

以下の「大規模緑地の保全の目標」と「保全・活用の実施方針」を踏まえながら、それぞれの森の取り組みを継承します。

##### ○ 大規模緑地の保全の目標

###### 『緑地の価値を高める』視点

- 緑豊かなまちづくりの拠点として、健全で良好な樹林を育成します。
- 多様な生物の生息環境を保全します(本来そこにいるべき種の保全)。
- 優れた緑地景観の形成を図ります。

###### 『都市環境の中で緑地が持つ多面的な機能を発揮させる』視点

- 子どもたちをはじめとする市民の自然体験や環境学習の場として活かします。
- 市民の健康づくり、生きがいづくりの場として活かします。
- 緑地を核としたコミュニティの再構築を図ります。
- 都市活動による環境負荷の緩和、大気や雨水の循環系の形成に寄与します。

###### 『緑地と不可分であった農地・農業との関係性を新たに創る』視点

- オープンスペースとしての農地等と緑地との一体的な有効活用を図ります。
- 自然に根ざした循環型の暮らしのスタイルを再発見する場として活かします。
- 地域の歴史と文化と結びついた緑の継承と新たな文化の創造に寄与します。

##### ○ 保全・活用の実施方針

###### 1. 住み続けたいまちにするために、まとまった緑地を良好に保全

本計画の基本理念である「まもろう緑つくろう緑花つなごう緑花／住み続けたいまちやまと」を実現するために、まとまった緑地を良好に保全する施策を推進します。

###### 2. 多くの市民に興味・関心をもってもらう活動を誘導・支援

緑地の保全にあたっては、多くの市民の協力が不可欠です。緑地の保全や緑地がもつ豊かな資源の活用に向けて市民による既存のボランティア活動の支援、拡充を図るとともに、市民の健康づくり、子どもたちの環境学習等の場として、市内の身近な自然や地域に愛着を持ってもらうプログラムや機会を提供する活動の誘導、支援を行っていきます。

###### 3. 次の世代に緑地を引き継いでいく持続的なしくみを形成

緑地としての担保性の強化方策や、保全のための調査・管理・人材・資金確保等を継続的に行うしくみの形成を図ります。

## ○ 大規模緑地の保全事業の取り組み

大規模緑地については、前計画で掲げられている「やまと・ふおれすと・みゅーじあむ構想ー健康の森づくりー」のコンセプトを継承して、本市の緑地の保全を図っていきます。

### \*「やまと・ふおれすと・みゅーじあむ構想ー健康の森づくり」

これは、緑地を「自然と文化と暮らしの博物館」として保全、活用することを通じて、「からだの健康(体)」、「こころの健康(情)」、「あたまの健康(知)」をめざし、下記の機能の発揮を図っていくこととするものです。

展 示: 自然そのものが展示物

教育普及: 自然のなかでの環境学習、自然体験、情報発信

収集保管: 動植物の保全、育成

調査研究: 生息生物の調査、データ整理・蓄積、公開

## ▶ 中央林間自然の森

### ～自然の共生の森づくり～

高密度な市街化が進む市北部のまちの身近な平地林として、市民の保全活動等を通じ、これからの自然と共生する都市や日々の暮らしのあり方を改めて見直すきっかけとなる森づくりをめざします。

- 以前より、中央林間自然の森と相模原市の緑地を含めた一帯は「つま自然の森」と呼ばれ、市民に親しまれてきました。今後も相模原市側との情報交換を行ない、緑地の保全に努めます。
- 市街地の中にある親しまれる樹林地としての継承を図っていきます。
- 多くの人に愛される都市型の森として、明るい森づくりを目指し、森の樹木更新を推進していきます。
- 以前から多くの野鳥が観察できる森であり、これらの野鳥をはじめとする生態系の維持・保全を図ります。
- 住宅地に近いためアプローチしやすく、比較的平坦な地形であることから、市民の散策・休憩等の健康増進の場として活用を推進していきます。
- 既存の市民活動の拡充支援、および市民による緑地保全・育成ワークショップや子どもたちをはじめ市民が森に親しむ活動の開催の支援を行っていきます。
- 万一の災害時には、避難場所や災害復旧の拠点としての役割も期待されます。

## ▶ 深見歴史の森

### ～大和の歴史と文化をたどる“<sup>とき</sup>時空の森”づくり～

境川を望む台地に築かれた中世城郭の遺構を中心に、畑や緑豊かな住宅地一帯を含め、地形や自然に即して培われてきた歴史的な景観や文化に触れ、郷土を知り愛着を深めることができる森として保全・育成します。

- 敷地北西側の比較的平坦な緑地は、自然とともに生きる楽しみや人々の暮らしの知恵を伝承する場として、市民の活用の促進を図ります。
- 急傾斜地など、利用上の安全確保が難しい部分は、一般の立入りを制限し、安全性を確保します。
- 緑地に隣接するスポーツ広場は、森を含む健康づくりの場として活用していきます。
- 農地一帯は、人と自然との関わり方を考える場となるよう、かつて森林と畑が有機的に関連する場として人の生活に不可欠であった暮らし方に接するため、畑の生き物観察や農業体験が可能な学校農園や市民ファームとしての活用など、農業者との連携、協議を行っていきます。
- 緑地と一体的な南側の住宅地の屋敷林や道路に面した生垣等の保全、周辺水田景観等の保全を図ります。
- 広域避難場所としての機能向上および緑地利用の利便性向上の点から、アクセスの明確化を図ります。
- これまでより一層この森に親しんでいただくための、緑地ボランティアによる地域貢献活動を支援します。

## ▶ 泉の森

### ～緑の文化の創造と交流の森づくり～

本市の最大の緑地として、生物の保全・育成活動、環境学習や生涯学習、憩いやレクリエーション、健康づくり等の多様な活動の受け皿とし、こうした都市生活の中での自然とのふれあいを通じた市民の緑の文化の創造と交流を促す場となる森として保全します。

- 中央部に位置する大和市自然観察センター・しらかしのいえから郷土民家園、ふれあいキャンプ場、くぬぎの森にかけての比較的緩やかな丘の一角は、雑木林の自然や伝統的な暮らしの文化を学び体験する場としての活用を推進するとともに、市民の自然保全に関する活動の支援を行っていきます。
- 遊びの小川、湿生植物園、しらかしの池等の一角は、水辺での水遊びや生きものを感じる事ができる場として活用を推進するとともに、市民の水辺の自然保全に関する活動の支援を行っていきます。
- 西側のしらかし林(県指定文化財)や、利用上の安全確保が難しい東側の斜面樹林は、安全対策を講じていきます。
- 泉の森南側は、河川区域については担保されており、防衛省用地、県トラスト緑地、市有地の占める割合も比較的大きくなっていますが、未借地の民有地については、比較的傾斜の緩やかな西側の一部について、借受や計画的な公有地化に努めます。

## ▶ 久田緑地

### ～相模野の里山文化を育む森づくり～

市東部の境界をなす台地と境川を結ぶ貴重な斜面緑地として、相模野独自の風景をとどめる農地と大木が点在する台地端の集落や、森と農が一体となった暮らしの営みとともに、保全・継承します。

- 広葉樹を主体とする樹林が形成されている、北側久田緑地の台地上の比較的平坦な緑地は、市民の憩いの場として活用を進めます。
- 森の手入れや地域の農業者の農作業の手伝いをしながら野菜づくりを学んだり、里山の伝統的な文化を学んだりする活動をしている市民のボランティアグループの活動を推奨していきます。
- 急傾斜地など、利用上の安全確保が難しい部分は、一般の立入りを制限し、安全性を確保します。
- 現状の継続に努めるとともに、未借地部分については借地契約の推進に努めるなど、県の(公財)かながわトラストみどり財団とともに、緑地としての担保性をより高めていく取り組みを進めます。

## ▶ 谷戸頭・谷戸緑地

### ～谷戸景観の継承とせせらぎの再生～

市街地に接する緑地であり、本市では数少ない両側に斜面が迫る谷戸の地形と森を保全、継承すると共に、上和田川へ続く水路の環境維持を図り、水と緑とのふれあいを楽しめる森づくりをめざします。

- 東側の比較的平坦なエリアは、無秩序な市街化を防止し緑豊かなまちづくりのため、市民の憩いの場として良好な樹林地景観を維持するよう、当面、市民ボランティア活動の支援を行い、長期的には、まちづくりの動向をふまえ、公有地化等も含め有効な保全方策を図っていきます。
- 西側は、市街地に接し開発圧力のある立地環境にあることから、借地の継続と未借地の借受に取り組み、緑地としての保全を図ります。
- 両側の斜面樹林に挟まれた区域は、谷戸地形と緑の保全、上和田川へ続く環境の維持を継続的にを行い、将来的に公有地化等も含め、本市に数少ない景観の保全と市民の身近な水と緑のふれあいの場としての環境づくりを図っていきます。
- 急傾斜地など、利用上の安全確保が難しい部分は、一般の立入りを制限し、安全性を確保します。

## ▶ 上和田境川緑地

- 当面、現行制度による借受の維持・拡張に努めます。

➤ 上和田野鳥の森

～湧水の保全ともれびの森づくり～

湧水と流れ、湿地、斜面～平地の雑木林等、多様な環境を、市南部の生物多様性を育む森として保全、継承するとともに、国道沿い業務地と住宅地の間を緩衝する森として、潤いのある生活環境の維持をめざす。

- 比較的平坦な北側の台地上、および東南側の低地は、既存の樹林や畑地を活かしながら、自然とのふれあいの場として活用を図ります。
- 集水域として周辺地域の雨水浸透にも配慮し、湧泉とせせらぎの保全を図ります。
- 市民ボランティアによる樹林管理の支援、拡充を図っていきます。

➤ 下和田境川緑地

- 当面、現行制度による借受の維持・拡張に努めます。

## (2) 樹林地・農地の一体的な保全・育成と公園の確保

—都市における環境ユニットのモデルの形成—

### ① 基本的考え方

本市の外縁をなす斜面緑地と農地は本市の地形的、景観的な特徴を表すとともに、私たちの都市生活にとって自然としての安らぎ・潤いをもたらす、多様な生き物の生息空間となっています。これらの樹林地や農地は、かつて一体的に活用され、自然に根ざした暮らしを営んできました。

こうした樹林地と農地を、人と自然に優しい環境と社会や生活との関係について学ぶ場として確保に努めます。森・農・公園それぞれの特性と機能が相互補完する一つの環境ユニット<sup>\*1</sup>として活かしていきます。

対象地は、保全緑地またはトラスト緑地として市民に親しまれている樹林地と、周囲に農地の広がりがある次の2箇所に設定し、当面深見歴史の森周辺について取り組んでいきます。

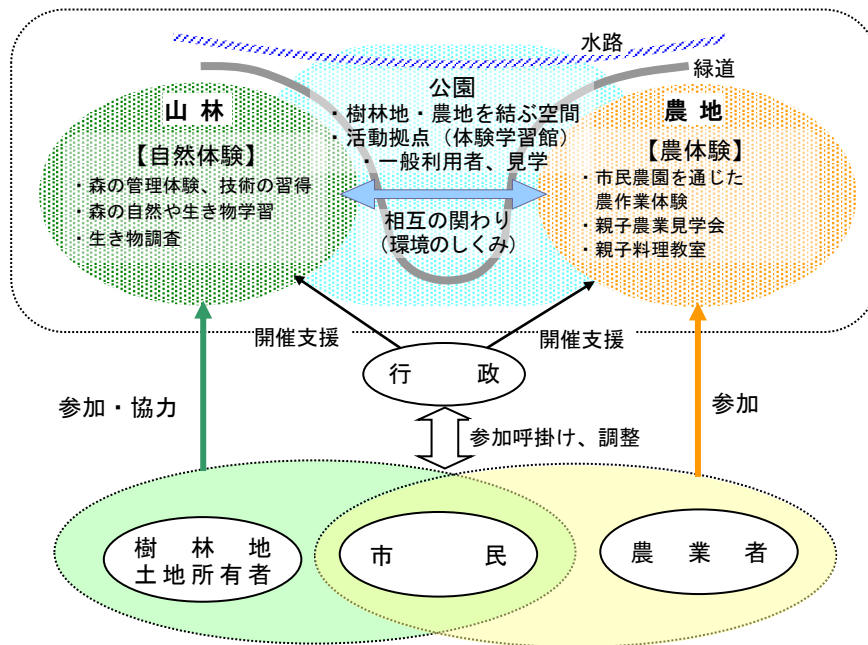
位 置	周辺資源・施設等
深見歴史の森周辺	保全緑地、農地、城跡、八雲神社、一ノ関公園、境川、北部浄化センター
久田緑地周辺	トラスト緑地、農地、左馬神社、新道1号公園、宮久保1号公園、境川、中部浄化センター

### ② ねらい

- ・樹林地や農地が一体となって存在することの大切さを市民へアピールし、人と自然にやさしい暮らし方の学習・継承を図ります。
- ・自然体験・農体験などさまざまな活動プログラムを持った、市民の健康づくり・生きがいがづくり、子どもたちの環境教育の場を目指します。
- ・樹林地や農地の保全方策や水と緑の資源循環等のモデル、市民と農業者の協力と支え合いのモデル地域として、他の地域への波及を図ります。

### ③ 施策の方向性

- ・樹林地・農地の重点的な保全施策の拡充・推進を図るとともに、その活用拠点を公園として確保を図ります。
- ・水辺との連携を図ります。
- ・市民農園の整備を引き続き進めるほか、農業者の指導を受け、収穫体験から本格的な農作業まで行える「体験農園」の開設を支援するなど、農体験が出来る場所の増加を目指します。
- ・親子で農業にふれあえる「親子農業見学会」の実施、地場農産物を活用した親子料理教室などで、実際に農産物の収穫を体験する機会を創出します。
- ・学校等との連携による地産地消の推進、自然体験(森の維持管理体験や生き物調査など)をこれからも継続して開催します。



\*1 暮らしに身近な水と緑のセットのことを言います。詳しくは「用語集」を参照してください。

### (3) まちなかの緑の拠点／公園の確保・再整備と保存樹林の活用

―ストックの活用によるまちの魅力の向上と市民ニーズへの対応―

#### ① 公園の確保と計画的な再整備

##### ▶ 基本的考え方

公園が不足している地域については、優先的な公園配置に努めます。

また、本市の公園は昭和 37 年から整備が始まっており、整備された時代とは社会背景、住民やまち自体も変化しています。老朽化している公園施設については、平成 26 年に策定された「大和市公園施設長寿命化計画」に基づき、改築や補修を進め、改築の際には、住民のニーズを踏まえて、より魅力のある公園となるように再整備を行います。そして、計画策定時に対象外であった公園についても計画の見直しに合わせ、事業費の平準化を図りながら再整備を行います。

新たな取り組みとして、本市では子どもが外でのびのびと遊ぶ環境づくりに協力し、子どもの運動能力の向上や健やかな育成を図ることなどを目的として、平成 29(2017)年 4 月より「大和市子どもの外遊びに関する基本条例」が施行されました。本条例の実施に対する主な取り組みとして「ボール遊びもできる公園」の増設を行っています。

##### ▶ ねらい

- 公園の確保については、市内のどの地域においても、だれもが身近な公園を利用することができる均等な機会の確保を図るものです。
- 公園の再整備については、公園の魅力や安全性の確保により、住民サービスの向上と地域の庭・核としての活性化を図るものです。
- 公園再整備を契機として、子育て支援、市民の憩い、コミュニティの強化など、いつでも市民が集まり、活発に交流している公園としていきます。
- 小学校と役割分担するなどにより、公園の特性に応じてまちなかの緑の保全や緑化活動、環境教育等の拠点としていきます。

##### ▶ 施策の方向性

- 新たな公園の確保については、まちづくりの動きをふまえ積極的に公園用地の確保を図ります。
- 市全体の公園再整備方針の策定を行います。再整備方針に基づき、公園の再整備を計画的に進めます。
- 再整備方針の策定に当たっては、公園再整備がコミュニティの強化につながるような手法等を検討していきます。

#### ② 保存樹林の活用

##### ▶ 基本的考え方と方針

保存樹林は、市内に 144 箇所、約 12.3ha が指定されていますが、年々減少傾向にあります。

市民の利用を前提としない林の維持管理は土地所有者が行っていますが、高齢化等により維持管理の手間をかけることが困難となっていることや、管理費用面の負担が大きいこと等の課題があり、樹林として保全するのにあたり維持管理の軽減策が必要となっています。そのため、土地所有者の理解と協力を得ながら、その保全や良好な維持管理のための施策の検討を進めていきます。

##### ▶ ねらい

- まちなかのまとまった樹林として緑豊かなまちづくりに貢献している保存樹林の良好な保全を図るものです。
- 温室効果ガスの固定化やヒートアイランド現象の緩和等の環境保全機能や、生物多様性に資する身近な緑として保全を図っています。

##### ▶ 施策の方向性

- 現状の保存樹林協定を継続することを推進し、土地所有者が転用や解除を検討する際には、市民緑地や借地公園として活用してもらうことを提案します。
- 保存樹林の所有者からは管理費用面の負担が大きいという意見もあるため、今後は施策面の見直しを含め、支援等の検討を図っていきます。

## (4) 公共施設の緑化推進

### ① 基本的考え方

公共施設は市内各所に点在しています。緑が豊かな施設もありますが、緑のほとんど見られない施設も少なくありません。市民が利用する公共施設は本市の顔となる公共空間であり、それぞれの施設、各地域の特性を生かした積極的な緑化が必要です。

### ② ねらい

- 市街地の緑の増加やまち並みの景観の向上を図ることはもちろん、公共施設が率先して緑化を進めることにより、民有地の緑化推進の誘導を図ります。
- 市民が多く利用する施設であり、主要道路に面することも多いことから、緑化により市内外の人々に、本市の緑豊かな景観を印象付けることができます。

### ③ 施策の方向性

- 公共施設の緑化率の目標を次のように設定します。

敷地規模	緑化率目標
1,000 m <sup>2</sup> 未満	15%
1,000 m <sup>2</sup> 以上 3,000 m <sup>2</sup> 未満	20%
3,000 m <sup>2</sup> 以上	25%

- 屋上緑化、壁面緑化の推進を図ります。
- 「緑のカーテン」や「ビオトープ」など市民が庭や地域で取り組む参考となるような、様々な手法の導入を図ります。

## (5) 市民緑化活動の推進

### ① 基本的考え方

市民一人一人の緑化意識を啓発し、市民自身による身近な緑の創出を図るために必要な支援を行います。

### ② ねらい

- 市民自身の手による身近な緑の創出を図ることにより、大規模な緑化の難しい市街地における視覚的な緑を含めた緑量アップを狙いとします。
- 緑化意識の啓発により水辺空間をはじめとした生物相調査や保全活動への参加を誘導します。

### ③ 施策の方向性

#### (ア) 市民等による緑化推進の誘導

- 市民による緑の創出に向けて、緑化の普及啓発、助成制度等の拡充を図ります。
- 市民の自宅での緑化を進めるための、緑化普及活動に対する支援を行います。
- 公園等を活用したイベント等の開催を通じて、市民の緑化意識の普及啓発に取り組みます。

#### (イ) 市民参加の水辺の生物相の調査や環境保全活動の支援

- 市民参加の水辺の生物相の継続的な調査、水質改善や清掃活動等に対する支援を行います。

#### (ウ) 調査・研究、情報発信

- 屋上緑化、壁面緑化などの特殊緑化技術、生物の棲めるまちづくりのための緑化手法、管理や効果などについての調査研究、あるいは情報収集、公開を行い、市民の緑化活動を推進していきます。

## (6) 緑の人材育成と市民のグリーンネットワーク形成

### ① 基本的考え方

市民一人一人が協力すればより活動の広がりが生まれることが期待できます。緑に関わる人材の育成を推進するとともに、市民同士のネットワークが形成されるように誘導、支援していきます。

### ② ねらい

- まちづくりの観点に立った緑のボランティア活動を担う人材の育成を図り、市内の緑の保全や緑化を率先して推進する市民を増やすことをねらいとするものです。
- すでに活動している緑に関わるボランティア活動を実践している市民や市民団体のネットワーク化により、活動の効果を高めようとするものです。

### ③ 施策の方向性

緑に関わる講習会等の拡充、各種団体の活動や情報発信等に関する支援を図ります。



## 9. 進行管理

本計画を実現性の高い計画とし、効果的、効率的な事業を展開していくために、事業を行った成果を点検、評価し、必要な見直しを行っていく必要があります。PDCAのサイクルを繰り返しながら計画の着実な前進を図っていくため、事業の成果を市民により評価し、公表するしくみを整備します。

### (1) 計画 (PLAN) : 計画の目標と実行計画の策定

本計画では計画期間をおおむね 10 年と設定しており、計画目標達成に向けて実施計画の策定を行います。

### (2) 実行 (DO) : 施策の実施・事業の実施

実施計画に基づき施策・事業を実施します。実施にあたっては行政のみならず、市民・活動団体・事業者と目標等の共有を図り、協働により推進します。

### (3) 評価 (CHECK) : 進捗状況の点検・評価の実施と公表

行政は施策・事業の進捗状況を把握するとともに、アンケート調査などにより市民や農地所有者・緑地所有者の意向の把握に努めます。

施策・事業の実施状況や目標の達成状況に基づき、行政内において必要に応じて事務事業評価を通じた評価・点検を行い、その結果をホームページ等で公表します。

市民・活動団体・事業者は行政からのアンケート調査などに協力するとともに、公表された評価結果を共有します。

### (4) 改善 (ACTION) : 評価を踏まえた改善と新たな事業の検討

評価結果を踏まえ、施策の方向性の改善を検討しその検討結果をもとに、施策、事業の改善、新たな事業、目標、指標の改善を検討します。検討にあたっては、市民、活動団体、事業者などから意見を収集します



図 31 PDCA サイクルのイメージ



## 第7章 地域別計画

---

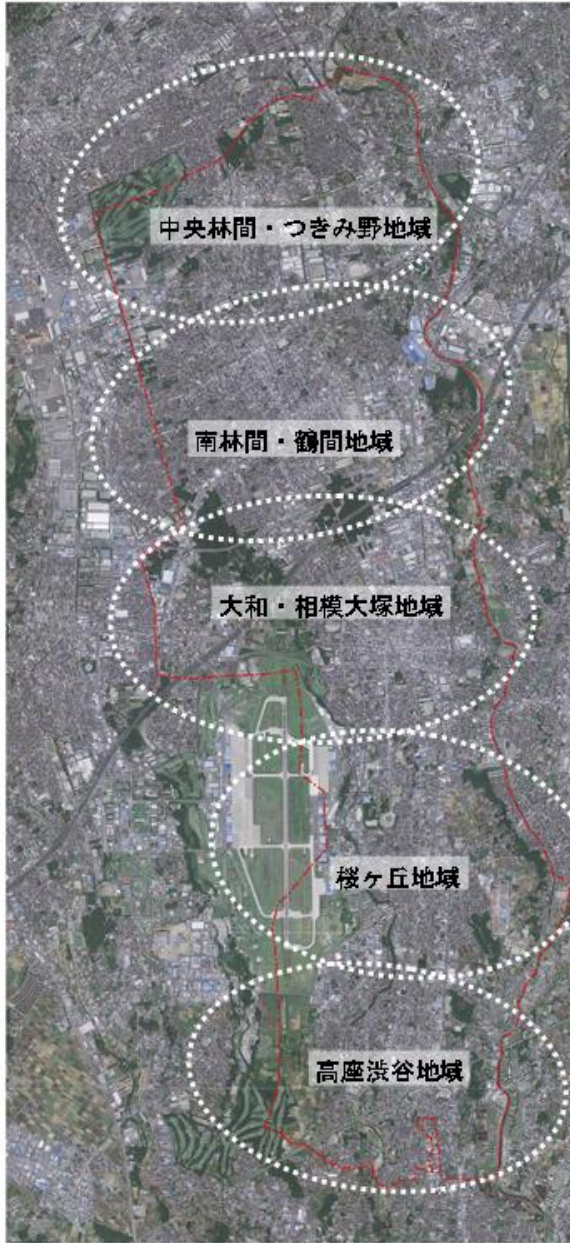
# 1. 地域別計画の方針

本市のなかでも、地域によって固有のまちづくりの歴史をもち土地利用や緑の状況が異なっており、その状況に対応した施策を推進していく必要があります。そこで、緑の保全・創出の推進を図る観点からみて、土地利用等に応じて大きく次のような方向性をもたせていくこととします。

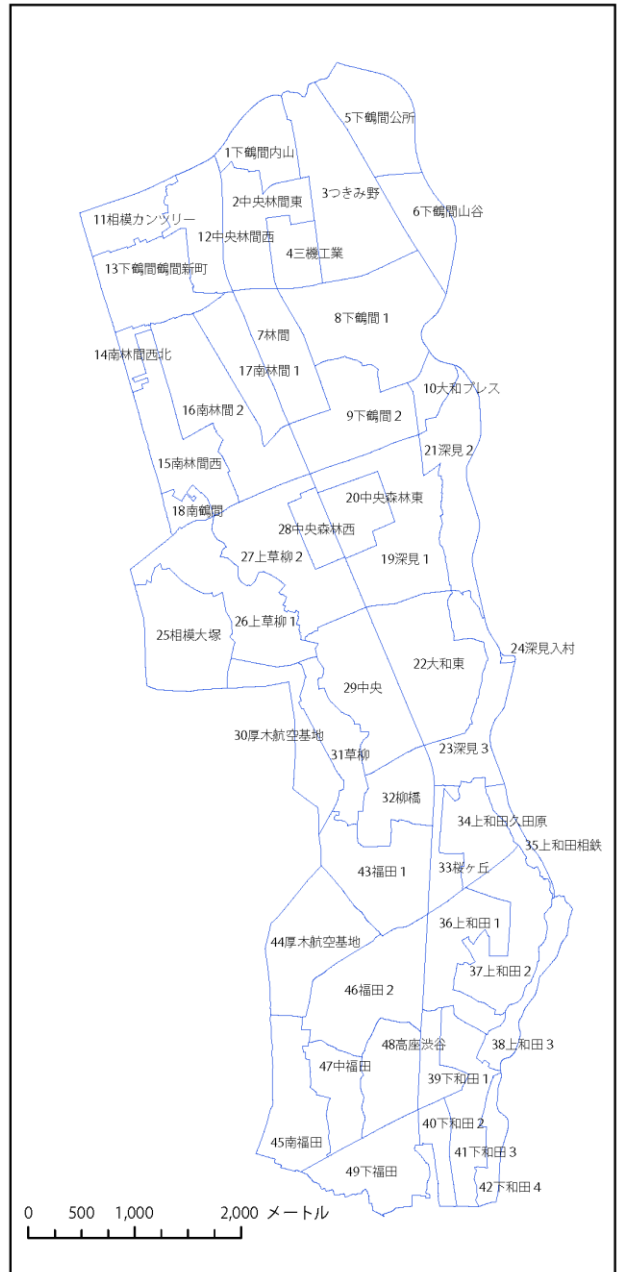
- 農地や屋敷林、まとまった樹林地を保全し、農・緑・住が調和するまちづくりをめざすエリア  
現在、樹林地や農地が多く存在するエリアです。これらの緑を守り、市民の自然とのふれあいの場等として活用を図るとともに、農地と樹林地と居住が調和するまちづくりを目指していくエリアです。
- 面的な整備等により確保された良好な住環境を維持し、緑の充実を図るエリア  
土地区画整理事業等の面的な整備により比較的緑豊かで良好な住環境が形成されているエリアであり、これらの緑を守る支援策や住民同士のルールづくり等により、さらに充実を図っていくエリアです。
- 工場・業務地が立地する地区と住環境の調和を図り、緑の環境整備を進めるエリア  
工場や業務地が立地するエリアであり、工場緑化や接道部緑化等を進めることにより住環境の向上を図り、工場等との共存を図っていくエリアです。
- 緑化の推進を図り、良好な都市型住宅地の維持・向上をめざすエリア  
主としてやまと軸上の比較的高密度な土地利用がなされているエリアであり、良好な都市型住宅地としての維持を図るとともに、緑の少ないところでは緑化を推進し良好な住環境の形成を図るエリアです。とくに建ぺい率の高い市街地では、屋上や壁面などをはじめさまざまな緑化手法により効果的な緑化を目指します。
- 駅周りの商業・業務地の集積する地区の顔としての活性化と緑化推進を図るエリア  
駅周りの商業・業務地が集積し、市民の利用をはじめ来街者を迎え本市の第一印象を与えるエリアであり、緑や花などによりまちのにぎわいと潤いのある景観づくりを図るエリアです。
- 水と緑の散歩道ネットワークの形成  
下記の地域区分の中で、それぞれの地域の「緑の資源」を辿り水と緑にふれあうルートを設定するものです。  
大和市都市計画マスタープランでは5つの地域に区分し、それぞれの地域の課題に応じた地域づくりを進めることとしています。この5地域を緑によって個性を際立たせるテーマを設定し、それぞれの地域の緑の資源と現状をふまえ、各地区で上記の方向性に基づき、緑地の保全、創出、活用を図っていきます。

中央林間・つきみ野地域	林間文化都市にふさわしいまちづくり
南林間・鶴間地域	ストックを生かした歴史と文化の息づくまちづくり
大和・相模大塚地域	高度都市機能と豊かな自然が共存するまちづくり
桜ヶ丘地域	花と水辺の緑住都市をめざすまちづくり
高座渋谷地域	緑とゆとりのある空間を創出するまちづくり

5つの地域



住区一覧



## 2. 中央林間・つきみ野地域

### 目 標 林間文化都市にふさわしいまちづくり

#### 緑の資源と概況

<b>主 な 資 源</b>	主な都市公園：つきみ野1号公園、多胡記念公園、宇都宮記念公園、さくらの散歩道 法・条例等による保全緑地等：中央林間自然の森（保全緑地） 公共施設等：大和歩行者専用道、つる舞の里歴史資料館、 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター（ポラリス） 民間施設等：相模カンツリー倶楽部、つきみ野農園※、つきみ野北農園※、中央林間北農園※、 中央林間内山農園※、観光花農園、浅間神社、第六天神社、定方寺、観音寺、法輪寺（※は市民農園）
<b>概 況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の西北部から、北側、東側にかけて、まとまった緑が分布し、草地・樹林・農地の多様な緑が存在します。</li> <li>・公園緑地は、つきみ野地区や下鶴間内山地区に多く一人当たり公園面積が市平均を上回る一方、中央林間や中央林間西では不足しています。</li> <li>・市北西側境界にゴルフ場があります（広域避難場所に指定）。ゴルフ場南側の下鶴間新町地区、市北側の中央林間地区、市東側の下鶴間公所地区にはまとまりのある樹林地が残されています。北側に残る樹林地の一部は、市北部の緑の拠点として保全緑地（中央林間自然の森）に指定しており、市民の保全活動が行われ、多くの野鳥が生息する森となっています。そのほか保存樹林に指定している平地林や斜面樹林が点在しますが、法・条例等による保全の対象となっていないまとまった樹林が多くあります。これらの樹林は住宅等によって連続性が分断され始めています。とくに、下鶴間公所地区、下鶴間山谷地区では人口増加率、緑被地の減少率が大きくなっています。</li> <li>・農地は、主に西の下鶴間新町地区、北の下鶴間内山地区、東の下鶴間公所地区、下鶴間山谷地区に多く残っているものの、周囲を住宅地に囲まれ孤立化しています。下鶴間新町地区と下鶴間公所地区、下鶴間山谷市区の農地の多くは、生産緑地地区に指定しています。</li> <li>・つきみ野地区は、北部第一土地区画整理事業が施行され、市内では比較的緑豊かな住宅地が形成されています。保存生垣や、街路樹が連続する道路も多くある一方で、緑被率の減少が目立ってきています。</li> <li>・遊具と緑の一体化した、大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター（ポラリス）を開設し、地域住民の子育て支援を行っています。</li> </ul>

#### ○ 樹林地等の保全・活用の方針

中央林間自然の森の保全を強化、充実するとともに、保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定の継続に努め、良好に維持管理する方策の推進を図ります。

境川沿いの斜面緑地等、保全のための施策が講じられていない良好な樹林や樹木等については、連続する樹林が分断しないように、土地所有者の協力を得て、樹林や樹木等の維持を図る支援策等に取り組みます。

#### ○ 農地の保全・活用の方針

本地域の東西に存在する農地については、遊休農地化を防止し、自然とのふれあいや農業体験等の場としての活用方策の検討を進めます。

#### ○ 都市公園等の整備の方針

公園の不足している地区では、公園等の確保に努めます。また、土地利用の転換等が行われる場合等には公園として確保に努めます。

#### ○ 緑化推進の方針

比較的緑豊かなまち並みが形成されているつきみ野地区や下鶴間新町地区などの住宅地では、緑の維持・向上を図る支援を推進します。

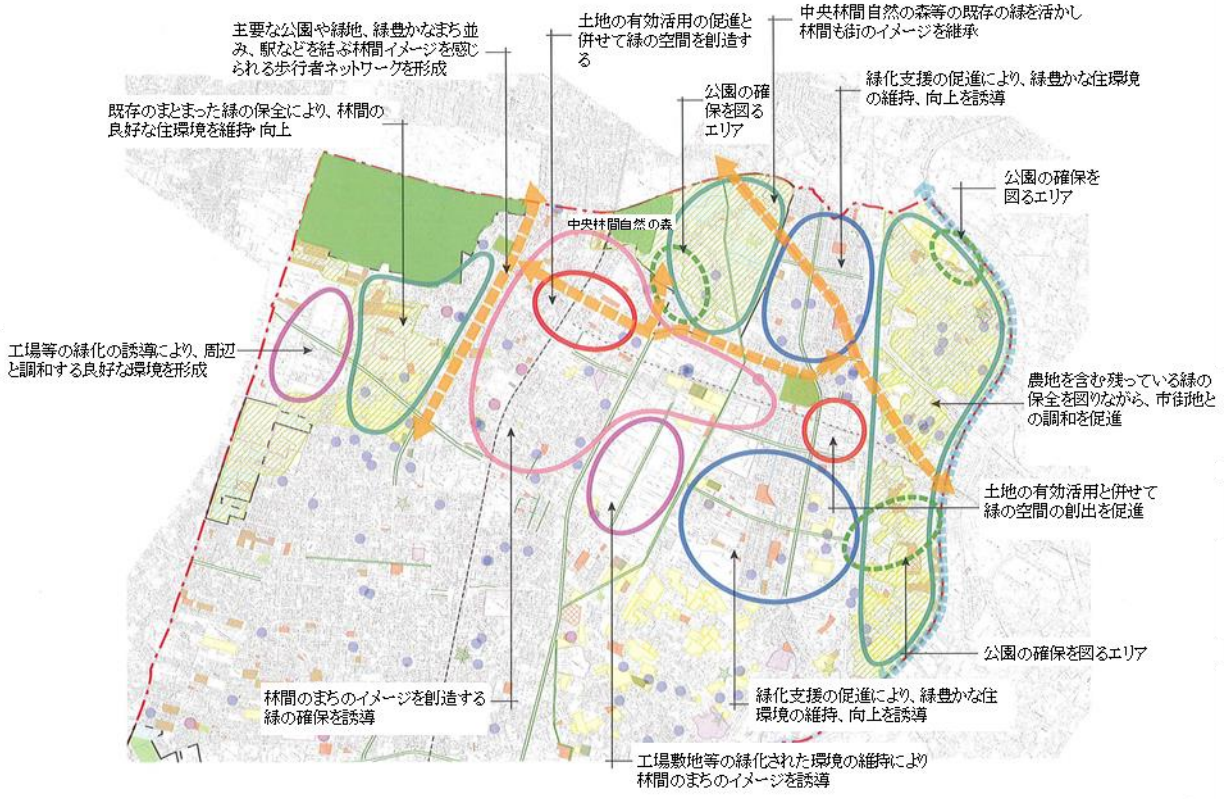
中央部の比較的緑豊かな三機工業地区の工場・業務地帯の維持・向上を誘導するとともに、県道 50 号（座間大和）沿線の工場や中央林間西・同東地区や駅周りの商業地等は、緑化を誘導する方策を講じていきます。

緑豊かな良好なまち並みを周囲に波及させ、みどりど〜り等の施策を用いたまちづくりを進めます。

#### ○ 水環境再生の方針

境川沿いは、斜面林と農地の景観と調和する水と緑を楽しむ潤いのある空間の形成に努めます。

# ■ 中央林間・つきみ野地域



## 凡例

- 農地や屋敷林、まとまった樹林地を保全し、農・緑・住が調和するまちづくりをめざすエリア
- 面的な整備等により確保された良好な住環境を維持し、緑の充実を図るエリア
- 工場・業務地が立地する地区と住環境の調和を図り、緑の環境整備を進めるエリア
- 緑化の推進を図り、良好な都市型住宅地の維持・向上をめざすエリア
- 駅周辺商業・業務地の集積する地区の、地区の顔としての活性化と緑化推進を図るエリア
- 緑の散歩道ネットワークの形成  
緑地や歴史をのびる歩行ルートとしての整備
- 公園の確保
- 保全配慮地区指定
- 河川沿いの緑化、多自然型護岸、遊歩道の整備 等
- 樹林地・農地・公園の一体整備
- 大規模緑地等



### 3. 南林間・鶴間地域

#### 目 標 ストックを生かした歴史と文化の息づくまちづくり

#### 緑の資源と概況

<p><b>主な資源</b></p>	<p>主な都市公園：南林間中央公園、南林間むつみ公園、リラの丘公園</p> <p>法・条例等による保全樹林地：深見歴史の森(保全緑地)、南鶴間こもれびの森(市民緑地)</p> <p>公共施設等：下鶴間ふるさと館、深見歴史の森スポーツ広場、北部浄化センター、農林水産省植物防疫所跡地</p> <p>民間施設等：山ゆり農園※、ひまわり農園※、こすもす農園※、下鶴間農園※、深見西農園※、深見西六丁目農園※、観光花農園、大黒天開運神社、諏訪神社、八雲神社、鶴林寺、</p> <p>(※は市民農園)、南林間スポーツ広場</p> <p>史跡：矢倉沢往還・旧下鶴間宿、深見城址・城山史跡公園</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ほぼ南大和相模原線を境に東西の町の様相が大きく異なっています。東半分は農地とまとまった樹林地が分布し、西半分は整然とした比較的緑豊かなまち並みです。</li> <li>・一人当たり公園面積が全般に小さく、とくに南林間2地区や下鶴間1地区付近では公園配置が必要です。</li> <li>・東側の下鶴間1地区から深見地区、大和プレス地区にかけて屋敷林、社叢林、城址の歴史・文化と一体となった緑が残り、深見城址一帯は保全緑地に指定しています。そのほか、法・条例等による保全の対象となっていない樹林が多くあります。境川沿いに一部工場等の大規模土地利用がなされ、また樹林は住宅等によって連続性が分断され始めています。南林間地区の西側境界に格子状の平地林が残り、一部保存樹林に指定しています。</li> <li>・農地は、下鶴間1地区に多く残っており、大半を生産緑地地区に指定しています。</li> <li>・南林間地区は、東西・南北の整然とした格子状の街路と林間都市開発当時の大きな街区で構成され、保存生垣も多くあります。</li> <li>・下鶴間2地区には市役所をはじめ公共施設が多く立地しています。工場等の移転により、大規模商業施設や集合住宅が建設されています。</li> </ul>

#### ○ 樹林地等の保全・活用の方針

深見歴史の森の保全を強化、充実するとともに、保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定の継続に努め、良好に維持管理する方策の推進を図ります。

#### ○ 農地の保全・活用の方針

深見歴史の森と周囲の農地を一体的に自然学習や農業体験の場として位置づけ、必要な整備を行っていきます。本地域東側のまとまった農地については、比較的多く確保されている市民農園の維持・継続を図ります。遊休農地化を防止し、自然とのふれあいや農作業体験等の場としての活用方策の検討を進めます。

#### ○ 都市公園等の整備の方針

深見城址を都市公園として整備するためには用地の確保が必要なことから、長期的な取り組みを行っていきます。公園の不足している地区では、公園等の確保に努めます。また、土地利用の転換等が行われる場合等には公園として確保に努めます。

#### ○ 緑化推進の方針

林間都市開発当時の面影を残す本地域西側の南林間1・2地区の住宅地や、東部に集中する工場や業務地はまとまった緑が少ないため緑被率が低くなっています。住宅地の緑化を推進する支援策を進めていきます。また、下鶴間2地区等の工場等の土地利用転換が行われる場合には、緑を創出し良好なまちづくりへと誘導します。

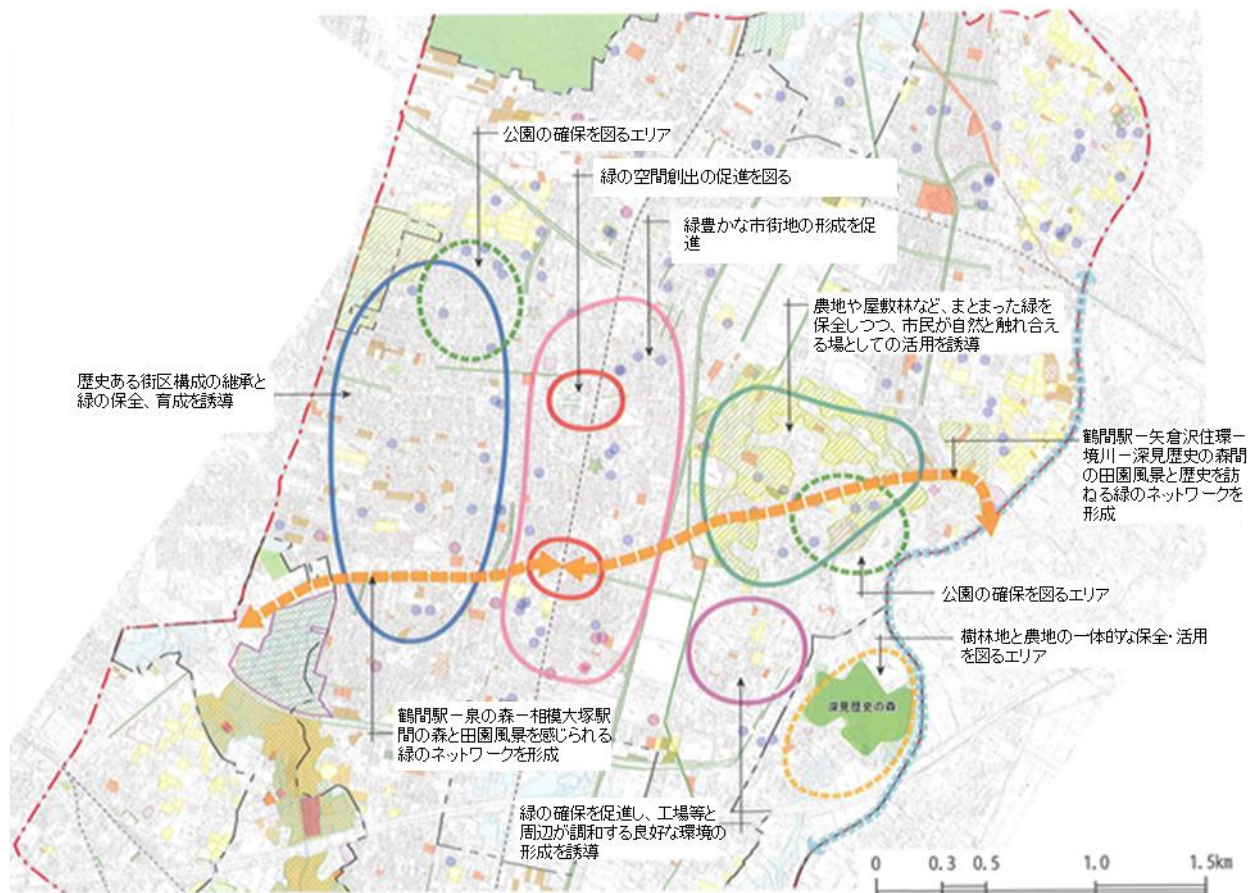
駅周りの商業地等については、緑化推進を誘導する方策を講じていきます。

#### ○ 水環境再生の方針

境川沿いは、斜面林と一体的に水と緑を楽しむ潤いのある空間の形成に努めます。



## ■南林間・鶴間地域



### 凡例

-  農地や屋敷林、まとまった樹林地を保全し、農・緑・住が調和するまちづくりをめざすエリア
-  面的な整備等により確保された良好な住環境を維持し、緑の充実を図るエリア
-  工場・業務地が立地する地区と住環境の調和を図り、緑の環境整備を進めるエリア
-  緑化の推進を図り、良好な都市型住宅地の維持・向上をめざすエリア
-  駅周辺・商業・業務地の集積する地区の、地区の顔としての活性化と緑化推進を図るエリア
-  緑の散歩道ネットワークの形成  
緑地や歴史をめぐる歩行ルートとしての整備
-  公園の確保
-  保全配慮地区指定
-  河川沿いの緑化、多自然型護岸、遊歩道の整備 等
-  樹林地・農地・公園の一体整備
-  大規模緑地等

## 4. 大和・相模大塚地域

目 標 高度都市機能と豊かな自然が共存するまちづくり

### 緑の資源と概況

<p><b>主な資源</b></p>	<p>主な都市公園: やまと公園、中央1号公園、桜森わいわい公園          法・条例等による保全樹林地: 泉の森(特別緑地保全地区・保全緑地)、ふれあいの森、中央七丁目市民の森(市民緑地)、保安林          公共施設等: 大和市文化創造拠点シリウス、大和市自然観察センター・しらかしのいえ、郷土民家園、大和市グリーンアップセンター、市民活動拠点ベテルギウス、桜森スポーツ広場、市営草柳庭球場、大和スポーツセンター、大和駅プロムナード          民間施設等: 大和総合グラウンド、上草柳農園※、篠山農園※、上草柳丸山農園※、光丘農園※、深見南農園※、観光花農園、草柳園、八坂神社、深見神社、桜森稲荷神社、山神社、熊野神社、仏導寺、西鶴寺、善徳寺、極楽寺、法深寺(※は市民農園)          指定文化財: シラカシ林(県天然記念物)、ハルニレ(市天然記念物)</p>
<p><b>概況</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側市境界の境川沿い、西側の引地川沿い、および中央にまとまった大規模な緑地があります。</li> <li>・公園は数多く整備されていますが、中央の大和駅周りに偏在しており、全般に一人当たり公園面積が小さい状況です。とくに深見地区南部や相模大塚地区では公園配置が必要です。</li> <li>・境川沿いに斜面緑地が残り、一部保存樹林に指定していますが、ほとんどが法・条例等による保全の対象外であり、深見3地区南側は住宅等によって緑の連続性が分断され始めています。西側の泉の森は引地川の水源を抱き、さまざまな生き物が生息する市最大の緑の拠点であり、市民の自然学習、交流・レクリエーションの拠点となっています。市のほぼ中央に位置する中央の森は、市街地中心部に位置する希少な緑地であり、無秩序な市街化の防止、生き物の生息経路、ヒートアイランド現象の緩和、市民の身近な自然体験・レクリエーションの場の可能性といった面できわめて貴重な存在です。</li> <li>・農地は、境川沿いの深見2地区と西側の相模大塚地区に多く残っており、相模大塚地区の農地の多くを生産緑地地区に指定しています。上草柳地区の一角は農用地区域となっています。</li> <li>・中央地区や大和東地区は、最も早く市街化が進んだ地区で、市内では住宅地の緑が少ない一帯となっています。</li> <li>・本市最大の中心市街地である大和駅周辺では再開発事業が進められており、活気と賑わいの創出とともに、プロムナードを活かし緑豊かな大和の表玄関として活性化することが期待されています。</li> <li>・大和市文化創造拠点シリウスではスペースを活用した緑化を行い、緑と文化活動の融合を図っています。</li> </ul>

#### ○ 樹林地等の保全・活用の方針

泉の森の保全を強化、充実するとともに、保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定の継続に努め、良好に維持管理する方策の推進を図ります。

#### ○ 農地の保全・活用の方針

本地域東西のまとまった農地については、遊休農地化を防止し、自然とのふれあいや農作業体験等の場としての活用方策の検討を進めます。

#### ○ 都市公園等の整備の方針

泉の森、ふれあいの森の整備を推進するとともに、公園の不足している地区では、公園等の確保に努めます。また、土地利用の転換等が行われる場合等には公園として確保に努めます。

#### ○ 緑化推進の方針

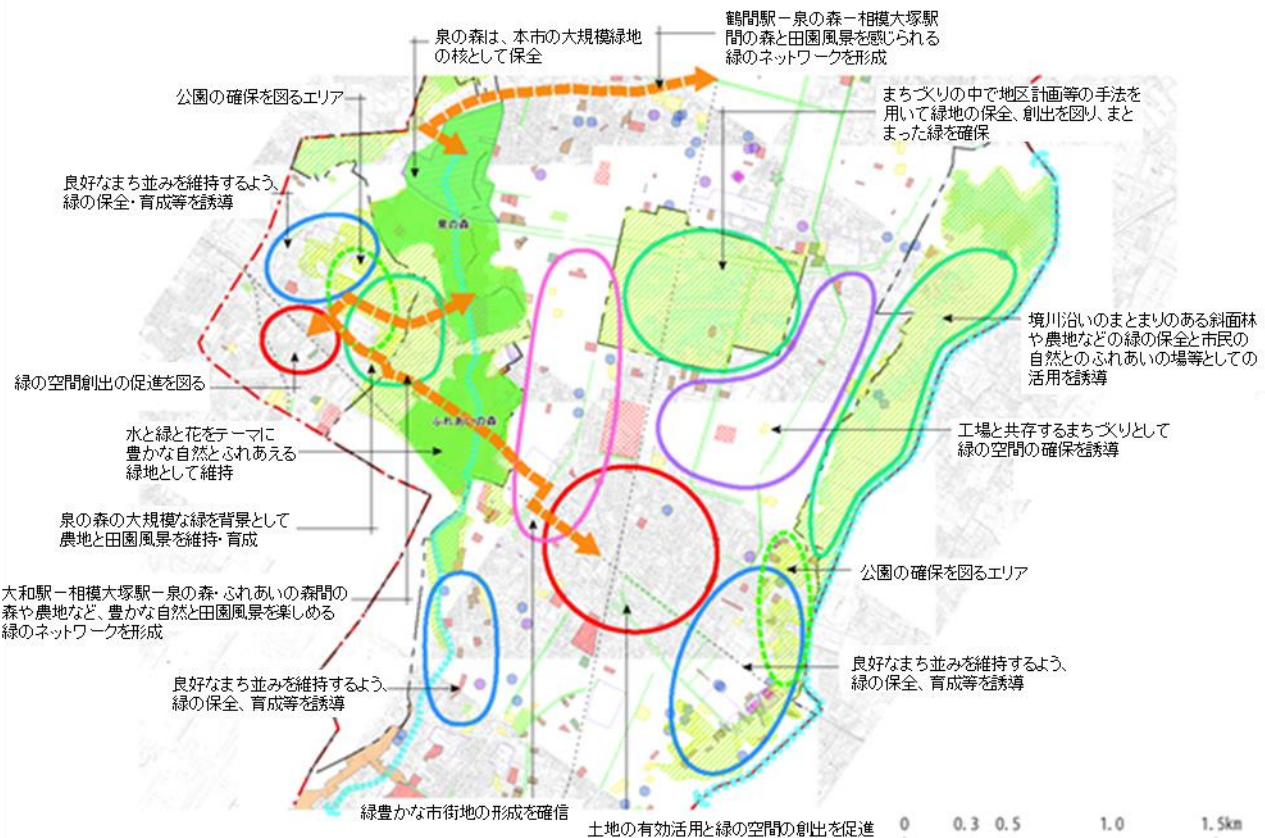
本市中央の大和駅を中心とする中央地区や大和東地区は、とくに緑被率が低いとため、重点的な緑化を誘導する方策を推進していきます。

#### ○ 水環境再生の方針

泉の森の湧水は、本市有数の緑の資源として保全を図るとともに、引地川沿いは連続する水と緑を楽しむ潤いのある空間づくりや多様な生き物の棲める川づくりを推進します。

境川沿いは、斜面林と農地の景観と調和する水と緑を楽しむ潤いのある空間の形成に努めます。

# ■大和・相模大塚地域



- 凡例
- 農地や屋敷林、まとまった樹林地を保全し、農・緑・住が調和するまちづくりをめざすエリア
  - 面的な整備等により確保された良好な住環境を維持し、緑の充実に回るエリア
  - 工場・業務地が立地する地区と住環境の調和を図り、緑の環境整備を進めるエリア
  - 緑化の推進を図り、良好な都市型住宅地の維持・向上をめざすエリア
  - 駅周辺の商業・業務地の集積する地区の、地区の顔としての活性化と緑化推進を図るエリア
  - 緑の散歩道ネットワークの形成  
緑地や歴史をめぐる歩行ルートとしての整備
  - 公園の確保
  - 保全配慮地区指定
  - 河川沿いの緑化、多自然型護岸、遊歩道の整備 等
  - 樹林地・農地・公園の一体整備
  - 大規模緑地等

## 5. 桜ヶ丘地域

### 目 標 花と水辺の緑住都市をめざすまちづくり

#### 緑の資源と概況

<b>主な資源</b>	主な都市公園：引地台公園、宮久保公園、福田1号公園 法・条例等による保全樹林地：久田緑地(トラスト緑地)、谷戸頭・谷戸緑地(保全緑地)、上和田境川緑地(保全緑地) 公共施設等：市営渋谷西庭球場、中部浄化センター、柳橋ふれあいプラザ 民間施設等：宮久保農園※、上和田農園※、山ざくら農園※、観光花農園、左馬神社、福田神社、御嶽山神社、田中八幡宮、鬼子母神、薬王院、信法寺、大円寺(※は市民農園) 指定文化財：タブノキ(市天然記念物) その他：千本桜
<b>概況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側市境界の境川沿いにまとまった規模の斜面緑地と農地が残っています。上和田地区の谷戸地形や草柳柳橋から福田地区にかけての引地川沿いに蛇行する高低差の大きい地形など、比較的变化に富んだ地形を有しています。</li> <li>・総合公園と近隣公園が2箇所ありますが、公園が偏在しており、福田1地区や上和田地区は少なく、一人当たり公園面積も小さい状況です。</li> <li>・境川沿いの斜面緑地が、市域では最も連続して残る地域であり、大半を保全緑地に指定しています。西側には規模の大きい樹林地はありませんが、引地川沿いに桜などの並木が連続し、本市の名所となっています。</li> <li>・農地は、西部の福田1地区、福田2地区に点在するほか、境川沿いの上和田相鉄地区、上和田3地区に分布しています。</li> <li>・主に昭和40年代後半から50年代にかけて、境川沿いの低地では、久田・宮久保土地区画整理事業、小田急電鉄江ノ島線西側では下草柳・南部第一・南部第三土地区画整理事業が施行され、まち並みが整備されてきました。小規模ながら、比較的緑豊かで閑静なまち並みが形成されています。</li> <li>・連続する街路樹は少なく、2km以上連なるのは南北方向の福田相模原線のみです。現在、都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線が拡幅整備中です。</li> </ul>

#### ○ 樹林地等の保全・活用の方針

久田緑地、谷戸頭・谷戸緑地、上和田境川緑地の保全を強化、充実するとともに、保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定の継続に努め、良好に維持管理する方策の推進を図ります。

境川沿いの斜面緑地や社寺林等、保全のための施策が講じられていない良好な樹林や樹木等については、連続する樹林が分断しないように、土地所有者の協力を得て樹林や樹木等の維持を図る支援策等に取り組みます。

#### ○ 農地の保全・活用の方針

久田緑地と周囲の農地とを一体的に自然学習や農業体験の場として位置づけ、必要な整備を行っていきます。

まとまった農地が存在する本地域東部の農地については、遊休農地化を防止し、自然とのふれあいや農作業体験等の場としての活用方策の検討を進めます。

#### ○ 都市公園等の整備の方針

公園の不足している地区では、公園等の確保に努めます。また、土地利用の転換等が行われる場合等には公園として確保に努めます。

#### ○ 緑化推進の方針

引地川沿いなど比較的緑豊かな住宅地を形成している地区では、緑の維持・向上を図るための支援策を推進していきます。

工場や住宅が混在する地区では、良好な環境を形成するため、工場緑化の推進や住宅地接道部の緑化を推進し、建替えが行われる場合等において十分な緑が確保されるよう誘導していきます。

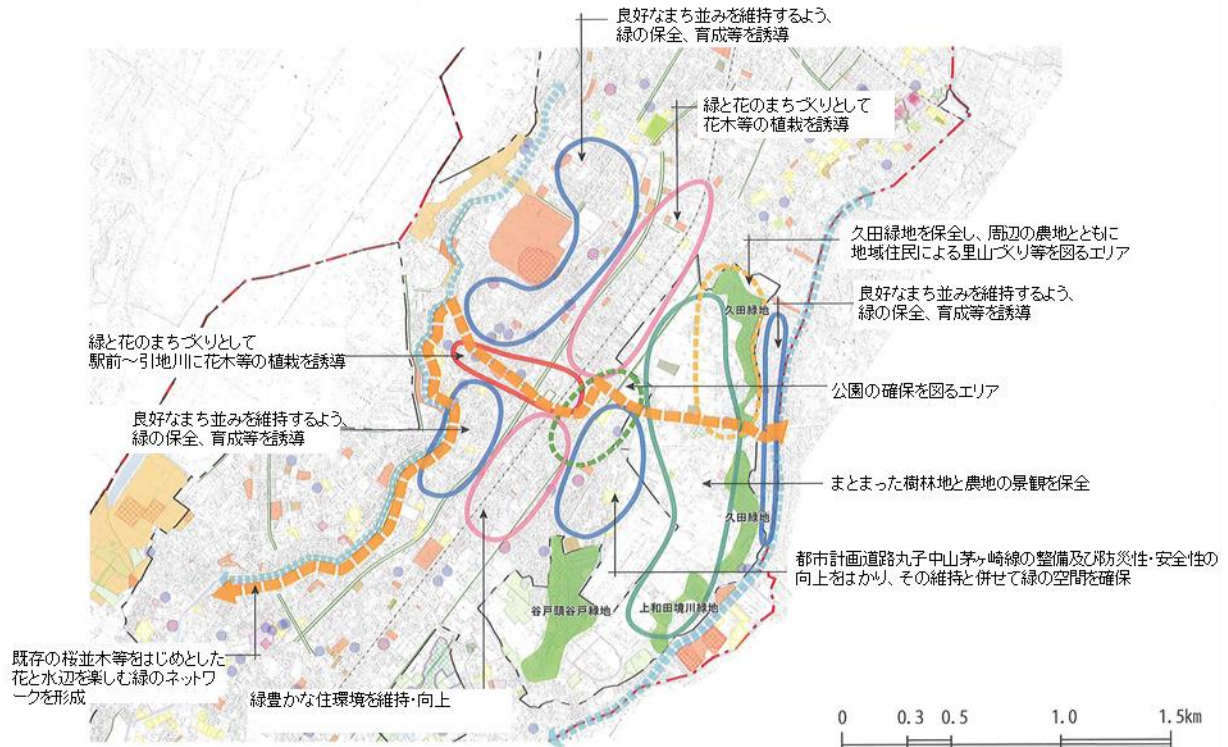
都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線の整備に併せ、道路沿いの民有地の緑化を誘導していきます。

駅周りの商業地等については、緑化推進を誘導する方策を講じていきます。

○ 水環境再生の方針

引地川沿いは、連続する水と緑を楽しむ潤いのある空間づくりや多様な生き物が棲める川づくりを推進します。境川沿いを花や緑の軸として、花や緑による良好なまち並みの誘導に取り組みます。

■ 桜ヶ丘地域



- 凡例
- 農地や屋敷林、まとまった樹林地を保全し、農・緑・住が調和するまちづくりをめざすエリア
  - 面的な整備等により確保された良好な住環境を維持し、緑の充実を図るエリア
  - 工場・業務地が立地する地区と住環境の調和を図り、緑の環境整備を進めるエリア
  - 緑化の推進を図り、良好な都市型住宅地の維持・向上をめざすエリア
  - 駅周辺商業・業務地の集積する地区の、地区の顔としての活性化と緑化推進を図るエリア
  - 緑の散歩道ネットワークの形成  
緑地や歴史をめぐる歩行ルートとしての整備
  - 公園の確保
  - 保全配慮地区指定
  - 河川沿いの緑化、多自然型護岸、遊歩道の整備 等
  - 樹林地・農地・公園の一体整備
  - 大規模緑地等

## 6. 高座渋谷地域

### 目 標 緑とゆとりのある空間を創出するまちづくり

#### 緑の資源と概況

<b>主な資源</b>	主な都市公園：大和ゆとりの森、旭ヶ丘1号公園、代官中央公園 法・条例等による保全樹林地：上和田野鳥の森（保全緑地）、下和田境川緑地（保全緑地） 公共施設等：宮久保スポーツ広場、市営渋谷西庭球場、下福田野球場、下福田スポーツ広場、IKOZA 民間施設等：藤沢ゴルフクラブ、福田農園※、福田ファミリー農園※、下和田農園※、観光花農園、左馬神社、神明神社、若宮八幡宮、山王社、常泉寺、蓮慶寺、宗昌寺（※は市民農園） 指定文化財：ケヤキ（市天然記念物） その他：長屋門と田園風景
<b>概況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東側の境川沿いや谷戸にまとまった規模の斜面緑地と農地が残り、西側に草地と農地が広がっています。</li> <li>・市最大の総合公園である大和ゆとりの森がありますが、公園が偏在しており、中福田、高座渋谷地区に集中し、下福田地区や下和田地区に少なく、一人当たり公園面積も小さい状況です。</li> <li>・境川沿いの斜面緑地は保全緑地に指定している部分はまとまった規模が残っていますが、住宅等によって緑の連続性が分断されています。東側には規模の大きい樹林地はありませんが、引地川沿いの住宅地に樹林地が残し、一部保存樹林に指定しています。</li> <li>・農地は、下和田地区、下福田地区、厚木航空基地地区にまとまった規模を持って分布しています。厚木航空基地地区、下和田地区の農地は農用地域となっています。</li> <li>・小田急電鉄江ノ島線沿西側は昭和50年代からの南部第三土地区画整理事業等の施行によりまち並みが整備されてきました。高座渋谷地区では平成5年から土地区画整理事業が始まり、南部地区で施行中です。高座渋谷地区の南側は基盤が未整備です。</li> <li>・境川の本市南端の低地には大規模集合住宅地が形成されています。</li> </ul>

#### ○ 樹林地等の保全・活用の方針

上和田野鳥の森、下和田境川緑地の保全を強化、充実するとともに、保存樹林、保存樹木、保存生垣の指定の継続に努め、良好に維持管理する方策の推進を図ります。

境川沿いの斜面緑地や社寺林等、保全のための施策が講じられていない良好な樹林や樹木等については、連続する樹林が分断しないように、土地所有者の協力を得て樹林や樹木等の維持を図る支援策等に取り組みます。

#### ○ 農地の保全・活用の方針

まとまった農地が存在する本地域南部の農地については、遊休農地化を防止し、自然とのふれあいや農作業体験等の場としての活用方策の検討を進めます。

#### ○ 都市公園等の整備の方針

大和ゆとりの森の整備を推進します。公園の不足している地区では、公園等の確保に努めます。また、土地利用の転換等が行われる場合等には公園として確保に努めます。

#### ○ 緑化推進の方針

田園景観にふさわしい緑化を推進します。比較的緑豊かな住宅地を形成している地区では、緑の維持・向上を図るための支援策を推進していきます。建替えが行われる場合等において、十分な緑が確保されるよう誘導していきます。

駅周りの商業地等については、緑化推進を誘導する方策を講じていきます。

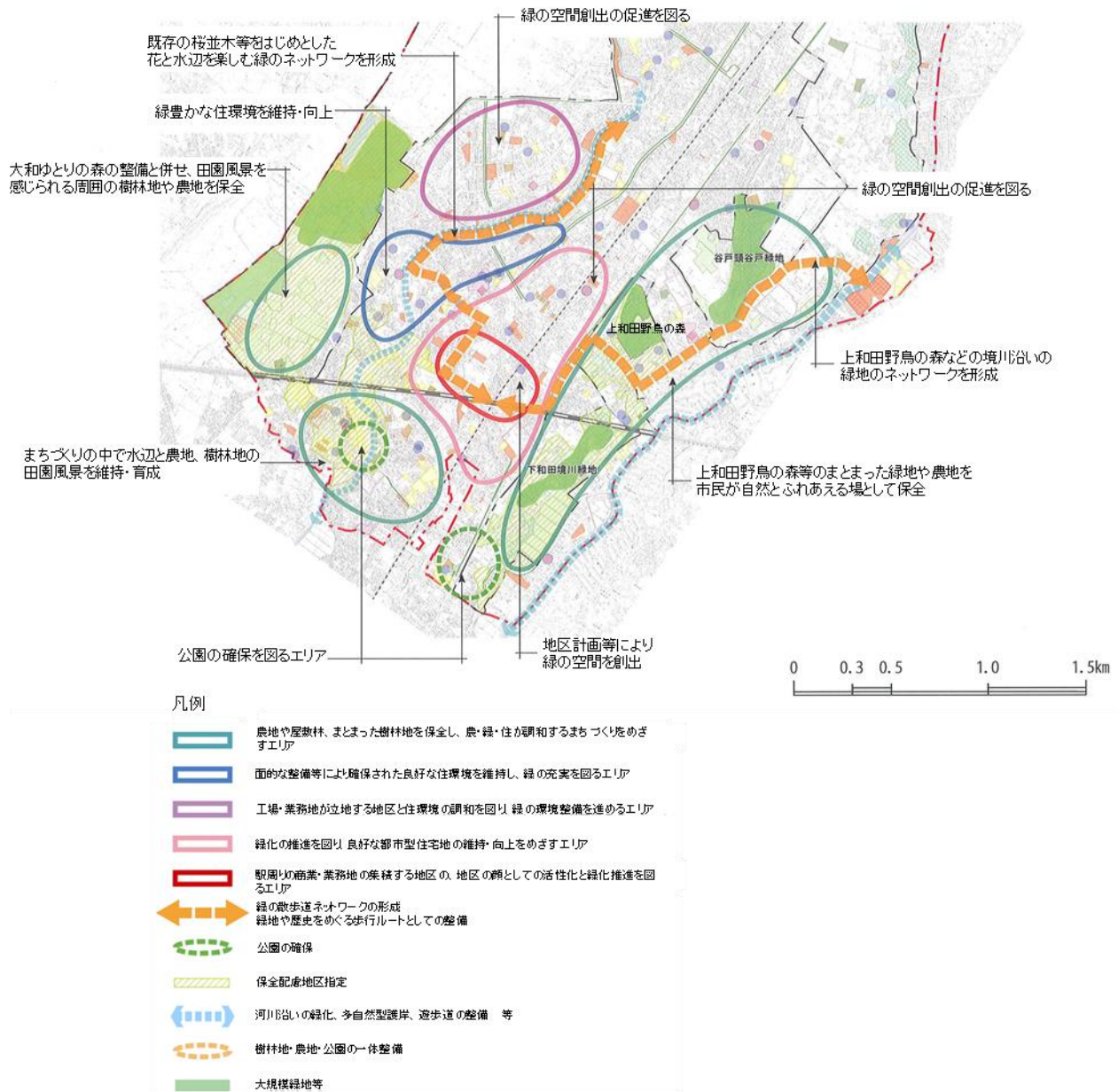
#### ○ 水環境再生の方針

上和田野鳥の森の湧水の保全を図ります。

境川沿いは、川を中心として花や緑による良好なまち並みの誘導に取り組みます。

引地川沿いは、連続する水と緑を楽しむ潤いのある空間づくりや水辺とのふれあいの場を確保するとともに、多様な生き物が棲める川づくりを推進します。

# ■高座渋谷地域







# 用語集

---

## 【あ行】

### エコアップ (P91)

開発や災害などで失われた自然環境を復元するとともに、生態学的な見地に基づいて、限られた緑地面積のなかにより多くの野生生物が生息できるように、生息環境の向上と多様化を図る取り組みをいいます。

### 援農ボランティア (P68, 96)

農家で農産物の生産を手伝うボランティアです。人手の不足を感じている農家と自然とのふれあいや農作物の栽培技術を習得しながら健康づくりを図りたい等と考える市民とを結びつけるものです。

### オープンスペース (P5, 69, etc.)

一般的には、建物によって覆われていない土地の総称をいいます。都市計画基礎調査では山林・農地などの自然的土地利用を除いた、都市公園・広場等の公共空地を示す言葉として用いられています。

## 【か行】

### 環境ユニット (P111)

緑地、河川(水辺)、農地、草地といった多様な環境の存在は、それらが一体となって雨水の循環、多様な生物の生息により食物連鎖や生産・消費・分解というサイクルを形成します。また、これらの環境は、水を引き、田畑を耕し、薪を採り、廃棄物を大地に返すといったように人々の暮らしの源泉でもあり、自然に根ざした固有の文化が形成されてきました。このように、生き物の生息と人の暮らしに必要な身の回りの環境の単位を環境ユニットとします。

## 【さ行】

### CSR (P96)

Corporate Social Responsibility の頭文字をとった表現で、一般的には「企業の社会的責任」と訳されています。企業は法律を守り、提供する商品やサービスに責任を持ち、従業員が働きやすい環境をつくり、地域社会に貢献し、地球環境に配慮した活動をしなければならない、こうした企業のありかたを表現した言葉です。企業が自社の敷地を緑化したり、市民のための環境公開講座を開催したり、水と緑を守る市民の活動を資金面から援助したりといった例があります。

### 市街化区域 (P16, 32, etc.)

都市計画法に基づき指定される区域。すでに市街地を形成している区域やおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域が指定されます。

### 市街化調整区域 (P16, 32, etc.)

都市計画法に基づき指定される区域。市街化を抑制すべき区域が指定され、原則的に開発行為が禁止されています。

### 市民緑地 (P6, 7, etc.)

「都市緑地法」に基づき、地域住民の自然とのふれあいの場や生物の生息・生育地となる身近な緑地について、契約により確保し、市民の公開する緑地保全制度です。土地所有者には、税制上の優遇措置があります。

### 市民緑地認定制度 (P48, 49, etc.)

「都市緑地法」に基づき、緑化地域及び緑の基本計画で定める緑化重点地区内で緑地が不足している場所に、NPO 法人や企業等の民間主体が、市町村長の認定を受けて、空き地等を公園的に整備し活用する制度です。土地所有者には、税制上の優遇措置があり、設置管理者に整備費用の一部補助を行う制度もあります。

### 植生 (P13, 87)

その土地の環境圧に耐え、生き残って形成されている植物集団の総称です。

## 【た行】

### 多自然川づくり (P69)

河川を整備する場合に、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史、文化との調和にも配慮し、河川が本来持っている生物の生息・生育繁殖環境や多様な河川風景を保全し、あるいは創出する川づくりをいいます。護岸等の河川施設は可能な限り自然に配慮した材料を使用し、また、水とのふれあいが出来る施設の整備などを行います。

### 地域制緑地 (P6、7、etc.)

地域制緑地は、「法によるもの」や「協定によるもの」、「条例などによるもの」の 3 種類に分けられ、そのうち「法によるもの」には風致地区、近郊保全緑地区域、歴史的風土保存区域、緑地保全地区、生産緑地地区などの制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境などの保全を図ることを目的としています。

### 地区計画等緑地保全条例制度 (P100)

都市緑地法に基づき、屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度です。条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域は、地区計画等において、現に存する樹林地、草地等で良好な住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域で、木竹の伐採等の一定の行為を行う場合に、市町村長の許可が必要になります。

### 地区計画等緑化率条例制度 (P87、101)

都市緑地法に基づき、市町村が、地区計画等の区域内において、条例で建築物の緑化率の最低限度を定めることができる制度です。緑化地域制度同様に、建築物の新築等に際して、一定割合以上の緑化を義務づけることができます。

### つま自然の森 (P108)

本市の中央林間自然の森と近隣市である相模原市の東林ふれあいの森を含めた一体の森は、「つま自然の森」と呼ばれ、昔から野鳥が多く見られ、市民に親しまれています。

### 特別緑地保全地区 (P2、6、etc.)

都市緑地法第 12 条により「良好な緑地において、建築行為などの制限により現状凍結的に保全する」区域です。市内で良好な自然環境を有している緑地で、市又は県が都市計画に「地域地区」を定めます。土地所有者には、税制上の優遇措置があります。

地区内で次の行為を行う場合に、都道府県知事などの許可が必要になります。

- 建築物その他工作物の新築、改築又は増築
- 宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更
- 木竹の伐採
- 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 ほか

### トコロジスト (P38、52、etc.)

「トコロジスト」とは、トコロ＝場所、ジスト＝専門家、の 2 つの言葉を併せた「その場所の専門家」という意味の造語で、故・浜口哲一氏(神奈川大学教授)が提唱したものです。

トコロジストは、鳥、野草、虫など特定分野だけでなく、その場所に生息する生き物すべてが対象であり、また、地域の地理や地質的なこと、歴史・文化・風土など広い分野に知識、興味がある人のことです。つまり、「生き物の専門家」ではなく、「その場所の専門家」として、市内の保全緑地等で保全活動を行っています。

### 都市計画区域 (P2、16、etc.)

都市計画法に基づいて、都市計画を策定すべき土地として設定された区域です。本市では、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

## 都市公園（P2、6、etc.）

都市公園法に規定される公園で、地方公共団体または国が設置するもの。

## トラスト緑地（P6、67、etc.）

（公財）かながわトラストみどり財団による緑地保全の制度です。本市内では、久田緑地（第2号）、泉の森（第3号）が対象地となっています。

- 久田緑地（6.6ha）・・・トラスト財団が保全契約を行い、管理を行っています。
- 泉の森（2.9ha）・・・トラスト財団が保全契約を行い、本市が管理を行っています。

（特別緑地保全地区を除く25ha内の山林が対象）

## 【な行】

### 2022年問題（P67、69）

1992年に改正された生産緑地法により、指定より30年が経過した生産緑地を土地所有者は、市に対して買い取りを申し出ることが可能となります。市が買い取りをしなかった場合は指定を解除することとされているため、指定より30年となる2022年以降、生産緑地の指定解除についての動向が注視されています。

## 農地トラスト（P86）

農的暮らしや農的仕事を求める人々が「トラスト会員」となって「農地トラスト基金」を造成し、この基金を用いて農業参入が認められた法人が「特区」の認定を受けた市町村と協定を結び農地を借り受け経営するものです。会員は農作業を地元農家と共同で行い、日常的な管理は地元農家が行います。

## 【は行】

### ビオトープ（P88、113）

生物を意味するビオ BIO と、場所を意味するトープ TOPE を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味します。地域計画においては、計画上重要な生物の生息空間の意味で使われます。生態系の保全の観点からは、単体でビオトープを整備（確保）するのではなく、生物の移動経路が確保できるようなビオトープネットワークの形成が重要とされています。

## PDCAサイクル（P75、115）

Plan（計画）、Do（実施）、Check（点検）、Action（是正）を意味し、品質向上のためのシステムの考え方です。品質管理の父といわれるデミングが提唱した概念で、単に PDCA という場合もあります。管理計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。

ここでは計画をたて（Plan）それを実行し（Do）評価し（Check）その評価結果を行政運営に反映させる（Action）というプロセスで一つの施策・事業を進めることをいいます。

## ヒートアイランド現象（P4、112、124）

経済活動や都市的土地利用の増加などにより、都市部において気温が異常に上昇する現象のことをいいます。等温線を描くと温度の高いところが「島」のように見えることから、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれます。

#### 保存樹林 (P6、33、etc.)

本市の「緑化の推進、緑の保全等に関する条例」第3条に基づく独自の制度です。市街化区域内の山林所有者と保全協定を結び、保存樹林として指定します。緑化奨励金を支払うことにより、保全を行います。(緑化奨励金額＝固定資産税＋都市計画税相当額)

#### 保全緑地 (P6、7、etc.)

本市の「緑化の推進、緑の保全等に関する条例」第3条に基づく独自の制度です。いわゆる6つの森を中心とした市街化調整区域の山林が対象となります。良好な自然環境を形成している山林を保全緑地として指定し、所有者と賃貸借契約を結び次の賃借料を支払うことにより保全を図ります。

120 円/m<sup>2</sup>・年(開放型) 、 72 円/m<sup>2</sup>・年(閉鎖型)

#### 保全配慮地区 (P100)

保全配慮地区とは、都市緑地法第4条第2項により「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」のことです。地区内で土地建物所有者に特別な規制を行うものではありませんが、市民や国等に対して、樹林地、農地等が存在し自然環境に富んだ地区全体を、保全上重要な地区であると明らかにし、多様な手法を組み合わせることで実施することにより、市内に残存する貴重な一団の緑地の保全を図るための地区です。

### 【ま行】

#### みず・みどり率 (P39、40、etc.)

みず・みどり率とは、市面積に対する水の蒸発散面積の占める割合です。環境の面から都市のヒートアイランド防止を図るために、前計画から新たに設定しました。蒸発散面積とは、航空写真を利用し、緑地はもとより地表面から水分が蒸発する裸地、グラウンド、水面などを含んだ土地の合計面積です。(蒸発散面積＝(田畑)+(山林)+(裸地)+(グラウンド)+(水面)+(公園)などを含んだ土地の合計面積です。)

#### 緑のカーテン (P47、87、113)

ツル性の植物を窓の外や壁面に這わせることにより、夏の暑い日に直接日差しが部屋に入って室温の上昇を抑えるのを防ぐ、クーラーなどの使用を抑制する自然のカーテンをいいます。

アサガオやヘチマなどのツルを支柱に絡ませたり、ネットに這わせて伸ばすことにより、太陽光の遮断と断熱、植物葉表からの蒸散による気化熱を利用して、建築物の温度常用を押さえることが主な目的ですが、居住環境として真夏の太陽の遮光や目隠し、植物の観賞にもなります。

### 【や行】

#### 遊休農地 (P120、122、etc.)

農業経営基盤強化法で定義されている法令用語で、農地であって、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるものをいいます。

## 【ら行】

### 緑化重点地区（P101、102、132）

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項による「緑化の推進を重点的に図るべき地区」です。地区内で土地建物所有者に特別な規制を行うものではありませんが、緑化を優先的かつ重点的に行う地区であり、地区内で公園緑地の整備や緑化を積極的に推進することにより、緑化の効果を目に見える形にし、その動きを周辺に広げていくための地区です。

### 緑化施設整備計画認定制度（P101）

都市緑地法に基づき、民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定することで、事業者が緑化に関して税制面で優遇措置を受けることができる制度です。

### 緑被地（P39、40、etc.）

樹林地（公園、庭、山林などの樹木に被われている土地）、草地、農地を緑被地としています。本計画の調査では、10㎡を最小単位として抽出しています。

### 緑被率（P39、40、etc.）

緑被率とは、市面積に対する緑被面積の占める割合です。平面的な緑の量を把握するための指標です。緑被面積は、航空写真により、1団で10㎡以上の緑（樹木、芝、草花など植物）によって覆われた土地の合計面積です。

## 【わ行】

### ワークショップ（P45、108）

特別の課題について関心を持つ人々が、小さいグループに分かれて調査、学習、提案、討論などをする、密度の濃い合意形成のための話し合いの方法をいいます。参加者の自由な発想を引き出し、創造的に作業や議論を進めることをねらいとしています。



大和市緑の基本計画 改定版

2019年(平成31年)3月 改定

編集： 大和市環境農政部みどり公園課  
〒242-8601  
大和市下鶴間一丁目1番1号  
電話 046-263-1111(代表)